

〔事例集〕

（本事例集について）

- 1 本事例集は、地方公共団体における「ごみ屋敷」対策の参考となるよう、調査対象市区における「ごみ屋敷」事案への対応状況を紹介している。
- 2 本事例集については、調査対象市区の対応部局への調査で作成しており、事実関係については、当該部局で把握しているものや、その見解を記載している。
- 3 本事例集における「ごみ屋敷」は、「建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）及びその敷地あるいは集合住宅における戸別専有部分又はベランダや共有部分に、物品が堆積、又は放置されることに起因して、悪臭、ねずみ・害虫の発生、火災や地震時のごみの崩落のおそれ、ごみのはみ出しによる通行上の支障、家屋の倒壊など周辺住民や本人の生活環境が損なわれているもの」とした。
- 4 本事例集について、「解消」とは、「調査時点（令和4年10月1日）において、上記で定義した「ごみ屋敷」状態になく、市区町村において再発の可能性がないと判断するもの」とした。

事例の区分

〈解消・未解消〉

区分	事案数	該当事例（事案番号）
解消	62	1～62
未解消	119	63～181

〈家屋形態〉

区分	事案数	該当事例（事案番号）
戸建住宅	126	1, 2, 3, 4, 6, 7, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 29, 33, 38, 40, 47, 48, 51, 58, 59, 60, 62, 64, 65, 66, 68, 69, 70, 71, 72, 74, 75, 77, 78, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 102, 103, 106, 107, 108, 109, 111, 112, 113, 115, 116, 117, 119, 121, 122, 125, 126, 127, 128, 130, 131, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 142, 143, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 164, 166, 167, 168, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 181
集合住宅	55	5, 8, 9, 10, 25, 26, 30, 31, 32, 34, 35, 36, 37, 39, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 49, 50, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 61, 63, 67, 73, 76, 79, 91, 101, 104, 105, 110, 114, 118, 120, 123, 124, 129, 132, 140, 141, 144, 155, 163, 165, 169, 179, 180
うち公営住宅	15	5, 9, 41, 43, 46, 52, 55, 63, 73, 101, 104, 110, 129, 132, 180

〈堆積場所〉

区分	事案数	該当事例（事案番号）
家屋内のみ	63	5, 10, 18, 19, 22, 25, 26, 29, 30, 31, 32, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 50, 52, 55, 56, 57, 61, 67, 76, 79, 91, 105, 118, 120, 122, 123, 124, 125, 127, 132, 137, 140, 144, 148, 152, 153, 155, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 169, 172, 173, 174, 179, 180
家屋の外の敷地内 まで	73	2, 3, 4, 6, 7, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 20, 21, 23, 24, 27, 28, 33, 40, 47, 48, 51, 58, 59, 60, 62, 64, 65, 68, 74, 75, 77, 83, 87, 88, 92, 93, 94, 95, 97, 100, 102, 103, 106, 107, 109, 111, 112, 116, 117, 119, 126, 131, 133, 134, 138, 139, 143, 145, 147, 149, 150, 151, 154, 157, 159, 162, 167, 170, 171, 176, 177, 178, 181
敷地外まで	45	1, 8, 9, 14, 49, 53, 54, 63, 66, 69, 70, 71, 72, 73, 78, 80, 81, 82, 84, 85, 86, 89, 90, 96, 98, 99, 101, 104, 108, 110, 113, 114, 115, 121, 128, 129, 130, 135, 136, 141, 142, 146, 156, 168, 175

〈堆積物の排出状況〉

区分	事案数	該当事例（事案番号）
排出済	83	1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 61, 62, 66, 77, 78, 90, 94, 96, 103, 105, 110, 116, 117, 120, 136, 138, 139, 141, 144, 152, 154, 155, 157, 160, 173
未排出	98	2, 55, 63, 64, 65, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 91, 92, 93, 95, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 104, 106, 107, 108, 109, 111, 112, 113, 114, 115, 118, 119, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 137, 140, 142, 143, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 153, 156, 158, 159, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 17 年 12 月（13 年間）
(2) 端緒	道路担当部局等が対象地外の公道上の堆積物について上記時期以前から対応していたが、記録がなく具体的な端緒は不明。その後、対象地の家屋が火災により全焼したため、居住者は他自治体に転居したものの、対象地内の物品の堆積について改善がなかったため、以降は主に環境担当部局が対応
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明、火災により全焼）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	調理器具、たらい、衣類、ペットボトル、鉄パイプ等で作られた工作物
(4) 堆積の影響	・対象地においてねずみが発生 ・事案対応中に火災が発生し、家屋が全焼 ・対象地に鉄パイプ等で作られた工作物が設置されており、倒壊の危険性あり ・敷地外の公道まで物品が堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、道路担当部局、消防署、建設担当部局
(2) 対応状況	・対象地家屋の全焼以前は、道路担当部局が居住者に対し、公道上の堆積物の撤去について指導するとともに、本人の同意を得て撤去を行っていた。家屋の全焼後、公道上の堆積物については本人が撤去したものの、敷地内の堆積物については改善がなく、増加していた状況 ・本人は他の自治体に転居していたが、対象地に物品を持ち込んでいるものと思われたため、環境担当部局が本人に対し撤去を指導。本人は自身で撤去すると主張するものの、実際の行動には至っておらず、市区による排出支援についても理解を得ることが難しい状況 ・指導を重ねても改善されない状況が続いたため、「ごみ屋敷」条例に基づく勧告、命令を行ったが、堆積状況に変化がなかったため、代執行を実施し、堆積物を撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 30 年 12 月解消
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 21 年 9 月（11 年間）
(2) 端緒	周辺住民から保健所に対し、樹木の越境について通報があり、相談を受けた地域包括支援センターが現地確認を行ったところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、不燃ごみ
(4) 堆積の影響	・ 屋内に堆積物由来の悪臭あり ・ 屋内外に害虫が発生 ・ 屋内外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり ・ 家屋が老朽化しており、管理もされていないため、倒壊のおそれあり ・ 不法投棄が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 単身世帯（高齢者） ・ 別居の親族がおり、地域包括支援センターの介入を契機に支援について協力あり
(2) 健康・障害	認知症、介護サービス（デイサービス）を利用
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、道路担当部局
(2) 対応状況	・ 地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に接触。屋内は堆積物の散乱により移動が困難で、床が抜けた部屋もあり危険な状態だが、本人に家屋を取り壊す意思はなく、堆積物についてもごみと認識しておらず、撤去を拒否 ・ その後、本人が有料老人ホームに入所。堆積者がいなくなった一方、管理不全空き家となり、家屋内の状況は手つかずと考えられるが、別居の親族が敷地と公道の間に壁を設置したところ、不法投棄は確認されなくなった。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 2 年 7 月解消
(4) 再発防止の実施	-（本人は有料老人ホームに入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 25 年 3 月（解消時期不明）
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、紙ごみ、缶、瓶、ペットボトル
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子の 2 人世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局
(2) 対応状況	環境担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、本人から撤去の意思が示された。後日、堆積物が撤去されていることを確認
(3) 令和 4 年 10 月の状況	解消時期不明
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 4 月（解消時期不明）
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	木材、トタン、段ボール
(4) 堆積の影響	屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局
(2) 対応状況	環境担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、本人から撤去の意思が示された。後日、堆積物が撤去されていることを確認
(3) 令和 4 年 10 月の状況	解消時期不明
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 12 月（5 年間）
(2) 端緒	対象世帯を支援している主任児童委員から、屋内の堆積物の放置等について相談があり、子ども担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	衣類、靴、古紙、ペットボトル、缶、布団、ソファ、家電等
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・母と子（児童）の 2 人世帯 ・父は別居しており、対応期間中に離婚したが、その後も往来や金銭的支援あり
(2) 健康・障害	母は市区の働き掛けにより医療機関を受診したところ、知的障害の可能性はあるが、継続的な治療は必要ないとの診断
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	子ども担当部局、学校、主任児童委員、児童相談所、社会福祉協議会
(2) 対応状況	・対象世帯については、物品堆積による養育環境の悪化など、ネグレクトが疑われたことから、要保護児童対策地域協議会における支援対象家庭に位置付け、父母と対応部局による関係者会議を実施して、対応方針を検討 ・子ども担当部局が対象地を訪問し、母に接触。本人は堆積物を撤去したい意向はあるものの、精神的に余裕がなくなると自身で片付けることが困難になり、対応部局の受入れについても理解を示さなくなる傾向がみられたが、長期介入により関係性が構築されていき、少しずつ対応部局を受け入れるようになった。 ・父母と面接して、①対応部局も支援しての一斉清掃の実施、②対応部局の屋内立入りの受入れ、③ヘルパー派遣の利用について働きかけたところ、同意が得られ、承諾書を交わす。 ・一斉清掃については、本人が生活に困窮していたため、都道府県社会福祉協議会の地域における公益的な取組による経済的支援を活用して費用を工面するとともに、市区社会福祉協議会の人的支援を受けて排出支援を行い、堆積物を撤去 ・堆積物の撤去後、養育環境保全のため、支援対象児童等見守り強化事業を導入。市区から委託を受けた民間支援団体が月 2 回食糧支援のため

		事案番号	5
区分		内容	
		訪問するとともに、屋内の片付けを支援するなどし、対象世帯の見守りを継続	
	(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 2 年 3 月解消	
	(4) 再発防止の実施	支援対象児童等見守り強化事業の利用	

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 27 年 4 月（7 年間）
(2) 端緒	高齢者に対する犯罪防止の見回りをしていた警察官から屋外の堆積物の放置等について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、ペットボトル、段ボール、家具等
(4) 堆積の影響	・対象地に近づくと堆積物由来の悪臭あり ・屋内、屋外に害虫やねずみが発生 ・屋外に物品が堆積しており、放火の危険性あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（高齢者）、長男、長女の 4 人世帯
(2) 健康・障害	・妻は認知症、要介護 3 ・長男は発達障害の疑いがあり、ひきこもり状態。長女は精神障害あり
(3) 収入等	全員不就労。父親及び母親の年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、保健所、地域包括支援センター、都道府県精神保健福祉センター
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が、地域包括支援センター及び保健所と協力して対象地を訪問し、堆積物の撤去について指導するとともに、各居住者が抱える問題を確認。健康・障害状況の見立てのため、都道府県精神保健福祉センターの支援事業を活用して、同センターの医師も同行 ・主な堆積者である長男は、「ごみは友達」と発言し、多くの堆積物について処分を拒否していた一方、家族は堆積物を不要なものと認識 ・家族全員が健康上の課題を抱えていたため、「ごみ屋敷」条例担当部局、保健所及び地域包括支援センターが粘り強く対応し、以下のとおり支援 夫：加齢による日常生活動作の低下はみられたものの、大きな問題はなく、自身でアパートを借りて生活 妻：介護老人保健施設への入所を経て、特別養護老人ホームに入所。また、ケアマネジャーの支援により、後見人を選定 長男・長女：精神保健福祉サービスを利用し、グループホームに入所 ・対象地が登記上母親の所有物であったため、妻の後見人が、父、長男及び長女の下承を得て、堆積物を処分
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 4 年 5 月解消
(4) 再発防止の実施	-（主な堆積者である長男はグループホームに入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 27 年 5 月（3 年間）
(2) 端緒	自治会から屋外の堆積物の放置等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	粗大ごみ
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	不明
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局
(2) 対応状況	・環境担当部局が対象地を訪問したところ、周辺環境に影響を及ぼす状況になっていなかったため、居住者には未接触 ・その後も数回現地確認を行っていたところ、対象地は家屋が解体され、更地になっていることを確認
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 30 年 4 月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 27 年 12 月（3 年間）
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置、悪臭、害虫の発生等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、缶、ペットボトル、段ボール、容器包装プラスチック類
(4) 堆積の影響	堆積物に含まれるペットの餌に由来する悪臭、害虫の発生あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	精神疾患があるが、通院は行っていない
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、生活保護担当部局
(2) 対応状況	・環境担当部局及び生活保護担当部局の担当ケースワーカーが定期的に対象地を訪問し、居住者に対してごみの出し方について指導 ・集合住宅の出入口付近における堆積物は、可燃ごみのごみ袋やペットの餌など廃棄物と考えられるものがある一方、箱詰めの状態でブルーシートが掛けられた状態のものもあり、一見すると屋内に入りきらない物を屋外に積んでいるようにも見えるが、本人はこれらを数年間放置。しかし、本人はこれを適正管理しているとするほか、親の形見も含まれるとして撤去に応じないため、環境担当部局においては指導が困難。一方、生活ごみの排出については、周辺住民からごみの分別について注意されたためできなくなったということも聞かれたため、ごみの分別や出し方について助言 ・その後も本人への指導を関係が構築できているケースワーカーにより継続していたところ、最終的には本人が当該住宅を退去し、堆積物も解消
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 31 年 1 月解消
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 3 月（3 年間）
(2) 端緒	生活保護担当部局が定期的に行う家庭訪問時に屋内の堆積物の放置等を把握し、「ごみ屋敷」条例担当部局に相談
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、ペットボトル、紙くず、段ボール
(4) 堆積の影響	・隣室において悪臭あり ・屋内に害虫が発生 ・屋内外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり ・敷地外の共用部分に一時的に物品を堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親と子（児童）の 2 人世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	公営住宅担当部局、生活保護担当部局、子ども担当部局、小学校、「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・生活保護担当部局のケースワーカーと公営住宅担当部局が中心となって対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。ネグレクトの疑いもあったことから、子ども担当部局及び子が通学している小学校とも情報共有を行い、対応 ・堆積者である親は、共用部分の堆積物については指導に応じて撤去したものの、屋内の堆積物については思い入れがあり捨てられないと主張して指導に応じず、家屋内の立入りについても拒否。市区による撤去の支援についても理解を得ることが難しい状況 ・その後も指導を継続したが、公営住宅担当部局による公営住宅条例に基づく再三の是正勧告に対しても本人が応じなかったため、同条例に基づき、公営住宅の明渡しを請求。最終的には、市区の働き掛けに本人が同意して、自主退去の形で児童福祉法に基づく母子生活支援施設に入所し、堆積物については、対応部局が撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 31 年 4 月解消
(4) 再発防止の実施	-（居住者は母子生活支援施設に入所中）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 4 月（7 年間）
(2) 端緒	居住者から介護保険申請があったため、地域包括支援センターが情報収集のため居宅を訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、瓶、缶等
(4) 堆積の影響	不明
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 単身世帯（高齢者） ・ 別居の親族がおり、対象地の片付けについて協力あり
(2) 健康・障害	ヘルパー派遣を利用（要支援 1）
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、介護事業所
(2) 対応状況	・ 地域包括支援センターが対象地を訪問し、状況を確認。居住者は土足で室内を歩き、調理などで物を床に落としてもそのまま放置している状況であるが、撤去の必要性を感じておらず、自身で片付ける習慣がない。 ・ 要介護認定を受けてヘルパー派遣を導入したことから、ヘルパーと別居の親族が支援して、本人により片付けるよう働き掛けていたが、一緒に片付けることはできても、一人になるとできず、改善がみられない。 ・ その後、本人が認知症を発症したため、単身生活を案じた親族の働き掛けにより、本人は高齢者用在宅介護支援住宅に入所。自宅については退去手続きをとり、市区において家財の処分に関し、生活保護法に基づく一時扶助の家財処分料を活用して民間事業者へ委託し、堆積物を撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 4 年 10 月解消
(4) 再発防止の実施	-（居住者は高齢者用在宅介護支援住宅に入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 8 月（5 年間）
(2) 端緒	市区の高齢者福祉を専門とした相談員から、高齢者世帯における堆積物の放置等について地域担当部局に相談があり、地域担当部局と「ごみ屋敷」「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	段ボール、新聞紙、本、紙類等
(4) 堆積の影響	屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、放火の危険性あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・夫婦（高齢者）2 人世帯 ・別居の子が片付けについて協力あり
(2) 健康・障害	・夫は要介護 3 ・妻は体調不良のため施設入所を希望
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。妻は撤去の意思があるものの、主な堆積者である夫は堆積物の中に必要なものがあると主張して、撤去に応じない。 ・別居の子に接触したところ、対象地の片付けについて協力を得られたため、「ごみ屋敷」条例担当部局と共に排出支援を実施 ・対応中に妻が施設に入所することになったほか、夫が入院し、その後死亡。最終的には別居の子が民間事業者に委託して堆積物を撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 4 年 1 月解消
(4) 再発防止の実施	－（居住者は施設に入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 12 月（4 年間）
(2) 端緒	消防担当部局、地域包括支援センター及び民生委員が、防火指導を目的とした合同訪問において、屋内の堆積物の放置等を把握し、「ごみ屋敷」条例担当部局に情報提供
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	空トレイ、空き箱、紙類（ちらし）、古本、ビニール袋、空ペットボトル、空缶、菓子、食品かす
(4) 堆積の影響	・夏は悪臭が発生し、周辺住民から苦情あり ・夏は害虫が発生 ・野良猫が出入りし繁殖、悪臭の原因でもあり、周辺住民から苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	認知機能の低下あり
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、高齢者担当部局、消防担当部局、環境担当部局、衛生担当部局、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））、ケアマネジャー、医療機関
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は当初、堆積物の撤去について消極的であったが、「ごみ屋敷」条例担当部局に加え、CSW も関わりを開始して粘り強い働き掛けにより関係性を構築し、支援も行ったことで屋外の堆積物を少しずつ片付けられるようになり、さらに対象地の向かいに開業した宿泊施設業者による清掃も行われたことにより、屋外の堆積物が撤去された。 ・屋内の堆積物については、撤去後の再発防止のためには介護サービスの導入などが不可欠と考えられたところ、本人は判断能力が乏しく金銭管理ができない状態であったことから、市区長申立てにより本人の後見開始の審判を請求し、後見人を選定。さらに要介護認定を受けて要介護 1 とされ、認知症の診断も受けた。 ・その後、本人の同意を得て、対応部局により家屋内の一斉清掃を実施して堆積物を撤去し、ヘルパー派遣を導入するとともに、市区のごみ収集サービスの利用を開始 ・以降もヘルパー、病院の相談員、CSW 及び「ごみ屋敷」条例担当部局がそれぞれ定期的に訪問し、見守りを継続していたところ、最終的には本

区分		内容
		人が腎不全で入院し、そのまま施設入所となった。本人に後見人がいることから、市区における対応は終了
	(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 3 年 3 月解消
	(4) 再発防止の実施	- (居住者は施設に入所)

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 12 月（2 年間）
(2) 端緒	生活保護の申請受理に伴い、対象世帯を支援していた地域包括支援センターに経緯を確認したところ、屋外の堆積物の放置等について情報提供があったため、生活保護担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、衣類
(4) 堆積の影響	・堆積物に生ごみが含まれており、悪臭あり ・屋内外においてねずみが発生 ・屋内外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親（高齢者）と子の 2 人世帯 ・別居の親族による子の支援への協力あり
(2) 健康・障害	親は認知症。子は精神疾患あり
(3) 収入等	親は年金収入あり。子は生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、地域包括支援センター、保健所（保健師）、「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが家庭訪問において居住者と面会したところ、対象地の持家及び土地を売却して転居する意向が示されたため、転居に向けた支援を開始 ・支援期間中に親が死亡し、精神疾患のある子が単身で生活することになったため、別居の親族も子の支援について協力。本人の生活の安定に向けた支援を行うため、医療機関の受診について親族や保健師が同行し、本人を説得して最終的に入院となり、適切な医療につながった。 ・医療機関の受診により本人の精神状態が安定し、退院後は障害者総合支援法に基づく自立支援給付として、グループホームに入所。本人が外出可能となったことから、持家等の売却に向けて、地域包括支援センター等が堆積物の撤去の支援を実施したが、堆積物が大量であったこと、本人が堆積物の中に必要な物品が混在している可能性を指摘したことから、十分に撤去することができず、本人の精神不安定もあり、売買手続も予定より遅れたものの、最終的には堆積物の処分と併せて持家の取り壊しが行われ、対象地は更地化
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 30 年 8 月解消
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 4 月（3 年間）
(2) 端緒	町内会長から、屋外の堆積物の放置等について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生活用品、木材、脚立、粗大ごみ、レンガブロック、花
(4) 堆積の影響	敷地外道路脇の側溝部分に堆積物を放置
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	兄弟（高齢者）の 2 人世帯
(2) 健康・障害	弟は右上肢機能全廃（身体障害者手帳 1 級）、要介護 3 で、訪問介護、短期入所介護、通所リハビリテーションを利用
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、居宅介護支援事業所
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。居住者は指導には応じていたものの、高齢及び身体障害のため思うように片付けが進まない状況であったが、定期的な訪問を継続した結果、自身で堆積物を撤去 ・堆積物の撤去後、再発防止のため居宅介護支援事業所のケアマネジャーと連携して見守りを行っていたところ、生活状況が安定し、再発のおそれなくなったことから、対応を終了
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 2 年 7 月解消
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年（5 か月）
(2) 端緒	地域包括支援センターが屋外の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、日用雑貨、家具、衣類等
(4) 堆積の影響	・近隣において生ごみ等に由来する悪臭あり ・屋内外に害虫が発生しており、容易に目視可能 ・屋内に可燃物を含む物品が天井まで堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、高齢者担当部局、環境担当部局
(2) 対応状況	地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は堆積物を大事な物であると主張するものの、市区による排出支援に同意したため、高齢者担当部局及び環境担当部局と協力して対象地の堆積物を撤去。環境担当部局がごみ収集車により堆積物の収集・運搬を実施し、本人が経済的に困窮していたことから、排出支援を地域における美化活動と位置付け、処理手数料を免除
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 29 年 9 月解消
(4) 再発防止の実施	－（居住者は老人ホームに入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 5 月（7 か月）
(2) 端緒	対象地を定期訪問している生活保護担当部局から、屋内の堆積物の放置等について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	プラスチックケース、瓶、テレビ、木材等
(4) 堆積の影響	屋内外にねずみが発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（父は高齢者）と子の 3 人世帯
(2) 健康・障害	・妻は糖尿病 ・子は統合失調症
(3) 収入等	・生活保護受給 ・年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、生活保護担当部局、保健所
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が生活保護担当部局の担当ケースワーカーに同行して対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。高齢夫婦と精神疾患のある子の世帯のため、片付けが困難な状況がみられたものの、指導に応じて自身で堆積物を撤去 ・堆積物の撤去後も、ケースワーカーによる定期的な見守りを行い、生活状況が安定し、再発のおそれなくなったことから、対応を終了
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 29 年 12 月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 7 月（4 年間）
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	ペットボトル、空き缶
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦 2 人世帯
(2) 健康・障害	福祉サービスの受給はなし（福祉担当部局に確認）
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・ 事案の把握以降、「ごみ屋敷」条例担当部局が 2、3 年にわたり対象地への訪問や文書連絡による居住者との接触を試みたものの、居住者から応答なし ・ その後、居住者から堆積物を撤去したいとの相談があったため、民間事業者について情報提供を行ったところ、自身で対応し、堆積物が撤去された。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 3 年 4 月解消
(4) 再発防止の実施	年 1 回程度のパトロール

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 8 月 (5 か月)
(2) 端緒	民生委員から、屋内の堆積物の放置等について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅 (持家)
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ
(4) 堆積の影響	堆積物やペットの多頭飼育による害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 夫婦 2 人世帯 (妻は高齢者) ・ 別居の子がいるが、ヘルパーが連絡した際には関わりに消極的
(2) 健康・障害	妻は脳出血による左上肢機能の著しい障害などあり (身体障害者手帳 2 級)、要介護 3 で訪問介護を利用
(3) 収入等	妻の年金収入、夫の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局 (環境担当部局)、居宅介護支援事業所
(2) 対応状況	・ 「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去やペットの多頭飼育について指導したところ、居住者が指導に応じて自身で堆積物を撤去 ・ 堆積物の撤去後も定期的な訪問による見守りを行っていたところ、主な堆積者であった妻が亡くなり、再発のおそれなくなったことから、対応を終了
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 30 年 1 月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 9 月（3 か月）
(2) 端緒	周辺住民から、屋内に物品が堆積している家屋について相談があり、地域福祉担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	段ボール、生ごみ等
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	身体障害があり足が不自由（介護保険第 2 号被保険者）
(3) 収入等	不動産収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域福祉担当部局、障害者担当部局、高齢者担当部局
(2) 対応状況	・地域福祉担当部局が対象地を訪問して居住者に接触し、屋内に物品が堆積している状況を把握。身体障害があり足が不自由であったことから、支援の方法について、障害者担当部局を中心に、高齢者担当部局及び地域福祉担当部局で協議し、介護保険サービスの導入を検討 ・本人に対し支援を提案したところ、当初は支援を受け入れられなかったが、訪問を継続するうちに本人から同意が得られたため、介護認定の申請につなぎ、訪問介護サービスを導入 ・本人は介護サービスを利用しながら少しずつごみを排出して、家屋内の物品の堆積を解消
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 29 年 12 月解消
(4) 再発防止の実施	介護サービスの利用による定期的な見守り

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 10 月（2 か月）
(2) 端緒	身体障害のある居住者のかかりつけの医療ソーシャルワーカーから堆積物の放置等について相談があり、地域包括支援センターが現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	アルミ缶、弁当容器、生活ごみ
(4) 堆積の影響	屋内に悪臭が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	身体障害あり（身体障害者手帳 4 級）
(3) 収入等	就労していたが欠勤が続き、生活保護を申請
5 対応	
(1) 対応部局	相談支援事業所、地域包括支援センター、自治会、民生委員
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に接触。本人は身体障害により著しく筋力が低下しているため、日常生活が困難な状態で家事やごみ出しができなくなっていたが、自宅での生活を希望しており撤去の意思も示されたため、撤去の支援と障害福祉サービスの導入を働き掛けたところ、本人が同意 ・主な堆積物がアルミ缶であったことから、民生委員や自治会の協力も得て、リサイクル活動として廃品回収により撤去し、その他の堆積物については、本人とともに撤去 ・その後、本人を生活保護の受給及び居宅介護の利用につなぎ、さらにごみ収集サービスも導入。本人は自身で可能な範囲での片付けを行っており、生活環境の維持ができています。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 29 年 12 月解消
(4) 再発防止の実施	居宅介護及びごみ収集サービスの利用

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 11 月（6 か月）
(2) 端緒	対象世帯を支援していた地域福祉担当部局から、堆積物の放置等について相談があり、地域担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	車、タイヤ、家電 4 品目、パソコン、バッテリー、廃油、太陽光パネル、瓶、缶、ペットボトル、不燃物、紙類、衣類、木片、電線、ガラス、割れ物、瓦等
(4) 堆積の影響	・屋外に悪臭が発生 ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・両親と子 2 人の 4 人世帯 ・対象地の家屋は災害により半壊してライフラインが停止しており、子 1 人が居住。他 3 人は把握当時、仮設住宅に居住しており、対象地に戻る意向がない。
(2) 健康・障害	夫は若年性認知症、会話が困難な状態
(3) 収入等	・両親は廃棄物処理業を営んでいるが、生業として成り立っていない状況 ・子の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域担当部局、環境担当部局、総務担当部局、地域福祉担当部局、子ども担当部局、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所
(2) 対応状況	・対象世帯については、単に堆積物撤去の問題だけではなく、夫に傷病があり撤去費用が負担できないといった福祉的な問題や、地域としての問題が複合していたことから、解消のためには関係部局の垣根を越えた横断的なプロジェクトチームの編成が必要と判断。関係部局が参画する調整会議を複数回にわたり開催し、対応方針を協議 ・会議においては、堆積物をごみ処理場に持ち込む場合、大量であるため処理手数料が高額となり、居住者において費用を負担できないことから、地域住民等において公益活動として清掃作業を行うものとして、処理手数料を減免することを検討。その場合においては、人と車が多数必要となることから、清掃ボランティアを広く募集するとともに、市区の一般廃棄物処理業協同組合に対し、傘下事業者からの車両と人的支援について協力を依頼。ボランティア募集については、自治会にもチラシの配布などの協力を依頼

区分	内容
	・こうした取組を進めるとともに、妻に対し、堆積物の撤去支援について提案。また、撤去作業について、妻及び子 2 人も作業に参加するよう促し同意を得た。 ・これらの対応を行った結果、当日の撤去支援においては約 150 人のボランティアが参加し、堆積物を撤去。対象地については、堆積物の撤去後も子 1 人が居住しているところ、世帯として対象地での生活再建の意向はないことを把握していることから、今後、物品が堆積する可能性は低いと考えられる。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 30 年 5 月解消
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 4 月 (2 か月)
(2) 端緒	自治会長から、対象世帯における屋内の堆積物の放置等について相談があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅 (持家)
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	新聞紙、一般ごみ、し尿の入ったペットボトルなど
(4) 堆積の影響	屋内に悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯 (高齢者)
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、地域包括支援センター、自治会
(2) 対応状況	・環境担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は長年ごみ出しをしておらず、生活が困難であるほど物品が堆積していたが、周辺住民が現状を問題と考えている以上、自力では撤去できないが改善したいとの意向を示す。 ・環境担当部局において、物品の堆積状態を改善するための支援要領を定めているところ、本人、地域包括支援センター、自治会、近隣住民と対応方針について協議し、支援要領に基づく堆積物の排出支援の実施を決定。本人による民間事業者への委託を支援するとともに、堆積物の排出作業については市区対応部局や住民も参加して、撤去に至った。 ・その後、本人は引き続き自宅の片付けを行う意向を示している。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 30 年 6 月解消
(4) 再発防止の実施	再発防止対応として、敷地内にごみを格納するコンテナを設置し、民間事業者においてそれを引き取ることができないか、自治会において対応可能な事業者を調べている。

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 6 月（4 か月）
(2) 端緒	町内会長から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	家庭ごみ、ペットボトル、ペットの糞尿等
(4) 堆積の影響	・ペットの糞尿により、周辺の生活環境に支障が生ずる程度の悪臭あり ・害虫が大量に発生しており、容易に目視可能 ・屋内外に可燃物が大量に堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	・勤労収入あり ・生活保護を受給していると思われる（未確認）
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、町内会、保健所、地域担当部局、賃貸住宅管理者
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局、町内会、保健所及び地域担当部局がそれぞれ対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は堆積物をごみと認識しているものの、体調不良等を理由に撤去できないと主張して、改善されない状況 ・本人への撤去指導に加えて、賃貸住宅管理者への撤去依頼を行ったところ、賃貸住宅管理者が自身の費用負担で堆積物を撤去。その後、本人は退去し、当該住宅は解体、撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	平成 30 年 10 月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 9 月（1 年間）
(2) 端緒	近隣住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	新聞紙、雑誌、木材等
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子の 2 人世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	子の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が主な堆積者である子に対し、堆積物の撤去について指導したが、本人は堆積物を有価物で自らの財産であると主張して撤去の意思がなく、市区による撤去の支援についても理解を得ることが難しい状況 ・大型の台風の影響により当該家屋の一部が崩壊し、本人が災害ごみとして市区の施設に搬入するための手続を行っていたところに声掛けを行い、市区の支援により、災害ごみと合わせて堆積物を排出することを提案したところ、本人が同意したため、「ごみ屋敷」条例担当部局がごみ収集車を手配して堆積物の収集、運搬を行い、堆積物を撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和元年 9 月解消
(4) 再発防止の実施	「ごみ屋敷」条例担当部局による定期的な見回り

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 10 月（2 年間）
(2) 端緒	対象世帯を支援していた保健担当部局から、障害福祉サービスの利用について相談があり、障害者担当部局が現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、衣類、玩具、子の使用済みおむつ
(4) 堆積の影響	害虫が多数発生しており、容易に目視可能
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	祖母、両親、子 3 人（全員児童）の 6 人世帯
(2) 健康・障害	- 妻は統合失調感情障害（精神障害者保健福祉手帳 2 級）、ヘルパー派遣を利用 - 子 3 人はいずれも知的障害あり（療育手帳 B2）
(3) 収入等	就労収入、障害年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	障害者担当部局、子ども担当部局、保健担当部局
(2) 対応状況	- 対象世帯については、把握以前から妻の育児ネグレクトの可能性に対して介入しており、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会により、対応部局において防止策を検討 - 把握当初、妻が妊娠中のため身体的、精神的な困難があったほか、片付けについては手順を教わりながらでなければ自発的にできず、屋内に物品が堆積していた状態 - 堆積物の撤去については、障害福祉サービスの家事支援で対応できる規模ではなかったが、妻が出産し自宅に戻る前に居住スペースを確保するため、対応部局においてボランティア対応として堆積物を撤去 - 堆積物の撤去後、ヘルパー派遣による支援の際に本人や子の見守りを行っていたが、その後、対象世帯が転居。ヘルパー派遣に加え、夫の親も同居して育児・家事支援が行われており、物品の堆積は再発していない。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 2 年 10 月解消
(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣の利用

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 11 月（2 年間）
(2) 端緒	地域包括支援センターから、支援している居住者の家屋内の堆積物の放置等について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	衣類、ペットボトル、電池、ビニール袋等
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	重度の慢性腰痛があり定期的に通院
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、生活保護担当部局、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））
(2) 対応状況	・地域包括支援センターから、居住者へのヘルパー派遣の導入を検討しているが、屋内に物品が堆積しているためヘルパー業務が行えず、堆積物を撤去する必要があるとの相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が地域包括支援センターに同行して対象地を訪問 ・本人は、高齢になりごみ出しが困難になったとの主張があったため、市区も支援して堆積物を撤去し、ヘルパー派遣の導入を提案。当初、本人は理解を示さなかったが、説得に応じて同意したため、「ごみ屋敷」条例担当部局及び地域包括支援センターも支援して、堆積物を一部撤去 ・さらに堆積物を撤去すべく支援について本人に働き掛けたところ、本人が先の撤去により必要な物がなくなると主張し、今後の撤去と市区との接触について拒否。ヘルパー派遣も導入に至らなかった。 ・その後は、CSW の協力を得て、地域包括支援センター、生活保護担当部局及び CSW が情報共有しつつ、見守り対応を実施していたところ、本人が介護施設に入所することになり、市区において家財の処分に関し、生活保護法に基づく一時扶助の家財処分料を活用して撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 2 年 11 月解消
(4) 再発防止の実施	－（居住者は介護施設に入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年（2 年間）
(2) 端緒	生活保護担当部局及び保健担当部局から、屋外の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、不燃ごみ、段ボール、小型家電等
(4) 堆積の影響	・屋外に害虫が多数発生しており、容易に目視可能 ・屋内で可燃物を含む物品が堆積している中で居住者が火気を使用しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	統合失調症、要介護 1（ヘルパー利用）
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、生活保護担当部局、保健担当部局（保健師）
(2) 対応状況	・対応部局で情報共有を行いつつ、生活保護担当部局のケースワーカーと保健担当部局の保健師が対象地を訪問して居住者に接触し、堆積物の撤去を促す。 ・本人は、堆積物を片付ける意思はあるものの、経済的・体力的理由から自力での解消が困難な状況であったため、「ごみ屋敷」条例担当部局による排出支援の実施について説得を継続したところ、本人が同意 ・排出支援に当たっては、「ごみ屋敷」条例担当部局がごみ収集車を手配の上、堆積物を収集して廃棄物処理施設へ運搬するまでの作業を実施したほか、生活保護受給者を対象とした都道府県の自立支援事業を活用し、同事業の支給経費により民間事業者への委託も実施。条例に基づく排出支援については、本人が生活保護受給者であるため、処理手数料の負担は求めなかった。 ・堆積物の撤去後、再発防止のため、ヘルパー派遣を導入
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 3 年 3 月解消
(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣の利用

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年（2 年間）
(2) 端緒	環境担当部局から、屋外の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等
(4) 堆積の影響	屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、放火の危険性あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 単身世帯 ・ 別居の親族あり
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、社会福祉協議会
(2) 対応状況	・ 「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問するが、居住者と接触できず、文書を送付しても連絡がなかったため、条例に基づき土地・建物登記簿や住民基本台帳を確認し、別居の親族に接触するなどしたところ、居住者の所在が判明し、自宅ではなく別の場所に居住していることを確認 ・ 本人に対し堆積物の撤去について指導したところ、仕事が多忙のため片付けることができないと主張。その後も堆積物が放置されて改善されなかったところ、市区が指導を継続した結果、本人が堆積物を撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 3 年 1 月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年（2 年間）
(2) 端緒	生活保護担当部局から、家屋内の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、キャットフード、製品プラスチック、段ボール等
(4) 堆積の影響	・隣地との境界において、生活に耐えられない悪臭あり ・屋内に害虫等が多数発生しており、容易に目視可能
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の親族あり
(2) 健康・障害	・脳梗塞で入院中 ・認知機能が低下しており、判断能力がなく意思疎通が困難
(3) 収入等	・生活保護受給 ・年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、生活保護担当部局、社会福祉協議会
(2) 対応状況	・居住者は脳梗塞のため入院中であり、判断能力がなく、堆積物の撤去についての意思確認も困難であるため、別居の親族に接触して相談 ・親族は堆積物の撤去を望んでいるものの、自ら改善することが困難であったため、社会福祉協議会の支援のもと、本人に対して成年後見人の申立てを実施。後見人が不動産事業者に当該住宅を売却し、事業者により堆積物が撤去されたため解消
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 2 年 10 月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 5 月（1 か月）
(2) 端緒	周辺住民から悪臭について通報があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、ペットボトル、新聞紙、容器包装プラスチック
(4) 堆積の影響	・隣地において悪臭あり ・屋内に害虫が多数発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、地域包括支援センター、介護事業所、環境担当部局
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は体調不良等のため自身で排出ができず、資力もないため相談できないと認識していたが、撤去の意思を示していたため、市区による排出支援を働き掛けたところ、同意 ・対応部局が協力して、堆積物の分別や袋詰めを行い、環境担当部局がごみ収集車により堆積物の収集・運搬を実施し、撤去。本人が経済的に困窮していたことから、排出支援を地域における美化活動と位置付け、処理手数料を免除 ・堆積物の撤去後は、本人に介護保険サービスのヘルパー派遣を導入して、生活環境の維持を図るとともに、周辺住民に見守りを依頼し、異変がある際は関係機関で情報共有できる体制を構築
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和元年 6 月解消
(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣の利用及び地域住民の見守り

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 5 月（3 年間）
(2) 端緒	生活保護担当部局のケースワーカーが、居住者への定期訪問に実施した際に、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	衣類、生ごみ、PC やタブレット等の電子機器、段ボール、大量の本、弦の切れたギター数本、プラスチック、ペットボトル
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の妹がおり、定期的に交流あり
(2) 健康・障害	双極性気分障害（精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持し、医療機関に通院中。障害福祉サービスは未利用）
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導していたが、本人は撤去の意向は示すものの、外出することが怖いためごみ出しができないとして、改善されない状況が継続 ・その後、担当ケースワーカーの交代を契機に、本人が医療機関への通院ができておらず必要な治療を受けていないこと、別居の妹とケースワーカー以外に関わりのある人がおらず孤立していることにより、気分が落ち込んで外出できない状態となり、片付けができなくなっているものと判断し、本人に医療機関への受診の再開とヘルパー派遣の導入について支援を行う方針を検討 ・これらの支援を働き掛けた結果、本人から医療機関を受診する意思が示され、以降は通院を再開。さらに、堆積物の撤去についても支援の求めがあったため、地域包括支援センターとケースワーカーにより介護認定の申請を提案したところ、本人が同意。本人は要支援 2 の認定を受け、ヘルパー派遣及び歩行訓練サービスの利用を開始 ・その後、本人はヘルパーの支援もあり自発的にごみを排出することができるようになり、屋内は人が通る道ができる程度に堆積物が撤去された。また、歩行訓練の継続により体力が回復し、精神的にも落ち着いている様子がみられた。

		事案番号	31
区分		内容	
	(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 4 年 10 月解消	
	(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣の利用及びケースワーカーの定期訪問	

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 5 月（2 年間）
(2) 端緒	生活保護担当部局が、居住者への定期訪問において、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、紙パック、ペットボトル、容器包装プラスチック
(4) 堆積の影響	可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	強度のアルコール依存症。食事も満足にせず栄養失調状態で体力が低下しているほか、心疾患、肝機能障害等の傷病あり
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、救護施設、医療機関、賃貸住宅管理者
(2) 対応状況	- 生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。堆積物のほとんどが飲酒により生じるものであり、本人は栄養失調による体力低下を理由に片付ける気が起きないと主張して、改善がみられない状況 - 一方、ケースワーカーからは、アルコール依存症について医療機関への通院治療についても指導していたところ、指導を通じて本人も自身の病状に危機感を抱くようになり、アルコール依存症の治療に特化した救護施設への入所希望が示された。 - これを受け、対応部局が連携して調整を図り、本人の救護施設への入所が決定。居住していた賃貸住宅を退去したため、家財の処分に関し、生活保護法に基づく一時扶助の家財処分料を活用して民間事業者へ委託し、堆積物を撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 3 年 10 月解消
(4) 再発防止の実施	-（本人は救護施設に入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 5 月（解消時期不明）
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	紙ごみ、缶、瓶、ペットボトル、段ボール
(4) 堆積の影響	屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 単身世帯 ・ 親族と思われる者の協力あり
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局
(2) 対応状況	・ 環境担当部局が対象地を訪問したところ、居住者が不在であったため、堆積物の撤去について文書により指導したところ、文書を確認した親族と思われる者から連絡があり、堆積物は不法投棄されたものであると説明 ・ 不法投棄された物品についても居住者に管理責任があるため撤去するよう指導したところ、親族と思われる者は警察にも相談して対応すると回答。後日、堆積物が撤去されていることを確認
(3) 令和 4 年 10 月の状況	解消時期不明
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 6 月（2 か月）
(2) 端緒	本人から社会福祉協議会の福祉相談窓口へ、賃貸住宅管理者が点検のため家屋内に入室予定であるところ、家屋内に物品が堆積しているため、どうすればよいかの相談があり、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	し尿の入った容器、通販での購入物品、ペットボトル、弁当容器、ハンガー等
(4) 堆積の影響	屋内にし尿に由来する強い悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の親族がおり、居住者との交流あり
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	社会福祉協議会（CSW）、環境担当部局、地域福祉担当部局、地域包括支援センター、保健所、賃貸住宅管理者
(2) 対応状況	・CSW 及び地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に接触。本人は、屋内に物品が堆積している状態が恥ずかしく、片付けたい思いはあるものの、自力で分別や片付けができないとしていたため、CSW 及び地域包括支援センターが複数回片付けを行ったが、堆積物が大量であることなどから解消に至らなかった。 ・そのため、市区においてより大規模な排出支援を行うため、市区が定めている、健康面や経済面の理由で自力による堆積物の排出が困難な世帯に対し、堆積物の排出支援を行う取組により、環境担当部局や地域福祉担当部局のほか、地域包括支援センターや保健所からも協力を得て、堆積物を排出。堆積物の処理手数料については、管理責任のある賃貸住宅管理者と協議し、本人が転居を検討していたところ、転居する代わりに費用を負担することに賃貸住宅管理者が同意。 ・その後、本人は別居の親族と同居することとなり、市区から転出したため、対応終了
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和元年 8 月解消
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年8月（8か月）
(2) 端緒	居住者本人から社会福祉協議会の相談窓口にて、体調不良を訴えるなどの電話が複数回あり、居住宅を聴取した社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	通販での購入商品、弁当容器、空き缶等
(4) 堆積の影響	堆積物に由来して害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯、別居中の配偶者あり ・別居の親族がおり、対象地の片付けについて協力あり
(2) 健康・障害	うつ病の症状あり
(3) 収入等	配偶者の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	社会福祉協議会（CSW）、環境担当部局、保健所
(2) 対応状況	・CSWが対象地を訪問し、居住者に接触。対象地の家屋内のほか、別居中の配偶者が勤務している会社の社宅も「ごみ屋敷」状態となっており、社宅は近々退去する必要があるため配偶者との関係が悪化していることも判明 ・本人は全ての物に強い思い入れがあるため捨てることができず、支援のため本人の目の前で片付けるとパニック状態となる状況。重度のうつ病がみられたことから、医療機関へ入院対応を図り、治療を受け本人の精神状態が安定した時期に、堆積物の排出支援を提案したところ、本人が同意。撤去費用については別居の親族が負担することとして、CSWにより、社宅内の堆積物の撤去と、対象地の家屋内の堆積物の一部撤去を実施 ・その後、本人は退院。社宅の堆積物を解消したことにより、配偶者との関係もある程度修復されたことから、CSWによる見守りは終了
(3) 令和4年10月の状況	令和2年4月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 10 月（3 年間）
(2) 端緒	生活保護担当部局が定期的に行う家庭訪問時において、居住者から室内が不衛生と立入りを拒まれたが、悪臭や害虫が把握され衛生状態が悪いことを把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、プラスチック容器、生ごみ、段ボール、ペットボトル等
(4) 堆積の影響	・屋内に悪臭あり ・屋内に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親と子（児童）の 2 人世帯
(2) 健康・障害	・親は発達障害、療育手帳保持 ・子は先天性代謝異常
(3) 収入等	・生活保護受給 ・障害年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、子ども担当部局、障害者担当部局、児童相談所
(2) 対応状況	・本世帯については、生活保護担当部局の担当ケースワーカーによる把握以前から、子ども担当部局が親から子への心理的虐待の観点から介入しており、「ごみ屋敷」状態であることも把握していたため、子ども担当部局を中心として、生活保護担当部局と障害者担当部局が連携して対応 ・家屋内の堆積物の状況を確認するためにも、訪問時の宅内確認に応じるよう指導したが、理解を得られず、虐待対応についても市区が措置を講ずるほどの状況ではなく、本人はごみの分別や日常的なごみ出しが困難であったため、堆積物が解消されない状況が継続 ・長らく進展がなかったところ、本人からライフラインが停止して困っていると相談があり、宅内確認に同意を得られるようになったほか、同時期に周辺住民から児童相談所への通報があり、児童相談所も介入して指導するようになったことを契機に、市区も強めの介入が行えるようになった。 ・堆積物の撤去については、自力で処分できる堆積量ではなく、本人に資力もなかったことから、対応部局職員による排出支援を実施する方針とし、本人も交えた支援者会議を実施。本人は判断力の低下がみられるた

区分	内容
	め、堆積物を排出することについて理解を得るために情報共有を図るとともに、本人が排出を前向きに受け止めてくれるような意識付けを実施 ・堆積物の排出については、本人の立会いの下、生活保護担当部局、障害者担当部局、子ども担当部局及び児童相談所の職員が支援を行い、ごみ処理費用負担は発生していない。 ・撤去後は子ども担当部局の支援により、本人に対して障害福祉サービスのヘルパー派遣による支援を導入。本人はヘルパーの支援を受けながらごみを排出できている。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 4 年 9 月解消
(4) 再発防止の実施	ヘルパーによるごみ出し支援

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年3月（2年間）
(2) 端緒	生活保護担当部局が定期的に行う家庭訪問時に屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、壊れた電化製品、衣服、工具、木材、傘等
(4) 堆積の影響	・隣地まで生活に耐えられない悪臭あり ・居住者が収集した木材から害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	腰痛等により杖を利用しながらの歩行で、認知症もあり、介護サービス（訪問介護）を利用
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、生活保護担当部局、高齢者担当部局、民生委員
(2) 対応状況	・生活保護担当部局が居住者に対し、ごみ集積場からの物品の持去り行為や堆積物の撤去について指導 ・本人は、堆積物は有価物であり自らの財産と主張していたものの、現在の住環境では衛生上、本人の体調に支障を来し、近隣住民にも悪影響が生じていることから廃棄することが望ましいと説得を繰り返したところ、撤去に同意 ・自力での撤去は困難であったため、本人の同意を得て、排出支援を実施。環境担当部局と連携してごみ収集車を手配し、堆積物を収集、運搬し、処理手数料については、生活保護受給者であるため減免 ・堆積物の排出後、訪問介護を導入して本人の生活改善を目指していたが、本人の体調悪化により入院することになり、居宅生活に戻れなくなったため、介護施設への入所を支援することとして賃貸借契約を解約し、生活保護法に基づく一時扶助の家財処分料を活用し、家財を処分
(3) 令和4年10月の状況	令和4年2月解消
(4) 再発防止の実施	－（本人は入院中、その後介護施設に入所予定）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年4月（2年間）
(2) 端緒	本人から経済的困窮について相談があり、生活困窮担当部局が地域包括支援センターと共に現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	弁当の空き箱、ペットボトル
(4) 堆積の影響	・家屋内に悪臭あり ・家屋内に害虫が発生 ・家屋内に可燃物が堆積しており、たばこの吸い殻も放置されていることから、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	理解力及び判断力の低下があり、認知症や知的障害の疑いあり
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活困窮担当部局、地域包括支援センター、消防署、民生委員
(2) 対応状況	・家屋内に足の踏み場もないほどに生活ごみが堆積しており、中にはたばこの吸い殻も含まれていたことから、火災予防の観点から消防署がたばこの吸い殻の管理について助言 ・居住者は、堆積物をごみと認識し、片付けの意思も示しているものの、理解力及び判断力の低下もあり、目に見える困りごとである生活困窮状態に執着し、片付けの実行には至らない。 ・地域包括支援センターを中心に、関係機関と協力して清掃支援を繰り返しながら、本人を説得し、医療機関の受診及び介護サービスの導入につなげたことで、物品の堆積は改善。最終的には本人が認知症の診断を受け、有料老人ホームに入所
(3) 令和4年10月の状況	令和4年3月解消
(4) 再発防止の実施	－（本人は有料老人ホームに入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年6月（1か月）
(2) 端緒	賃貸住宅管理者から、入院していた居住者が退院予定であるところ、屋内に物品が堆積しているため、介入してほしいと地域包括支援センターに相談
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、段ボール
(4) 堆積の影響	・ 屋内に悪臭あり ・ 屋内に害虫が発生 ・ 屋内は床が見えないほどに可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	十二指腸潰瘍
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、生活保護担当部局、賃貸住宅管理者
(2) 対応状況	・ 賃貸住宅管理者、生活保護担当部局及び地域包括支援センターが現地確認のため対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去指導やヘルパー派遣の利用について提案したものの、本人は家屋内への立入りを拒否し、自身で堆積物を撤去すると主張 ・ その後も訪問を継続した結果、本人が家屋内への立入りに応じたため確認したところ、ヘルパー派遣では対応できないほどの堆積状況であったため、民間事業者による堆積物の撤去を提案。本人が費用を負担して事業者に委託し、堆積物が撤去された。 ・ 堆積物の撤去後、ヘルパー派遣を導入し、本人のごみ出しを支援
(3) 令和4年10月の状況	令和2年7月解消
(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣によるごみ出し支援

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年6月(9か月)
(2) 端緒	近隣住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、地域担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅(持家)
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	自転車、紙類、生ゴミ等
(4) 堆積の影響	・玄関前に近づくと悪臭あり ・敷地前の水路で害虫の死骸が毎日大量に発生 ・玄関のドアが壊れて中が見える状況であり、放火等による火災発生のおそれあり。地域担当部局の要請により消防署が現地調査を行ったものの、堆積物の移動については居住者の同意が得られなかった。
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯(高齢者)
(2) 健康・障害	・把握時期と同時期に自宅で倒れて緊急入院となり、糖尿病、脱水症状、栄養失調などによる意識障害に加え、統合失調症の診断あり ・入院中に介護認定も受け、要介護4
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	保健担当部局、地域包括支援センター、高齢者担当部局、成年後見支援センター、社会福祉協議会、地域担当部局
(2) 対応状況	・居住者が把握時期と同時期に入院となったところ、対応部局において、本人に係る情報収集や状況把握を行い、対応方針を検討。本人は孤立状態で、判断能力が低下して金銭管理ができない状態となっていることから、成年後見制度を利用し、あわせて介護認定の手続を行うことを検討 ・本人に対し成年後見制度を説明したが、自身による申立ては困難と判断。戸籍調査により把握した別居の親族にも接触し、状況を説明して申立てを働き掛けたが、市区に対応を任せる意向が示されたため、市区町村長申立てにより、成年後見人を選任 ・これと並行して、本人の退院後の対応について検討。本人は日常生活動作の低下により常時見守りが必要な状況であり、「ごみ屋敷」状態の自宅に戻れば再び身体に重大な影響を及ぼすことが考えられ、独居生活の継続は困難と判断。医療機関に入院させるほどの症状はないとの医師の意見もあり、介護施設への入所の方で検討を進めていたが、本人の判断能力の低下から介護サービスの契約利用が望めないため、老人福祉法に基づく措置を適用し、特別養護老人ホームへの措置入所を実施

		事案番号	40
区分		内容	
		・対象地の堆積物については、後見人により全て撤去	
	(3) 令和 4 年 10 月の状況	令和 3 年 3 月解消	
	(4) 再発防止の実施	－（居住者は特別養護老人ホームに入所）	

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年8月（1年間）
(2) 端緒	対象地の階下の住人から、漏水の発生について苦情があり、公営住宅担当部局が現地確認したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	一般ごみ、使用後の食器、調味料、鳩の糞、土
(4) 堆積の影響	・ 玄関の数メートル前まで悪臭あり ・ ベランダから堆積物に起因する階下への汚水漏れが発生 ・ 屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	統合失調症（精神障害者保健福祉手帳3級）
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	公営住宅担当部局、生活保護担当部局
(2) 対応状況	・ 公営住宅担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導を繰り返していたものの、本人に撤去の意思はみられず、改善指導書を手交し、期限を定めて堆積物の撤去を指導したが、期限を過ぎても改善なし ・ 公営住宅担当部局と生活保護担当部局のケースワーカーで対応方針を検討し、ケースワーカーから転居支援を行う方針としたところ、本人が転居に同意。堆積物は民間事業者が撤去し、市区が撤去費用を立て替え、本人に求償することとした。 ・ その後、本人は公営住宅を退去
(3) 令和4年10月の状況	令和3年10月解消。市区が立て替えた堆積物の撤去費用は求償中
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年8月（1か月）
(2) 端緒	周辺住民から地域包括支援センターに対し、対象世帯における堆積物の放置等について通報があり、地域包括支援センターから相談を受けた「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、プラスチック容器、傘等
(4) 堆積の影響	・屋内に悪臭あり ・害虫が多数発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、地域担当部局、高齢者担当部局、地域包括支援センター、自立相談支援機関
(2) 対応状況	・対応部局が対象地を訪問し、居住者に接触。本人は必要なものと不要なものの分別ができないほか、金銭的な余裕もないため、物品が堆積してしまったと説明したため、市区が排出支援を働き掛けたところ、本人が同意 ・本人、対応部局、本人委託による民間事業者により堆積物の分別や袋詰めを行い、環境担当部局が収集して堆積物を撤去 ・堆積物の排出後、高齢者担当部局の支援により、ヘルパー派遣及びデイサービスを導入するとともに、本人の金銭管理に問題がみられたため、地域包括支援センターや自立相談支援機関によるサポートを実施
(3) 令和4年10月の状況	令和2年8月解消
(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣及びデイサービスの利用

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年8月（4か月）
(2) 端緒	対象地において居住者の安否が確認できず、市区のほか、警察や消防も参集して立ち入り、居住者は熱中症の疑いで救急搬送されたところ、屋内に大量の物品が堆積している状況を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、ペットボトル、ガスボンベ、可燃ごみ、粗大ごみ、ピアノ
(4) 堆積の影響	・屋外まで生活に耐えられない悪臭が発生 ・屋内外に害虫が多数発生 ・屋内にガスボンベの空容器などの可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の親族がいるが、市区の対応について協力を得ることは困難
(2) 健康・障害	・心臓が悪く、過去には医療機関を受診していたが、現在は通院なし ・物忘れや金銭管理に問題がみられるなど、認知症の疑いあり
(3) 収入等	就労収入と年金収入があるものの、借金等があるため、生活に困窮している状況
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、地域福祉担当部局、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・把握端緒のとおり、居住者は救急搬送されたところ、入院の必要はないとされたが、自宅が物品堆積により生活できる状態ではないため、病院から直接養護老人ホームに措置入所とした。その後、本人と面談したところ、今後も養護老人ホームで生活する意向を示し、自宅の堆積物の撤去についても同意 ・当初は民間事業者への委託を検討し、見積りを依頼したが、高額であったため本人の費用負担が困難な状況。別居の親族にも接触して支援を働き掛けたが、困難との回答 ・周辺住民に悪臭等の影響が発生している状況であったことから、市区部局のほか、地域包括支援センターと民生委員の協力を得て、撤去作業を実施。それでも全ての堆積物を撤去することはできなかったため、残りの堆積物は本人の負担により民間事業者に委託して撤去 ・堆積物の撤去後、住宅の退去手続が完了。現状復旧費は本人が負担
(3) 令和4年10月の状況	令和2年12月解消

		事案番号	43
区分	内容		
(4) 再発防止の実施	・ 本人申立てにより保佐人が選任されており、保佐人が金銭管理等を行っている。 (・ 居住者は養護老人ホームに入所)		

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年8月（9か月）
(2) 端緒	賃貸住宅管理者から、冷房器具を使用していない居住者について相談があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、衣服、空き缶、ペットボトル、使えない電化製品、不要な置物等
(4) 堆積の影響	屋内に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦（高齢者）2人世帯
(2) 健康・障害	妻は認知症
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、地域包括支援センター、地域福祉担当部局、保健所、医療機関、介護施設、賃貸住宅管理者、自治会、民生委員
(2) 対応状況	・対応部局においてケース会議を開催し、対象世帯への対応方針について検討。夫は死亡し、妻は認知症であったところ、病院への入院を経て特別養護老人ホームへ入所し、さらに老人福祉法に基づく成年後見の市区長申立てを行い、成年後見人を選定 ・堆積物について、居住者占有の庭部分の物品については、本人から撤去の意思が示されたため、賃貸住宅管理者が撤去し、家屋内の物品については、後見人が撤去
(3) 令和4年10月の状況	令和3年5月解消
(4) 再発防止の実施	－（居住者は特別養護老人ホームに入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年11月（7か月）
(2) 端緒	独居高齢者等を対象に介護予防の一環として実施しているアンケートの未回収者であった居住者について、地域包括支援センターが実態把握のため訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、プラスチックごみ、衣類、段ボール、ふとん、し尿
(4) 堆積の影響	・屋外までし尿と思われる悪臭あり ・周辺に可燃物が堆積している状態でガスコンロを使用しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	認知症であり、訪問介護、成年後見制度を利用
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員、生活支援コーディネーター、地域包括ケア担当部局
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが居住者に接触したところ、本人は堆積物をごみではなく「荷物」と表現していたため、本人の意向を確認しながら様子を見守り ・その後、堆積物により本人の日常生活に支障が生じるようになり、堆積物の排出支援を希望する発言が聞かれるようになったことから、撤去を図ることとしたが、本人に資力がなく、親族の協力も得られない状況であったため、本人と上記対応部局により堆積物を排出。市区のごみ収集車を手配して、無料で廃棄物処理施設へ運搬
(3) 令和4年10月の状況	令和3年6月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年11月（7か月）
(2) 端緒	支援事業者から、物品を堆積している住民がいる旨通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局及び生活保護担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	ペットボトル、食品包装、缶詰等
(4) 堆積の影響	・屋内に害虫が発生 ・コンセントや殺虫機の周辺に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	うつ病（精神保健福祉手帳2級）、腰椎椎間板ヘルニア、過敏性腸症候群で通院中
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、生活保護担当部局、保健所、環境担当部局、支援事業者
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例に基づく対策会議で対応方針を検討し、支援事業者と連携し、居住者に対し分別やごみ集積場への同行等の支援を行い、まずは本人による排出を促すこととした。 ・本人は堆積物をごみと認識しており、排出したい意思も示すものの、ごみの分別方法がよく分からず、以前ごみ出しの際に住民に中身を確認されたことがあり、注意されたため怖くて出せなくなったとしている。 ・その後も堆積物の量に変化がみられなかったことから、本人が自力で解消することは困難と判断し、本人の同意を得て、条例に基づく排出支援を環境担当部局と連携して実施。排出費用については、本人が生活保護受給者であるため、処理手数料を減免 ・排出後は、ヘルパー派遣及びごみ出し支援事業の利用を開始し、支援事業者による見守り対応も継続
(3) 令和4年10月の状況	令和3年6月解消
(4) 再発防止の実施	支援事業者による見守り、ヘルパー派遣及びごみ出し支援事業の利用

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年11月（10か月）
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	飲食料品を含んだ生ごみ等
(4) 堆積の影響	屋外において堆積物由来の悪臭が発生し、周辺住民から苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、民生委員
(2) 対応状況	・環境担当部局が民生委員とともに対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は体調不良のため一度に撤去するのは困難だが、少しずつ自身で撤去すると主張。市からは自宅前にごみ集積用の箱を設置する案を提示したが、本人が支援に理解を示さなかったため、自力での撤去が困難な場合は市区や民生委員に相談するよう教示し、本人による対応を見守ることとした。 ・その後、周辺住民から、屋外に堆積している生ごみにカラスが群がっていると苦情があったため、市区から本人に接触。本人は敷地内から堆積物を撤去し、家屋内の堆積物については朝のごみ出しが困難であるため、自身で処理施設に持ち込むと主張。市からは堆積物の袋詰めや運搬車両への積み込みについて支援を働きかけたが、ここでも本人から理解を得られず、自身で対応すると主張 ・本人が市区の介入を好まないところ、その後も環境担当部局において対象地の見回りを行っていたが、敷地内の堆積物はほぼ撤去され、悪臭もなくなったことから、解消と判断
(3) 令和4年10月の状況	令和3年9月解消
(4) 再発防止の実施	解消判断後もしばらく環境担当部局による見守りを継続して、再発がない状況を確認

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年3月（1か月）
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	家具、雑貨、衣類等
(4) 堆積の影響	屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、放火の危険性あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子の2人世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	親の年金収入と子の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・居住者は、旧宅から現住居へ転居している最中であつたところ、屋外に物品が多数放置されていた状況に対して通報があつたものであるが、居住者は旧宅についても物品を堆積していたため、「ごみ屋敷」条例担当部局が対応していた。 ・本人は、現住居の屋外の物品は一時的に放置しているものであり、旧宅の片付けが優先と主張したため、「ごみ屋敷」条例担当部局が協力して、旧宅の片付けを支援するとともに、現住居の屋外にある堆積物の撤去及び整理を支援 ・親子ともに片付けられない性格とみられたことから、堆積物の撤去後も経過観察が必要と判断し、「ごみ屋敷」条例担当部局が定期的な現地確認を継続
(3) 令和4年10月の状況	令和3年4月解消
(4) 再発防止の実施	「ごみ屋敷」条例担当部局による定期的な現地確認

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年5月（7か月）
(2) 端緒	周辺住民から、アパート共用部分の堆積物の放置、悪臭の発生、倒壊のおそれについて通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	陶器、自転車、書籍、衣類、その他粗大ごみ
(4) 堆積の影響	・堆積物由来の悪臭あり ・堆積物が2メートルほどまで積み上がっており、倒壊のおそれあり ・排気口付近に可燃物が堆積しているなど、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・親族とのつながりなし
(2) 健康・障害	要介護2
(3) 収入等	対応期間中に生活保護の受給を開始
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、生活保護担当部局、ケアマネジャー、地域包括支援センター、賃貸住宅管理者、民間団体
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が地域包括支援センターに確認したところ、居住者への対応歴があるとのことであったため、連携して対応を開始することとし、居住者に対し堆積物の撤去について指導 ・居住者は周辺から物品を収集してアパートの家屋内や共用部分に堆積し、有価物と主張して撤去を拒否していたが、本人とともに共用部分の堆積物を少しずつ片付けることで、関係性を構築 ・対応期間中に地域包括支援センターの働き掛けにより生活保護の受給を開始したことから、生活保護受給者を対象とした都道府県の自立支援事業を活用して堆積物を撤去する方針とし、本人に撤去について説得。同意を得たため、同事業からの支給額で民間事業者へ委託し、堆積物の分別及び袋詰めを行うとともに、市区の臨時ごみ処分制度（生活保護受給者は処理手数料減免）を活用して戸別収集を行い、堆積物を撤去
(3) 令和4年10月の状況	令和3年12月解消
(4) 再発防止の実施	地域包括支援センター等による見守り

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年5月（5か月）
(2) 端緒	周辺住民から、堆積物の放置、悪臭、害虫の発生等について苦情があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、ペットボトル、容器包装プラ、し尿
(4) 堆積の影響	・隣家まで生活に耐えられない悪臭あり ・家屋内外に害虫が発生 ・家屋内は天井近くまで可燃物を含む物品が堆積しており、漏電による火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	高血圧、不整脈、足腰の不調があるほか、脳梗塞の痕跡もMRIで発見されているが、経済的理由から通院、服薬はできていない。
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域担当部局、生活困窮者担当部局、「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、環境担当部局、賃貸住宅管理者
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問するが居住者と接触できなかったため、賃貸住宅管理者に協力を依頼したところ、事案把握から約1か月後に本人と接触が実現 ・本人は片付けの必要性について認識しているが、心身の状態から自力での撤去が困難であり、民間事業者に見積り依頼もしたが、工面できる額ではなく断念していた。家屋内が居住困難なほど物品が堆積しているため、本人は外食・外泊が多く生活を圧迫 ・このような状況を踏まえ、市区において本人の同意を得た上で条例に基づく排出支援を実施して、堆積物を撤去（処理手数料は免除） ・堆積物の撤去後は、本人に無料定額診療に対応する診療所を案内し、定期通院や服薬治療につなげるとともに、生活再建のため、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業を活用。収支を可視化して示すなどの支援により本人が家計を管理できるようにすることで、生活環境が改善した。
(3) 令和4年10月の状況	令和3年10月解消
(4) 再発防止の実施	生活困窮者自立支援制度による支援

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年5月（4か月）
(2) 端緒	対象世帯から生活困窮について相談があり、生活困窮担当部局（「ごみ屋敷」対応ガイドライン担当）及び社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が居宅訪問したところ、「ごみ屋敷」状態であることを把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	ペットボトル、弁当の空き箱、ペットの糞
(4) 堆積の影響	猫を多頭飼育しており、屋内に猫の糞に由来する悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	姉（主な堆積者）、弟、姉の子の3人世帯
(2) 健康・障害	姉は下肢障害があり（身体障害者手帳3級）、訪問介護サービスを利用
(3) 収入等	弟及び子の就労収入があったが、子が離職したことに伴い、生活困窮の相談があった。市区では就労による自立支援を実施
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」対応ガイドライン担当（生活困窮担当部局）、社会福祉協議会（CSW）、環境担当部局、保健所
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」対応ガイドライン担当及びCSWが姉と面談。生活支援については、社会福祉協議会による貸付を行うこととし、堆積物の排出については、姉は片付けの意思はあるものの、身体障害のため行動が伴わず、家族はごみを排出する意向を示さない状況 ・堆積物が膨大であるため自力での排出は困難であり、生活困窮状態にあることから、本人の同意を得て、「ごみ屋敷」対応ガイドラインに基づき排出支援を実施。環境担当部局と連携してごみ収集車を手配し、堆積物の収集、運搬を行い、処理手数料については、生活困窮状況にあるため減免 ・また、猫の多頭飼育により生活環境が悪化していたため、保健所に介入を依頼。本人の意向により数匹を残し、他は保健所が引取り ・堆積物の撤去後、本人へのヘルパー派遣を導入してごみ出しを支援。定期的なごみ出しに関する助言によって、本人によるごみ出しが可能となった。CSWによる本人への日常生活における支援や、生活困窮担当部局による子への就労に関する支援も継続
(3) 令和4年10月の状況	令和3年9月解消
(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣の利用、CSWによる生活支援

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年7月（1年間）
(2) 端緒	本人が要支援認定されたことに伴い、地域包括支援センターが様子見のために本人宅を訪問したところ、「ごみ屋敷」状態であることを把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	食品類、紙・雑誌類、段ボール、壊れた家電、日用品等
(4) 堆積の影響	・食品類を腐敗させる、本人が装着している尿パッドを交換できないなどにより、屋内に悪臭が発生 ・家屋内に害虫やねずみが大量に発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の子が定期的に対象地を訪問。子の居宅も「ごみ屋敷」状態であり、子が自分の荷物を対象地に搬入していることが、対象地における物品堆積の原因の一つになっている。
(2) 健康・障害	パーキンソン病により、手足が震えて動きにくくなる症状があり、落ち着いている間は動けるが、症状が出るとその場から動けなくなるほど体調が悪化。介護認定は当初は要支援1でヘルパー利用を開始し、その後要介護1に区分変更。
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、ケアマネジャー、自治会、民間支援事業者
(2) 対応状況	・事案把握後、担当ケアマネジャーが居住者に架電しても応答がなかったため対象地を訪問したところ、本人が自宅内で倒れていたため緊急搬送。退院後は介護老人保健施設に入所するが、本人の強い希望により自宅へ戻る。 ・居住者は、堆積物をごみと認識しており、不良な生活環境であることも理解しているが、物に対する執着がみられ、粗大ごみの収集癖もある。 ・本人は自治会による見守りやヘルパー派遣の利用により在宅生活を継続していたところ、病状の悪化による救急搬送が数度発生したため、地域包括支援センターからこれ以上の在宅生活は難しいと本人に説明。施設に入所することについて本人が同意したため、地域包括支援センターの支援により、ショートステイに入所 ・別居の子、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民間支援事業者で今後の対応方針を検討。子に対し、本人は施設入所が適切であること、

区分	内容
	本人に堆積物を撤去するための資力がないことを伝えたところ、子からは金銭支援は難しく、堆積物には自分の物も含まれているとして撤去に難色を示したが、説得し撤去の了承が得られたため、都道府県社会福祉協議会による社会貢献事業を活用して費用を工面し、不足分は本人又は子が負担することとして民間事業者に委託して、堆積物を撤去 ・その後、本人はショートステイからそのまま有料老人ホームに入所。今後、本人に資力がなく、子も金銭支援が困難としていることから、生活保護の受給を予定
(3) 令和4年10月の状況	令和4年10月解消
(4) 再発防止の実施	- (本人は有料老人ホームに入所)

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年8月（1か月）
(2) 端緒	医療機関から地域包括支援センターに対し、入院中の親が認知症であることが判明したため、同居の児童がヤングケアラー状態になるのではないかと相談があり、地域包括支援センターが児童と関わりのある主任児童委員に連絡したところ、対象地が「ごみ屋敷」状態にあることが判明し、現地訪問により把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、段ボール、プラスチック類、古紙類、衣類
(4) 堆積の影響	・屋内に生ごみに由来する悪臭あり ・物品が堆積している状態でカセットコンロを使用しているほか、古いガスボンベもあり、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親（高齢者）と子（児童）の2人世帯 ・別居の親の兄がおり、本人の入院を契機に支援に協力
(2) 健康・障害	・親は認知症で医療機関に通院中（要介護1） ・子は不登校気味であり、学校の担任や主任児童委員の支援を受けて登校
(3) 収入等	・年金収入あり。入院前は就労していたが、主治医から就労不可との診断があり、現在は無職
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、子ども担当部局、地域包括支援センター、学校、主任児童委員
(2) 対応状況	・上記対応部局が参加した地域ケア会議を開催し、対象世帯の支援方針として、堆積物の排出と介護保険のヘルパー利用の導入を検討 ・地域包括支援センター等が対象地を訪問して、親と支援に協力している親の兄に対して堆積物の撤去について説得。当初、兄は本人の認知症の病状への理解に乏しく、本人がごみ出しできないことやヘルパー利用についても理解が示されなかったが、説得により徐々に理解を示し、堆積物の撤去に同意が得られたため、対応部局が協力して堆積物を地区のごみ集積所へ排出 ・その後、本人に対するヘルパー派遣を導入し、清掃支援を受けるとともに、何かあれば関係機関に連絡する体制を構築 ・子は学校の担任や主任児童委員の支援を受けて登校していたが、再び不登校状態となり、親の傷病もあったため、児童相談所による一時保護の後に、児童養護施設に入所

		事案番号	53
区分		内容	
(3) 令和 4 年 10 月の状況		令和 3 年 8 月解消	
(4) 再発防止の実施		ヘルパーによる清掃支援に加え、デイサービスの利用を導入して支援を強化	

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年8月（5か月）
(2) 端緒	賃貸住宅管理者から社会福祉協議会に対し、敷地外の堆積物の放置等について相談があり、環境担当部局など市区の関係部局に情報提供
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、家電、家具、プラスチック等
(4) 堆積の影響	共用部分に物品を堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	自宅で栄養失調により倒れているところを賃貸住宅管理者及び地域包括支援センターが発見し、入院となったことが生活保護開始の端緒
(3) 収入等	・生活保護受給 ・年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、環境担当部局、社会福祉協議会、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・生活保護担当部局及び地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に接触。本人は賃貸住宅管理者の協力を得ながらごみの袋詰めを行っていたが、ごみステーションに排出できるような量ではなかったため、環境担当部局に回収について協力を要請。その結果、環境担当部局において戸別収集を実施し、本人の費用負担を求めない形で本来1回限りであるところ、複数回にかけて実施 ・本人は、その後救護施設に入所。戸別収集できなかった家財の処分に関し、生活保護法に基づく一時扶助の家財処分料を活用して民間事業者へ委託し、撤去
(3) 令和4年10月の状況	令和4年1月解消
(4) 再発防止の実施	-（本人は救護施設に入所）

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年9月
(2) 端緒	地域包括支援センターから、対象世帯の屋内の堆積物の放置等により支援が困難との相談があり、高齢者担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類、衣類
(4) 堆積の影響	害虫が大量に発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親（高齢者）と子の2人世帯 ・別居の子がおり、金銭管理や買物の支援あり
(2) 健康・障害	・親は認知症、脊柱管狭窄症、腰椎ヘルニア ・要介護4。把握当初、介護サービスは福祉用具の貸与のみ利用していたが、その後に通所介護、訪問介護を導入
(3) 収入等	親の年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、地域包括支援センター、介護事業所（ケアマネジャー）
(2) 対応状況	・対象世帯の子が入院することとなり、認知症高齢者である親が単身で居宅に残ることになったため、介護サービスの利用等の支援について高齢者担当部局が介入開始 ・親を支援している別居の子に働き掛け、親への介護サービスを導入し、見守り体制を構築。家屋内は物品が天井まで堆積して不衛生な状態であったが、家族全員がごみと認識しておらず、解消を望んでいるか不明であることから、堆積物について、生活上の動線確保のために一部移動させたほかは対応なし。大量に発生していた害虫については、毒餌剤を設置したことにより改善 ・その後、子から親に対するネグレクトや心理的虐待の疑いがあったことから、親の施設入所に向けて支援を実施。親は介護老人福祉施設に入所できることとなったが、その後は高齢者担当部局として対象世帯との関わりが終結するため、堆積物の処理については、家族に任せることになる。
(3) 令和4年10月の状況	令和4年10月解消
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年10月（1年間）
(2) 端緒	生活保護担当部局が、対象世帯の生活保護開始時の訪問において、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、缶、衣類、利用できないマットレスなどの寝具、紙ごみ
(4) 堆積の影響	・ 屋内にかなりの悪臭あり ・ 屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	・ 左上腕部骨折及び股関節骨折の重傷を負い歩行状態が悪化 ・ 要介護1（ヘルパー派遣、訪問診療、訪問看護を利用）
(3) 収入等	・ 年金収入あり ・ 生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、地域包括支援センター、介護事業所、医療機関
(2) 対応状況	・ 生活保護担当部局のケースワーカーが地域包括支援センターと連携し、居住者に対し介護サービスの導入を提案するとともに、堆積物の撤去について指導。本人は、自身の身体状況などから片付けることができず、当初は市区の家屋への立入りや介護サービスの導入を拒否 ・ 本人が日常生活動作の低下により屋内から移動することが困難になったため、ヘルパー派遣を導入し、さらに訪問診療や訪問看護により、清潔の概念について指導されたことで本人も堆積物を撤去したいと考えるようになり、市区における撤去の支援に同意 ・ 一般ごみについては、市区が本人とともに分別した上で、ヘルパーがごみ集積場まで排出し、粗大ごみについては、環境担当部局に相談した結果、高齢者等を対象に粗大ごみの戸別収集を行う市区の事業を活用して撤去（処理手数料は本人が生活保護受給者であるため免除） ・ 堆積物の排出後も本人を支援していたが、死亡したため対応を終了
(3) 令和4年10月の状況	令和4年9月解消
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年12月（4か月）
(2) 端緒	対象地を定期訪問していた地域包括支援センターから、屋内の堆積物の放置等について相談があり、生活保護担当部署が地域包括支援センターと共に現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、空きプラスチック容器等
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	・ 高血圧症、右膝関節症があり、要介護3 ・ 認知機能の低下がみられるため、現在、成年後見の申立てを検討中
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・ 本人は堆積物をごみと認識しているが、傷病のため体が思うように動かないことに加えて、ごみの分別方法が分からなかったことから、ごみの排出ができていなかった。 ・ 堆積者が傷病の通院治療ができていなかったため、訪問看護を導入。さらに生活環境の整備のため、ヘルパー派遣の導入も検討したが、そのためにも家屋内の堆積物の解消が必要であったため、分割払いによる対応が可能な民間事業者を紹介し、本人が民間事業者に委託して堆積物を撤去 ・ その後、ヘルパー派遣を導入。日常のごみ出しをヘルパーが支援することで、衛生的な生活環境を維持
(3) 令和4年10月の状況	令和4年4月解消
(4) 再発防止の実施	訪問看護、ヘルパー派遣、地域包括支援センターによる見守り

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年12月（9か月）
(2) 端緒	入院していた居住者が退院後在宅生活となるのにあわせ、自宅を長期間空けていたため地域包括支援センターが事前に屋内の状況を確認したところ、冷蔵庫内の腐敗した飲食物や物品の堆積を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	冷蔵庫内の飲食物、紙類、プラスチックごみ、粗大ごみ
(4) 堆積の影響	冷蔵庫内の飲食物の腐敗により悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	脳出血、身体障害者手帳を申請予定
(3) 収入等	・生活保護受給 ・年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、介護事業所
(2) 対応状況	・居住者の退院までに居住環境を整備するため、本人の同意を得て、地域包括支援センターと介護事業者が連携し、対象地の清掃・処理を支援した。 ・退院後はヘルパー派遣を導入し、居住環境を維持
(3) 令和4年10月の状況	令和4年9月
(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣の利用

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年2月（1か月）
(2) 端緒	居住者が生活相談のため来庁し、地域福祉担当部局が聴き取り。生活に困窮しているほか、家屋が物品の堆積により居住できず、車中泊を行っている状況を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生活ごみ（現地確認は行っておらず、居住者からの聞き取り）
(4) 堆積の影響	周辺への影響はないが、家屋内の物品堆積により、本人が居住できない状態
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 単身世帯 ・ 別居親族による支援あり
(2) 健康・障害	うつ病の疑いあり
(3) 収入等	相談時は未就労
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、地域福祉担当部局
(2) 対応状況	・ 堆積者は、物品の堆積により、自宅に居住することができず、車中泊を続けている状態であり、生活困窮の訴えがあった。 ・ 堆積物の排出や就労希望の意思がみられた。 ・ 市区では、重層的支援体制整備事業の支援会議により、本人への支援方針について協議し、本人を生活保護につなぐとともに、セーフティネット住宅への転居を図ることとした。本人に改善意思があったことから、これらの速やかな実現に至った。 ・ 対象地の堆積物については、別居親族が撤去。本人はセーフティネット住宅への転居後、自身でゴミ出しができています。
(3) 令和4年10月の状況	令和4年3月解消
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年3月(3か月)
(2) 端緒	自治会長から、対象地の居住者の安否について相談があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅(持家)
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	プラスチック容器、新聞、段ボール、おむつ
(4) 堆積の影響	・屋内において尿臭あり ・敷地内に可燃物を含む物品が堆積していることなどから、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯(高齢者)
(2) 健康・障害	身体の不調を訴えているが、病院受診を拒否
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、地域包括支援センター、民生委員、自治会、環境担当部局
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人はごみ出しの方法について理解が乏しいほか、身体の不調もあるとして改善意識も乏しい状況であったが、堆積物撤去の意思は示していたため、市区による排出支援を働き掛けたところ、同意 ・対応部局のほか、本人を案じていた周辺住民の協力も得て、排出作業を実施。堆積物の分別や袋詰めを行い、環境担当部局がごみ収集車により堆積物の収集・運搬を実施し、撤去。本人が経済的に困窮していたことから、排出支援を地域における美化活動と位置付け、処理手数料を免除 ・堆積物の撤去後、本人によるごみ出しが困難であるため、介護保険サービスのヘルパー派遣の導入を働き掛けているものの、本人が病院受診に応じない状況。地域包括支援センターが民生委員や自治会と情報共有を図り、見守りを継続
(3) 令和4年10月の状況	令和4年6月解消
(4) 再発防止の実施	地域包括支援センター等による見守り

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年5月(2か月)
(2) 端緒	堆積者の賃貸住宅保証人から家屋内の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅(賃貸)
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	ペットボトル、缶、瓶、段ボール、衣類、書籍等
(4) 堆積の影響	・家屋内に悪臭あり ・家屋内に害虫が多数発生し、容易に目視可能 ・一部の物品は天井付近まで堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	統合失調症。定期通院や服薬管理が行われておらず、不安定な状態
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局(環境担当部局)、生活保護担当部局、保健所
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局及び生活保護担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、本人は片付けを希望しているものの、行動が伴わない状況 ・そのため、市区の臨時ごみ制度(生活保護受給者は処理手数料減免)を活用して戸別収集を行い、一部の堆積物を排出したが、残っていた大量の家財の処分に関し、生活保護法に基づく一時扶助の家財処分料を活用して民間事業者へ委託し、撤去 ・本人の障害の状態では自立した生活が困難であるため、保健所の働き掛けにより、グループホームに入所
(3) 令和4年10月の状況	令和4年7月解消
(4) 再発防止の実施	- (本人はグループホームに入所)

区分	内容
1 解消・未解消	解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年8月（1か月）
(2) 端緒	生活保護担当部局においては、数年前から定期訪問により居住者宅における物品の堆積を把握しており、撤去指導を行っていたところ、堆積が屋外にまで及び賃貸住宅管理者等から通報があったため、対応を実施
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、段ボール、粗大ごみ
(4) 堆積の影響	敷地外まで物品が堆積しており、賃貸住宅管理者等から苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	介護サービスを案内したこともあるが、本人から理解を得ることが難しいため、支援は受けていない
(3) 収入等	・生活保護受給 ・年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局
(2) 対応状況	・生活保護担当部局では、定期訪問のたびに居住者に対し堆積物の撤去について指導していたが、本人は粗大ごみ等を収集しており、堆積物は必要な物であると主張。指導に対しては片付けると返答するものの、堆積状況は年々悪化して敷地外まで溢れる状況となっていた。 ・そのため、本人に対し、今後は物品を収集せず、ごみ出しを定期的に行うことを前提に、撤去支援について働きかけたところ、同意が得られたため、本人と市区による撤去を実施。生活保護担当部局では、生活保護受給者において自ら堆積物を排出することが困難な場合に排出支援を行うプロジェクトチームを設置しており、当該チームの職員を動員し、ごみ収集車も手配した上で、本人の費用負担を求めない形で堆積物をごみ処理場まで搬送し、撤去 ・堆積物の撤去後は、生活保護担当部局からごみ出し方法の指導などを行いつつ、賃貸住宅管理者及び近隣住民による見守りを実施
(3) 令和4年10月の状況	令和4年9月解消
(4) 再発防止の実施	生活保護担当部局、賃貸住宅管理者及び近隣住民による見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	昭和 58 年
(2) 端緒	端緒は不明であるが、居住者の亡親が生活保護の受給と公営住宅への入居を開始した時期から物品の堆積あり
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	段ボール、発泡スチロール、可燃ごみ
(4) 堆積の影響	屋内のみならず、居住者の着衣等にも悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の親族がいるが、本人と同様に生活保護を受給しており、精神疾患もあることから、積極的な支援を得ることは困難
(2) 健康・障害	医療機関に定期通院しており、理解力に課題あり。障害者手帳は交付なし
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、公営住宅担当部局
(2) 対応状況	・生活保護担当部局が、公営住宅担当部局と協力して対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は理解力が低いため、指導内容を理解し実践するまで長期的なアプローチが必要 ・本人は堆積物をごみと認識しているが、亡親の遺品が含まれていることから、自身で遺品とごみの仕分けを行ってから撤去する意向を示しているため、本人の意思を尊重して自主的な排出を促しつつ、片付けを行う意向を示した際には、必要な支援等を行う方針
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問しているものの、改善には至っていない。本人に金銭的な余裕もないため、民間事業者への委託も困難な状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 6 年 11 月
(2) 端緒	生活保護担当部局が、対象世帯の生活保護申請に伴う現地確認において、屋内外の堆積物の放置等を確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、猫の糞尿
(4) 堆積の影響	・野良猫が発生しており、糞尿と思われる悪臭あり ・屋内外に害虫が発生 ・屋内外に可燃物が堆積しており、火災発生のおそれあり ・住宅にひびが数か所みられ、雨漏りもあるため倒壊のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦（高齢者）2 人世帯
(2) 健康・障害	・夫婦いずれも統合失調症（精神障害者保健福祉手帳 2 級） ・過去にヘルパー派遣を利用していたが、屋内への立入りに拒否反応を示し、現在は利用を中止
(3) 収入等	・生活保護受給 ・夫は障害年金受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、高齢者担当部局、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・生活保護担当部局が、高齢者担当部局及び地域包括支援センターと協力して対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導するとともに、介護サービスの導入についても働き掛けているが、いずれも理解を得ることが難しい状況 ・居住者は、堆積物をごみと認識している一方、不快なものとは認識しておらず、撤去に至らない。 ・家屋倒壊の可能性も否定できないため、施設入所等の検討についても説明しているが、居住者に転居等の意向がなく、理解を得ることが難しい状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、指導を継続しているが、居住者に堆積物の撤去、転居等の意向がないため、進展がない。精神疾患があるため慎重に対応する必要がある、苦慮している状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 7 年 11 月
(2) 端緒	生活保護担当部局が、対象世帯の定期訪問時に屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで 家屋内は未確認であり、立入り困難なほど敷地内に物品が堆積
(3) 堆積物の内容	食材、雑貨、衣類等
(4) 堆積の影響	・ 夏は害虫の発生を確認 ・ 不審火による家屋の部分焼失あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	・ 生活保護受給 ・ 年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局
(2) 対応状況	生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導しているが、本人は言い訳をしておまかすことが多く、行動に至っていない。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問して指導を継続しているものの、本人の問題意識が薄く、改善がみられない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 12 年 6 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について苦情があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、金属、陶器、プラスチック製品
(4) 堆積の影響	・対象地において害虫が発生 ・屋内外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり ・建築物に若干の傾きあり ・敷地外の私道まで物品が堆積 ・樹木の圧迫被害等によりブロック塀の倒壊のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の親（高齢者）と姉（脳梗塞後遺症があり、現在施設入院中）がおり、市区が接触して本件への対応に関与しているものの、物品の堆積に関する考え方がそれぞれ異なるほか、それぞれ健康面又は経済面の問題を抱えているため、解消のためのキーパーソンにはなっていない状況。また、他に親族がおり、堆積物撤去について協力あり
(2) 健康・障害	自閉症スペクトラム障害あり
(3) 収入等	就労移行支援事業所に通所
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、建設担当部局、道路担当部局、保健所、都道府県精神保健福祉センター、医療機関
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は堆積物をごみと認識しておらず、近隣等から収集しており、指導に対して収集をやめて片付ける意向を示すものの、行動には結び付いていない。 ・かかりつけ医の診断によると、本人には自閉症スペクトラム障害があり、物品の収集癖については完治しないとの見立て。医療的支援については、保健所の精神保健相談のほか、市区のアウトリーチ事業や都道府県精神保健福祉センターのアウトリーチ支援事業の活用により、医師等による医療的アウトリーチやショートステイの利用案内など、多数の支援を実施 ・堆積物の撤去については、臨時のごみ収集対応として市区の高齢者等支援事業を活用して私道や玄関前の堆積物を収集し、また、建築物の傾き

区分	内容
	や倒壊のおそれのあるブロック塀への対応については、建設担当部局から改善指導を行うなど、居住者への働き掛けを継続したが改善がみられなかったため、本人に通告の上、「ごみ屋敷」条例に基づく応急措置として、市区において堆積物の撤去、樹木の伐採、ブロック塀の一部撤去を実施 ・さらに自閉症の居住者を支援するため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付として、就労移行支援事業所への通所、看護師による訪問看護、グループホームのショートステイの利用などの支援を実施し、本人の社会復帰を目指しているが、その後も本人の物品の収集が止められないため、堆積状態が再発している状況
(3) 令和4年10月の状況	・定期的に対象地を訪問して指導を継続しつつ、本人との信頼関係の構築に努めている状況。物品の堆積や建築物の傾きがあるため、解消のためには退去やグループホームへの入居等が必要と考えられ、少しずつ本人に説明している状況 ・応急措置に要した費用については、親族から申出があり、完済された
(4) 再発防止の実施	・対応部局の訪問、訪問看護及びグループホームの利用 ・就労移行支援事業所への通所により物品収集の時間が減っており、堆積物の抑制に寄与

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 13 年
(2) 端緒	生活保護担当部局が定期的に行う家庭訪問時に屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生もの以外の生活ごみ（ペットボトル、段ボール等）
(4) 堆積の影響	可燃物が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	うつ病があり通院中
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局
(2) 対応状況	・生活保護担当部局の担当ケースワーカーが居住者に対し、堆積物を撤去するよう指導しており、本人は自身で片付ける意向を示すものの、うつ病の診断もあり、その症状等から実際の行動には結び付いておらず、改善がみられない。 ・当初、本人は生活保護制度における住宅扶助基準額を上回る住宅に居住していたため転居指導を行っていたが、傷病の影響で転居先を見つけられず、その後、家賃が減額となり基準額内に収まったため、以降は保護費累積金により民間事業者に委託して堆積物を撤去するよう指導
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・本人は現在も傷病を理由に行動に至っておらず、状況に変わりなし ・医師の見立てでは就労困難とされているため、傷病の悪化を防ぐための通院指導を最優先としつつ、堆積物の撤去指導を継続
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 13 年 8 月
(2) 端緒	当初は野焼き案件として通報を受けて対応したが、その後物品の堆積について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、段ボール、発泡スチロール、プラスチック容器
(4) 堆積の影響	・風下に悪臭あり ・敷地内に段ボールが堆積していたほか、変質した灯油が入ったポリタンクが大量に保管されていたことから、消防担当部局から消防法違反になる旨を指摘し、撤去を指導
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、消防担当部局
(2) 対応状況	・当初は、居住者宅の敷地内におけるドラム缶による物品の焼却行為に関する苦情案件として対応。環境担当部局が対象地を訪問し、煮炊き後の速やかな消火や、廃棄物を焼却しないよう指導したが、その後も改善がみられなかったため、消防担当部局と協力して合同調査を実施。敷地内に変質した灯油が入ったポリタンクが大量に保管されていたため、消防担当部局から消防法違反になる旨を指摘し、撤去を助言したところ、焼却行為については改善 ・その後、同居住者宅について、周辺住民から物品の堆積による悪臭の発生等について通報があったため、環境担当部局が対象地を訪問し、堆積物の撤去について指導しているが、本人は堆積物を有価物であると主張して、改善を図ろうとしない。また、本人は、ごみ集積場等から物品を収集し、堆積しているものと推測される。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人に対する堆積物の撤去指導を継続しているところ、ごみの分別方法について説明してほしいとの求めがあったが、聞き取りを行っても時間がないなどとして、進展がない状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 18 年
(2) 端緒	道路担当部局のパトロールにより、屋外の堆積物の放置等を確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	段ボール、プラスチックコンテナ、自転車、シルバーカー、たらい等
(4) 堆積の影響	・悪臭の通報あり ・ブロック塀が傾斜しており、地震等により倒壊するおそれあり ・堆積物が敷地外の公道（法定外公共物）まで越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の子が定期的に見守りを実施
(2) 健康・障害	・統合失調症（未治療） ・別居の子から施設入所を勧められたことがあるが、本人が拒否
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	道路担当部局、建築担当部局、障害者担当部局、市民相談担当部局
(2) 対応状況	・各対応部局が所掌事務に基づき、それぞれ以下のとおり対応し、連絡会議において定期的に情報を共有 - 道路担当部局：堆積状況について定期的に現地確認。越境対策としてバリケードを設置したが、居住者がさらに堆積状況を悪化させるようになったため、町内会の協力のもと、バリケードを撤去し、越境した堆積物を敷地内に押し込み - 建築担当部局：ブロック塀の傾斜について定期的に現地確認。居住者に指導するとともに、通行者への危険防止のため、バリケードを設置（堆積物越境対策のバリケードとは別であり、設置継続中） - 障害者担当部局：地域包括支援センターとも連携して、居住者の状況把握や協力を得ている別居の子の精神面の支援を実施 ・本人は、堆積物のごみではなく所有物であり、ブロック塀の倒壊防止のため越境して置いていると主張。別居の子から本人への撤去の説得について協力を得られたが、本人は撤去を拒否しており、介護保険サービス等の福祉的支援についても理解を得ることが難しい状況。娘は堆積者への対応に疲弊しており、同部局が子の精神面を支援している状況。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人が障害者担当部局など市区の訪問には応じず、子を通じた働き掛けも難しくなり、進展がない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 18 年
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について苦情があり、道路担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	自転車、金属類、木材等
(4) 堆積の影響	・屋外に木材が堆積しており、放火の危険性あり ・家屋の老朽化による瓦の落下のおそれがあり、建設担当部局が指導 ・敷地外の公道まで物品が堆積しており、第三者による不法投棄も発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の親族による金銭管理の支援あり
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、地域担当部局、学識有識者、道路担当部局、消防担当部局、建設担当部局、高齢者担当部局、保健所、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・事案の把握以降、庁内関係部局により公道上の堆積物を撤去したほか、別居の親族の協力を得て、民間事業者による自転車等の撤去を実施したが、居住者が必要な物まで処分されたと主張して排出作業に応じなくなったため、家屋内や敷地内の物品堆積は解消していない。 ・本人は堆積物を財物と主張。物品を収集してため込んでいるほか、第三者の不法投棄による堆積も発生しているが、それらの堆積物も含めて財物と主張しており、撤去指導に応じず、市区の撤去支援についても理解を得ることが難しい状況 ・その後の対応について、セルフネグレクト等を専門とする学識有識者から助言を得て、物への執着から人とのつながりに関心を向ける福祉的アプローチを実施。福祉担当部局等の関係部局による集中的な訪問や、地域からの孤立を防ぎ、つながりを持てるように地域行事への参加を促すなどの対応を行いながら、堆積物の撤去について指導を継続
(3) 令和 4 年 10 月の状況	堆積物の撤去指導と福祉的アプローチを継続
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 18 年 5 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置、害虫の発生等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、紙ごみ、缶、瓶、ペットボトル
(4) 堆積の影響	・隣地において、生活に耐えられない悪臭あり ・堆積物に汚水がたまっている。 ・屋内外に害虫やねずみが発生しており、容易に目視可能 ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり ・敷地外の歩道まで堆積物が越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	下肢障害あり
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、地域包括ケア担当部局、自治会、民生委員
(2) 対応状況	・環境担当部局が自治会と協力して対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導していたが、本人は自身で撤去すると主張し、一部の堆積物は処分されたものの、根本的な解消には至っていない。下肢障害があるため、障害福祉サービスの導入も提案したものの、本人から理解を得ることは難しい状況 ・市区が排出支援を働き掛けたところ、本人の同意が得られたため、対応部局により堆積物を撤去し、一時は解消していたが、その後、敷地内への堆積物の放置が再発したため、堆積物の撤去指導を行うとともに、周辺住民の見守りにより、何かあれば市区まで連絡を貰う体制を構築
(3) 令和 4 年 10 月の状況	周辺住民からの通報により堆積物の量が増えてきた際には、市区が排出支援を実施しており、歩道上の堆積は解消し、敷地内の堆積物も把握当初よりは改善。引き続き、市区の撤去指導と周辺住民の見守りにより、状況が悪化しないよう対応
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 18 年 12 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置、悪臭、害虫の発生等について環境担当部局に通報があり、現地確認により把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	プラスチック、缶、段ボール、ガソリン、オイル缶
(4) 堆積の影響	・堆積物由来の悪臭について周辺住民から苦情あり ・隣家まで漏水が発生 ・害虫及び小動物が発生 ・敷地内はガソリンやオイル缶等の可燃物を含む物品が境界ぎりぎりまで堆積しており、火災発生のおそれあり ・公道上にも堆積物を放置
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（父は高齢者）と子の複数世帯。主な堆積者は両親
(2) 健康・障害	高齢者担当部局の医療ソーシャルワーカーが母と面談して精神状態を確認したところ、支援を要する程度ではないとの見立て
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、衛生担当部局（獣医）、高齢者担当部局、「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、消防署、警察署、道路担当部局
(2) 対応状況	・把握以降、環境担当部局を中心に、主な堆積者である両親に対して堆積物の排出支援の働き掛けなどを実施。両親は、堆積物がごみであることや排出の必要性について認識しており、堆積物のほとんどは分別した上で袋詰めされている。ごみ集積場に排出できる状態であるが、自身で排出できる量ではないため、市区が排出支援を働き掛けるものの、両親は行政の力を借りず自分で片付けたいとして応じない。両親は民間事業者を利用すると話すものの、堆積状況が改善されない状況 ・公道上の堆積物の放置については、道路担当部局と協力して指導を実施しているが、指導に対して改善するも再び堆積させるという状況が繰り返されている。また、敷地内の駐車場に物品が堆積していることから路上駐車が常態化しているため、警察署へ取締り強化を依頼。警察による定期的な見回りや指導が行われているが、居住者が一時的に車を移動させては、しばらくして再び居宅前に駐車するという状況が繰り返されている。

区分	内容
	・堆積物の中にガソリン、オイル缶等の可燃物があるため、消防署にも取締りを依頼。現地確認や居住者への文書による防火依頼が行われたが、堆積状況が消防法で定める可燃物の数量基準を超過していないとして、指導は行われていない状況 ・令和4年度からは、堆積者に寄り添い堆積物の排出支援を促す環境担当部局、衛生担当部局等によるチームと、条例等に基づき指導等を行う条例担当部局等によるチームに分かれて対応。長期の対応で居住者が環境担当部局の職員を覚えているため、分かれて対応することで支援を受け入れやすくするとともに、別の担当部局による指導に効果を持たせたいという意図のもと実施。両親は支援側の環境担当部局の訪問には応じるが、指導側の部局の訪問には応じないため、指導の際は両担当が同時に赴く。 ・母が自ら民間事業者に委託して堆積物を撤去すると撤去期限付きで示したことがあったが、期限を超過しても堆積状況は解消されなかった。
(3) 令和4年10月の状況	定期的に対象地を訪問し、排出支援の働き掛けと指導を継続。母は自力での撤去は困難との認識に変わりつつあり、市区による撤去の支援について理解を得たが、父からは依然として市区の支援について理解を得ることが難しい状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 19 年 3 月
(2) 端緒	周辺住民から、共用部分への漏水の発生について通報があり、公営住宅担当部局が現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、不燃ごみ、紙類、家電製品、家具
(4) 堆積の影響	・屋内外に悪臭、害虫が発生 ・共用部分への漏水が発生 ・屋内外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	統合失調症（精神障害者保健福祉手帳はなし）
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	公営住宅担当部局、保健担当部局、生活保護担当部局、地域担当部局、社会福祉協議会
(2) 対応状況	・公営住宅担当部局及び生活保護担当部局がそれぞれ対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。屋内は物品が天井近くまで堆積しており、本人は自力では撤去できないと主張しているが、他人との接触を避けていることもあり、改善がみられない状況 ・漏水については、把握以降も排水を詰ませたことにより発生しており、本人が生活保護受給者であるため、補修費用は公費で負担したが、本人は、自身の責任ではなく建物の老朽化によるものと主張 ・本人による改善が図られないことから、重層的支援体制整備事業の対象事案として支援会議を開催し、多角的な支援を検討。取組目標として、短期的には、本人との関係づくりを進め、強制退去となる前に転居に向けて支援を行うこと、また、長期的には、転居後に本人が地域とつながり、安全かつ安心して暮らせるよう支援することを目指し、対応部局において、以下の取組を実施 i) 本人が本音を話せる関係者を増やし、本人の味方であると感じてもらうため、地域コミュニティへの誘いや定期的なアプローチを実施 ii) 障害福祉サービス利用のため自立支援医療制度や精神障害者保健福祉手帳の申請を支援

区分	内容
	iii) 本人が納得できる転居先候補の提案（精神障害者福祉施設への入所も一つの方法として提案） など
(3) 令和 4 年 10 月の状況	関係機関が定期的に対象地を訪問し、本人と関係性を構築しつつ、転居や障害福祉サービスの利用について説得を継続。可能であれば、本人を交えた支援会議の開催も検討
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 21 年 6 月
(2) 端緒	周辺住民から道路管理担当部局に対し、堆積物の放置等について通報
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	段ボール、本、電池、レコード、生ごみ
(4) 堆積の影響	・隣地において悪臭を感じることもあり ・家屋内や敷地内に害虫やねずみが発生 ・敷地内に大量の可燃物が堆積して道路に隣接しており、火災発生のおそれあり ・建物は全体的に老朽化が進んでおり、以前にもベランダが崩壊。窓枠や壁の破損や、傾いたブロック塀がある。
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の兄がいるが、市区が連絡したところ、関わりを拒否
(2) 健康・障害	本人の同意を得て精神保健福祉相談嘱託医との面談を経て、神経内科を受診。MRI 検査を実施した結果、前頭葉の損傷や機能低下、高次脳機能障害又は強迫神経症及び発達障害が疑われるとの見立てがあったが、その後本人において医療受診は行われていない。
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者・障害者担当部局、「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、環境担当部局、建築担当部局、道路管理担当部局、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター
(2) 対応状況	・当初、建築担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導していたが、本人は自身で撤去すると主張するものの、実際の行動には至らないまま、数年が経過 ・その後、堆積物の重みでベランダが崩落。ブロック塀の傾きもあるため、建設担当部局が定期的に訪問し、建物の危険性や補修について助言しているが、本人による行動が伴わず、ブロック塀に対しては注意喚起のバリケードを設置 ・さらに、「ごみ屋敷」条例担当部局が業者委託による自費撤去を支援して、堆積物が一度は撤去されたものの、本人はため込みをやめず翌年には物品の堆積が再発 ・以降も「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、本人に対し堆積物の撤去指導や撤去の支援について働き掛けるものの、本人は解消を望ん

区分	内容
	でならず、自身で撤去すると主張して、市区の対応について理解を得ることが難しい状況 そのため、条例に基づく指導、勧告を経て命令を実施したところ、本人が撤去の支援に同意したため、条例に基づく排出支援を実施して堆積物を撤去。しかしその後も本人はため込みをやめず、家屋内は本人も入れないほどに物品が堆積しているため、ガレージで生活するようになっている。
(3) 令和4年10月の状況	- 市区では本件についてプロジェクトチームを形成し、構成員が定期的に対象地を訪問して堆積物の撤去指導、安否確認等を継続するとともに、本人の高齢化による身体機能及び認知機能の低下や老朽化した建物についてモニタリングを継続 - 堆積物について、大規模な排出支援に至る前に、本人と市区での片付けを提案しているが、本人は生活に困っている様子がなく理解を示さないため、実施できていない。
(4) 再発防止の実施	プロジェクトチームの構成員による定期訪問

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 21 年 9 月
(2) 端緒	堆積者本人と同居する家族から、家屋内における物品の堆積について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	・家屋の外の敷地内まで ・家屋内は居住者の同意が得られないため、状況未確認（以下同様）
(3) 堆積物の内容	プラスチック製品、ポリ袋、日用生活品、什器等
(4) 堆積の影響	・敷地内に害虫が発生 ・敷地内に可燃物が堆積しており、火災発生のおそれあり。過去にボヤ騒ぎが発生しており、消防署が現地を確認
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・兄弟の複数世帯。兄弟間に交流はなく、物品の堆積状態を改善する意思なし ・別居の姉は本人への連絡や支援を拒否
(2) 健康・障害	・本人の健康状態について、保健師の見立てでは問題ないとのことである一方、臨床心理士の見立てでは発達障害あり ・高齢者担当部局のソーシャルワーカーや保健師が健康観察のため本人との接触を試みているが、本人が特定の職員以外との接触を希望しないため、思うようにアプローチできていない。
(3) 収入等	不就労。生活困窮担当部局から就労支援の働き掛けを行っているが、本人の意向が定まらず、進展が見られない。
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、生活困窮担当部局、高齢者担当部局、消防署、環境担当部局
(2) 対応状況	・物品の堆積を把握してから 10 年以上にわたり、「ごみ屋敷」条例担当部局等において居住者に対し、生活環境改善に向けた対応や条例に基づく堆積物撤去の指導、勧告を行っているほか、敷地内の堆積物について条例に基づく排出支援を 2 回実施しているが（生活困窮のため処理手数料は減免）、ごみ集積場などからのごみの収集及び敷地内への堆積が止められず、根本的な解消には至っていない。 ・本人は、自身がいわゆる「ためこみ症候群」であること、また、収集癖があることを自覚しているところ、物品が堆積している状況を周囲に見られたくないという意識が強く、接触を拒否しているため、撤去指導等の対応が進まない。

区分	内容
	・排出支援以降は現地確認や面談の回数を増やし、本人の課題認識に応じた就労支援も行ったが、生活環境の改善には至らず、市区の接触を拒否するようになったため、解決の糸口が見いだせない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・再度物品の堆積が始まり、徐々に堆積量が増えている状況 ・家屋内については未確認
(4) 再発防止の実施	・「ごみ屋敷」条例担当部局のソーシャルワーカーが月 1 回本人と面談し、雑談することで、堆積者とのつながりを維持 ・本人とのつながりを途切れさせず、接触を拒否しない支援担当の職員を増やすことで、本人の状況や意向を把握するとともに、状況改善に向けた福祉的支援を図ることで、物品の堆積が進まないよう取り組む

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 22 年 11 月
(2) 端緒	対象世帯を支援している主任児童委員から、屋内の堆積物の放置等について相談があり、子ども担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	食品、靴、衣服、玩具等
(4) 堆積の影響	屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、冬場は火気の使用により火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親と子 2 人（いずれも児童）の 3 人世帯
(2) 健康・障害	親は軽度知的障害、適応障害あり
(3) 収入等	・生活保護受給 ・障害年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	子ども担当部局、生活保護担当部局、学校、主任児童委員
(2) 対応状況	・子ども担当部局や生活保護受給者が対象地を訪問し、主な堆積者である親に対し堆積物の撤去について指導。本人は少しずつ片付けていると主張するものの、家屋内への立入りを拒否するため、状況把握が困難 ・一時はヘルパー派遣の導入や、対応部局による屋内の清掃支援を行ったこともあったが、その後本人が拒否するようになったため、再び家屋内の状況が把握できなくなった。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問しているものの、本人がなかなか応答せず、応答した場合でも玄関先対応となっている状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 23 年
(2) 端緒	関係機関からの情報提供により、堆積を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	スーツケース、衣服、紙類、缶、瓶、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、家具
(4) 堆積の影響	・天候により悪臭発生情報が周辺住民からあり ・害虫やねずみの発生あり ・居住者が敷地内の堆積物付近で火を扱っているとの通報があり、消防署が屋外での火の取扱いについて指導
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・両親と子（児童）の複数世帯だが、実態は不明であり、家屋内も居住困難なほど物品が堆積
(2) 健康・障害	障害者担当部局による嘱託医面談では「ため込み症」との意見あり。
(3) 収入等	未就労
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、障害者担当部局、子ども担当部局、環境担当部局、消防署
(2) 対応状況	・当初、現地訪問を繰り返し行っていたが誰とも接触できず、居住実態が確認できなかったため、水道局にメーター照会を実施したところ、複数世帯の使用量ではないとのことであった。居住者に接触するため、警察署に連絡先を把握していないかを相談したところ、提供することはできないが、連絡の仲介について協力が得られ、後日、居住者から市区に対して電話があり、以降は連絡することができた。それでも居住者が市区と会おうとしないため、最終的には市区の頻回な訪問により接触が実現 ・居住者は収集癖があり、客観的に見ると使用できないような物でも「まだ使える」と主張。物を拾うと安心するとのことだが、一方で自身の手には負えない量になっていることも自覚 ・周辺住民の生活環境が脅かされている状況と判断し、「ごみ屋敷」条例に基づく排出支援を実施。本人にいらぬ物かどうかを確認しながら複数回に分けて実施
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・排出支援後も居住者は物品の収集をやめず、自力での排出管理もできないため、「ごみ屋敷」条例担当部局等の職員が本人とともに堆積物の仕分けや袋詰めを行い、ごみ出しの支援を継続

		事案番号	77
区分		内容	
		・専門職によるカウンセリングの実施を検討	
	(4) 再発防止の実施	市区の職員によるごみ出し作業の支援	

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 23 年 1 月
(2) 端緒	周辺住民から、店舗兼家屋における堆積物の放置等について通報があり、保健所が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	空き缶、紙類（新聞紙）、食品類、トイレットペーパー、水入りペットボトル、レジ袋等
(4) 堆積の影響	・屋外において食品類の腐敗による悪臭の発生について周辺住民から苦情あり ・収集した空き缶やペットボトルに由来する汚水が発生 ・屋内外に害虫が大量に発生 ・電源を確保しているコンセントが堆積物に埋没しており、火災発生のおそれあり ・敷地外の公道上に堆積物が越境、通行への支障はなし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・夫婦（高齢者）2人世帯。夫は対応期間中に死亡 ・別居の子が対象地の片付けを行っているが、居住者への撤去指導や許可なく撤去することについては拒否
(2) 健康・障害	・夫は認知症、要介護認定を受け、対応期間中にデイサービスを利用していたが、後に死亡 ・妻は慢性的な腎臓疾患あり。対応期間中に健康状態の悪化がみられたが、要介護認定の申請については理解を得ることが難しい状況。また、精神障害があり、一時期は医療機関に通院していたが、現在は余り通院できておらず、障害福祉サービスの導入についても理解を得ることが難しい状況
(3) 収入等	・夫の就労収入あり ・家のローン返済があるため経済的に困窮しているが、家を処分しての生活保護の受給については、本人が拒否
5 対応	
(1) 対応部局	保健所、地域包括支援センター、生活保護担当部局、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））、環境担当部局
(2) 対応状況	・把握当初、保健所が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導していたが、主な堆積者である妻はかたくなに他人の働き掛けを拒否して撤去の必要がないと主張し、市区による撤去の支援について理解を得ることが難しい状況が継続

区分	内容
	・その後も訪問を継続する中で本人との関係が構築でき、本人は地域から孤立して悩み事を誰にも相談できない状態になっていたことから、解消のために本人の根本原因を除去することとして、以下の福祉的支援を実施 ①相談先の構築（地域包括支援センター及び社会福祉協議会の CSW の訪問） ②経済的困窮の不安解消（生活保護の申請の提案） ③親子間の関係改善（別居の子に状況を説明し、堆積物撤去の説得を依頼） ④精神状態の改善による不安解消（保健所の精神科医への受診（無料相談）） ・これらの支援により、本人の根本原因を少しずつ除去していくうちに、撤去の支援について同意が得られたため、保健所が環境担当部局と連携して、臨時回収を実施し、周辺への悪影響が除去されるまでに堆積物を撤去 ・しかしその後、地域包括支援センターにおいて、物品の堆積が再発している状況を把握。以降、地域包括支援センターが見守りを継続しているが、本人は空き缶や新聞紙を収集して堆積しており、ごみではないと主張して市区の排出支援に応じないほか、介護認定、障害福祉サービス、生活保護などの福祉的支援についても理解を得ることが難しい状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、見守りを継続しているが、別居の子が定期的に対象地を訪問して片付けを行っているが、物品の堆積状況は改善がみられない状況
(4) 再発防止の実施	地域包括支援センターによる見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 23 年 3 月
(2) 端緒	生活保護担当部局のケースワーカーが、居住者への定期訪問に実施した際に、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	新聞紙、DVD、生ごみ、ペットボトル、段ボール
(4) 堆積の影響	屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	・知的障害あり（療育手帳 B2） ・障害者総合支援法における障害支援区分の認定はされているが、障害福祉サービスは未利用
(3) 収入等	・生活保護受給 ・就労継続支援事業所に通所
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））、相談支援事業所
(2) 対応状況	・生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導していたが、本人は、その場では撤去の意向を示すものの、実際の行動には至らず、改善されない状況が継続 ・本人は、「ごみ屋敷」状態でも生活できており、屋内の状況を他人に見られることもないため、片付けの必要性を感じていないとしつつ、支援が得られるのであれば片付けてほしいとするほか、自身は片付けが苦手であるとの発言を受けて、ヘルパー派遣の利用を提案したところ、本人が同意。ヘルパー派遣の利用に向け、ある程度の堆積物を撤去する必要があることから、本人とケースワーカー、CSW、相談支援事業所が協力して堆積物を撤去。処理手数料は本人が生活保護受給者であるため免除 ・排出支援後は、ヘルパー派遣の利用に向けて、支援を実施
(3) 令和 4 年 10 月の状況	ヘルパー派遣の導入は本人が入院したこともあって手続に時間を要しており、相談支援事業所が支援しているところ、屋内は物が増えつつあり、少しずつ元の状態に戻りつつある状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 23 年
(2) 端緒	近隣住民から、野焼きについて通報があり、環境担当部局が現地確認を行ったところ、屋外の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生活雑貨、家具、家電
(4) 堆積の影響	敷地外の歩道まで可燃物や機械類が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（高齢者）と子の 3 人世帯
(2) 健康・障害	・夫は当初健在であったが、対応期間中に内臓疾患が発覚したため入院 ・妻は認知症であり、対応期間中に福祉施設に入所 ・子は精神疾患があり、対応期間中に入院
(3) 収入等	・年金収入あり ・子の入院に伴い、生活保護を申請
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、地域包括ケア担当部局
(2) 対応状況	・環境担当部局が対象地を訪問し、主な堆積者である夫に対し、外部から物品を持ち込まないこと、堆積物の撤去について指導したところ、本人は指導に応じる意向を示すものの、実際の行動には至らない。撤去費用が用意できたとして、一度堆積物が撤去されたこともあったが、その後も外部から物品を持ち込み、約 2 年で元の堆積状態に戻る。 ・その後、家族全員が入院又は入所したため、直接的な指導を行うことができなくなり、退院見込みも判明しないことから、対応は停滞 ・外部からの物品の持込みはなくなったものの、現在空き家状態となっていることから、不法投棄が行われていると周辺住民から通報があり、市区では緊急対策として、歩道上の堆積物の敷地内への移動や、境界へのロープ張りなどの対応を実施
(3) 令和 4 年 10 月の状況	家族全員が入院中のため堆積状況に変化はないが、さらなる不法投棄を防止するため、パトロールを継続
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 23 年 11 月
(2) 端緒	他市区町村から、自転車の路肩駐輪や敷地内に堆積物が放置されている住宅について情報提供があり、市民相談担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	冷蔵庫、自転車、洗濯機、段ボール、ペットボトル等
(4) 堆積の影響	・玄関前のカーポートに可燃物が堆積しており、放火の危険性あり ・敷地外に自転車を放置
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の両親が生活を援助しており、市区の介入を拒否
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	市民相談担当部局、道路担当部局、障害者担当部局（保健師）、消防署
(2) 対応状況	・市民相談担当部局が空き家ではないかと通報を受けて現地調査を行ったところ、居住者がいることを確認 ・隣家の住民から火災の心配について通報があったため、消防署に連絡して現場周辺の警戒強化を依頼。また、保健師等と共に現地を訪問するが、居住者が不在であったため不在連絡票を差し置き ・本人は、ひきこもりの状況にあり、別居の両親が定期的に訪問していることを確認。後日、居住者の両親が来庁して、市区の介入について拒否の意向を示し、堆積物はごみではなく、子が保管しているものと主張 ・公道上の放置自転車については、市区の放置自転車等に係る条例に基づき、指導、警告等を経た上で撤去
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・公道上への自転車の放置の有無について定期的に現地確認 ・敷地内の堆積物については状況に変化なし
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 24 年 1 月
(2) 端緒	周辺住民から、深夜の作業騒音等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認を行ったところ、屋外の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（店舗）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、瓶ケース、アルミ樽、段ボール、灯油ポリタンク
(4) 堆積の影響	・ 周辺住民から悪臭・害虫被害の通報あり ・ 灯油入りポリタンクが放置され、火災発生のおそれあり ・ 敷地外の公道まで物品が堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親子 2 人世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	勤労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	道路担当部局、「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・ 道路担当部局と環境担当部局（「ごみ屋敷」条例担当部局）が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。一時的又は部分的に改善することもあるが、本人が物品の堆積を継続するため、解消に至らない。 ・ 灯油入りポリタンクを放置していたことがあり、消防署に連絡するとともに、撤去指導を行ったところ、本人により撤去された。 ・ 店舗敷地内や公道まで越境している堆積物については、本人に対し再三にわたる指導を行っても改善しないため、公道上の堆積物について、道路法違反として行政代執行法に基づく代執行を実施したが、その後も本人が物品の堆積を継続するため、公道上の堆積も再発
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問して指導を継続しており、民間事業者への撤去依頼についても助言しているが、本人による物品の堆積が止められない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 24 年 4 月
(2) 端緒	都市整備担当部局から、対象地における屋外の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	金属くず、木くず、傘
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導しているが、本人は外部から収集してきた物品を自らの財産と主張し、撤去に応じない。 ・そのため、市区が支援して部分的に堆積者を撤去することを働き掛けたところ、本人の同意が得られたため、排出支援を実施。撤去指導を行いつつ、これまで複数回の排出支援を実施しているが、本人の収集癖がやまないため、堆積状況が改善しない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・周辺への影響は軽微であるため、強制力を持った措置は実施せず、撤去指導を継続 ・本人は住民登録では当該市区ではなく他市区の住民であるが、強制力を持った措置や福祉サービスの導入などの必要性が現状では認められないため、対応上の支障はない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 24 年 9 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について苦情があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	自転車、手押し車等
(4) 堆積の影響	堆積物が敷地外まで越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（周辺住民に聞き取り）
(2) 健康・障害	人工透析を受けており、歩行が困難（周辺住民に聞き取り）
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局
(2) 対応状況	環境担当部局が対象地を訪問したところ、敷地外に越境した堆積物は自治会により片付けられ、周辺環境に影響を及ぼす状況になっていなかったため、居住者には未接触。その後も数回現地確認を実施
(3) 令和 4 年 10 月の状況	状況に変化なし
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 24 年 9 月
(2) 端緒	市民相談担当部局から、屋外に堆積物を放置している住宅について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	マネキン、マットレス、自転車、ペットボトル、家電、台車、傘、缶、タイヤ、突っ張り棒、木材、段ボール、紙、椅子
(4) 堆積の影響	敷地外の公道まで物品が堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（妻は高齢者）と子 2 人の 4 人世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、道路担当部局、消防署
(2) 対応状況	・敷地内の堆積については環境担当部局（「ごみ屋敷」条例担当部局）、公道上の堆積については道路担当部局、火災発生のおそれに関しては消防署がそれぞれ対応。火災発生のおそれについては、消防署の現場確認により危険性はないと判断 ・環境担当部局と道路担当部局が対象地を訪問し、主な堆積者である夫に対し堆積物の撤去について指導。本人は堆積物の大半が不法投棄によるものと主張しつつ、撤去すると回答するものの、改善がみられない。 ・不法投棄を防止するため、道路担当部局が公道上の堆積物を撤去した上で、環境担当部局が堆積物にブルーシートを掛け、不法投棄の注意喚起に関する張り紙を設置
(3) 令和 4 年 10 月の状況	当該住宅は空き家化しているものと思われるが、敷地内に物品が堆積している状況は変わらず、不法投棄も完全に防止するまでには至っていない状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 25 年 1 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について苦情があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	布団、クッション等の布類
(4) 堆積の影響	・ 周辺住民から悪臭発生の通報あり ・ 屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、消防署が確認したところ火災発生のおそれあり ・ 敷地外の私道に物品を堆積しており、周辺住民の通行に支障が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦 2 人世帯
(2) 健康・障害	妻は精神疾患の疑いあり
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、警察署、消防署、地域包括ケア担当部局、地域担当部局
(2) 対応状況	・ 「ごみ屋敷」条例担当部局と消防署が対象地を訪問し、堆積者に対し堆積物の撤去について助言。主な堆積者である妻は収集癖があり、市区の職員に対して威嚇行為を行うため、警察署と連携して撤去指導を行っているが、撤去の意思を示さない。夫にも接触したものの、堆積物を撤去しようとするため妻が怒るため、撤去できないと主張 ・ 対応期間中に妻が入院となり、夫が自身で一部の堆積物を撤去したが、その後は再び堆積物の量が増加している状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問、指導を継続。私道の堆積物は減少してブルーシートがかけられており、景観上の改善がみられるものの、解消には至っていない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 25 年 1 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について苦情があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	燃やせるごみなど
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の親族がおり、対象地の片付けについて協力あり
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局
(2) 対応状況	・環境担当部局が対象地を訪問していたが、居住者に接触できなかったため、別居の親族に接触。親族に堆積物の撤去について働き掛けたところ、堆積状況が一部改善 ・親族を通じて本人と接触できるようになったため、本人に対して堆積物の撤去について指導。本人はごみ集積場から物品を収集していたが、撤去する旨の回答があり、周辺住民に迷惑がかからない程度まで改善したため、以後は経過観察
(3) 令和 4 年 10 月の状況	現地確認を継続しており、経過観察中。依然として屋内外に物品の堆積がみられる状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 25 年 3 月
(2) 端緒	周辺住民から悪臭について通報があり、環境担当部局が現地訪問したところ、屋外の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	家庭ごみ、ペットの餌、糞尿等
(4) 堆積の影響	・屋外に堆積物に由来する悪臭が発生しており、周辺住民から苦情あり ・屋内外に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	・生活保護受給 ・就労収入、年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、動物愛護管理センター、障害者担当部局、環境担当部局
(2) 対応状況	・生活保護担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導しているが、本人はごみ集積場から物品を収集して堆積しており、ごみではなく有価物と主張。環境担当部局が協力して市区による撤去の支援を 100 回以上実施しているが、本人が物品の収集を継続し、再発 ・本人、生活保護担当部局及び環境担当部局で協議の場を持ち、自立できるよう自身でごみ集積所に堆積物を排出するよう指導して了承を得たこともあったが、改善に至らない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	生活保護担当部局が定期的に対象地を訪問し、指導を継続
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 25 年
(2) 端緒	近隣住民から、野良猫への餌付けによる悪臭の発生について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認したところ、屋外の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	食料品、衣服、段ボール、木箱
(4) 堆積の影響	・屋外において猫のふん尿に由来する悪臭あり ・害虫が発生 ・屋外に可燃物を含む物品が堆積している状態でカセットコンロを使用していることから、火災発生のおそれあり。過去にはボヤ騒ぎがあり、堆積物の一部が焼失 ・敷地外の公道まで堆積物が越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・把握当初は兄と居住者の妹（高齢者）との 2 人世帯であったが、対応中に妹が老人ホームに入所
(2) 健康・障害	・兄は病気、障害等なし ・妹は精神的に不安定で、身体に不自由があるため自立した生活が困難
(3) 収入等	不動産収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、高齢者担当部局、道路担当部局、消防担当部局
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。また、妹は身体に不自由があるため、高齢者担当部局も支援のため介入していたが、特に妹において堆積物を撤去する意思がみられず、堆積物を自らの財産と主張して市区による撤去の支援についても理解を得ることが難しい状況。家屋内への立入りにについても拒否していたが、兄妹ともに家屋内ではなく敷地内や車中で生活していた状況 ・その後、妹の入院中に、兄による堆積物の一部が燃えるボヤ騒ぎが発生したため、市区では条例に基づく堆積物撤去の指導及び勧告を実施。それでも改善されなかったため、命令の発出を検討したところ、兄が撤去の意向を示したため、市区による排出支援を実施したが、その後も兄による物品の堆積は止められずに再発

区分	内容
	・妹については自立した生活が困難であったところ、兄によるネグレクトが疑われ、妹からの支援要請があったため、高齢者担当部局の支援により老人ホームに入所 ・市区の対応に拒絶的な妹が入所となった以降は兄への対応となり、市区の排出支援についても兄は理解を示しているため、撤去指導を継続しつつ、これまで排出支援を複数回実施
(3) 令和4年10月の状況	定期的に対象地を訪問して指導を継続するとともに、本人からの要請に基づき排出支援も実施し、堆積物の増加を防止しているが、本人による物品の堆積が止められない状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 25 年 12 月
(2) 端緒	周辺住民から民生委員に対し、屋内外の堆積物の放置等について通報があり、情報提供を受けた「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、古紙、ペットボトル、ビニール袋、枯れた樹木等
(4) 堆積の影響	・屋外に堆積している古紙類に由来して雨天時は悪臭が発生し、周辺住民から苦情あり ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、時期により人通りが多い公道に接しているため、火災発生のおそれあり ・堆積物が敷地外の公道まで越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（高齢者）と子の3人世帯
(2) 健康・障害	・夫は要支援 1 ・妻は要支援 2。対応期間中に医療機関を受診し、ため込み症と診断 ・子は知的障害あり
(3) 収入等	親の年金収入と子の障害年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、地域包括支援センター、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））、道路担当部局、消防担当部局、民生委員
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。火災発生のおそれに対しては消防担当部局が助言し、また、公道上の堆積物については道路担当部局が同行して指導 ・主な堆積者である妻は、堆積物は必要な物でありごみではないと主張し、公道上の堆積については敷地内へ移動したものの、撤去の意思は示されず、改善がみられない。夫は堆積物をごみと認識しており、撤去の意思も示しているが、妻が金銭管理しているため撤去費用を捻出できないと主張 ・以降も「ごみ屋敷」条例担当部局による撤去指導に加え、CSW と地域包括支援センターも介入して声掛けを行っていたが、物品の堆積状況は改善せず、居住者も居住困難となった。居住者は対象地とは別の家（別宅）も所有していたが、その家も物品堆積のため居住困難な状態であったため、近隣の賃貸アパートを借りて転居

区分	内容
	・転居により、対象地における物品の堆積状況について対応困難となったが、CSW 等による働き掛けを継続し、夫と子に接触。夫に対しては、別宅の売却により撤去費用を捻出することを働き掛けていたところ、子から対象地での生活を望む意向があったことを契機に、夫が行動して別宅の売却に至り、その後民間事業者への委託により、対象地の堆積物を撤去 ・堆積物の撤去後、地域ケア会議を開催し、対応部局において今後の支援方針を検討。両親ともに要支援の認定を受け、妻は医療機関の受診を働き掛けたところ、ため込み症と診断された。その後はデイサービス利用を開始するとともに、妻を担当しているケアマネジャーが見守りを継続し、状況に変化があれば市区に連絡する体制を構築 ・地域ケア会議を開催し、再度妻の要介護認定を行い、要介護 2 に変更。その後、認知症と診断されたが、物に対する執着が薄れ、ため込み症の症状は緩和
(3) 令和 4 年 10 月の状況	ケアマネジャー等による見守りを継続するとともに、賃貸アパートから対象地への転居を支援。夫の体調が悪化し金銭管理できない状態になりつつあるため、成年後見制度の利用を提案したところ、本人が同意したため、本人申立てによる成年後見の手続を支援中
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 5 月
(2) 端緒	生活保護担当部局のケースワーカーが家庭訪問時において、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、衣類、プラスチック、ペットの糞尿
(4) 堆積の影響	家屋内にペットの糞尿に由来する悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	社会性不安障害（精神障害者保健福祉手帳 2 級）のため、定期通院のほか、訪問看護及びヘルパー派遣を利用
(3) 収入等	・生活保護受給 ・障害年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、障害者担当部局、訪問看護師、相談支援事業所
(2) 対応状況	・生活保護担当部局の担当ケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去指導や猫の適正飼育について指導。本人は堆積物を排出する意思はあるものの、自身によるごみ出しの継続が難しく、改善がみられない状況 ・障害福祉サービスのヘルパー派遣を利用することでごみ出しを支援していたが、本人の強い不安感や対人緊張からヘルパーの訪問を拒否するようになる。 ・ペットを多頭飼育しているが、しつけが行き届いておらず、屋内は不衛生な状態。保健所の引取りは本人が拒否するため、保健所から飼育方法を説明することを検討したが、本人の障害特性があり、接触に至っていない。そのため、相談支援事業所から飼育方法の説明を実施 ・本人による生活環境の改善がみられなかったため、本人と対応部局による家屋の清掃を行い、堆積物を排出。これにより本人の清掃に対する意識が高まり、徐々に自主的な清掃も行われるようになったものの、継続した対応が難しく、ヘルパー派遣の再開にも至っていないことから、物品の堆積が再発
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・ケースワーカー等が定期的に対象地を訪問し、堆積物の撤去について助言や指導を行うとともに、ヘルパーの再利用について助言

区分		内容
		・本人は強い不安感や対人緊張があるため、他人が過度に干渉することを嫌う傾向にあり、主治医からは本人のペースに合わせた対応をするよう助言があったものの、自身で継続して清掃することが難しく、家屋内が不衛生になりやすい状況
(4) 再発防止の実施		－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 5 月
(2) 端緒	周辺住民から、樹木の敷地外への越境について通報があり、環境担当部局が現地訪問したところ、屋外の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	袋詰めされた落ち葉
(4) 堆積の影響	屋外に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、保健担当部局（保健師）、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・環境担当部局と地域包括支援センターが協力して対象地を訪問し、居住者に対し樹木の越境部分の伐採について指導しているが、本人は樹木に強い執着を示し、伐採に応じない。また、敷地内は落ち葉を詰めたごみ袋が本人の通行が不便なほどに堆積しているが、本人は落ち葉についても強い執着を示し、ごみと認識しておらず、撤去指示に応じない。 ・本人に対しては、保健師、地域包括支援センター、社会福祉協議会、近隣住民など様々な方面からアプローチを行い、本人からの求めに応じて食糧支援なども行ったが、一貫して支援は受け入れるが注意は聞かないという態度が示されている。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人との関係性が切れないよう、状況確認を継続しているが、本人が現状を不便と認識しておらず、改善する意思がないため、対応に苦慮している状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 6 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	燃やせるごみなど
(4) 堆積の影響	風向きにより近隣において悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦（高齢者）2 人世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局
(2) 対応状況	・環境担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は撤去の意思は示すものの、行動が伴わず、改善計画を文書により求めて提出を受けたこともあったが、計画のとおりに対応されず、解消に至っていない。 ・その後も現地確認と指導を継続した結果、周辺住民に迷惑がかからない程度まで改善したため、以後は経過観察
(3) 令和 4 年 10 月の状況	現地確認を継続しており、経過観察中。依然として屋内外に物品の堆積がみられる状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 6 月
(2) 端緒	周辺住民による警察署への通報や、学校から市区に対し、児童の居住環境が不衛生であるとして介入要望があったため、子ども担当部局が現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、ペットボトル、家電、衣類、雑誌、玩具
(4) 堆積の影響	・屋内に悪臭あり ・屋内外に害虫が発生 ・屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・両親、子 2 人、妻の親族の 5 人世帯
(2) 健康・障害	・妻は発達障害あり ・下の子は尿道下裂による形成手術を複数回受けており、今後も成長に合わせた手術が必要
(3) 収入等	両親と親族の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	子ども担当部局、環境担当部局、障害者担当部局、学校、医療機関、主任児童委員、民生委員、社会福祉協議会、介護事業所、児童相談所
(2) 対応状況	・対象世帯については、把握時期以前から、下の子に対する医療ネグレクトと親の養育能力の低さを理由に、要保護児童対策地域協議会における支援対象家庭に位置付け、対応部局で情報共有を図りつつ支援を行っていた。 ・主な堆積者である妻に対し、養育支援訪問事業を導入して片付けや育児を支援したが、本人は市区の介入には理解を示すものの、生活環境が改善されるまでには至らなかった。物品の堆積については問題意識がないことから片付ける意向がなく、市区がごみと思われるものを本人に一つ一つ確認して撤去を働き掛けても、応じないことが多い状況。夫や親族は堆積物については無関心であり、妻に対応を任せている状況 ・子の生活環境として不適切と判断し、本人による改善が困難であることから、子ども担当部局の提案により、環境担当部局や要保護児童対策地域協議会の関係機関に協力を呼び掛け、本人と共に家屋内及び敷地内の堆積物の一斉撤去を実施。本人における清掃の意識が低いことからその後物品の堆積が再発し、一斉清掃は複数回実施することとなったが、本人が発達障害と診断されたことから、障害福祉サービスの居宅介護によ

区分		内容
		る支援の導入に至り、ヘルパーによる家事支援が行われるようになったため、堆積状況はある程度改善し、増加を防止できている状況
	(3) 令和4年10月の状況	定期的に対象地を訪問し、清掃指導を継続。将来的には子にも清掃を働き掛け、自立を支援
	(4) 再発防止の実施	子ども担当部局による見守り及びヘルパー派遣の利用

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 9 月
(2) 端緒	生活保護担当部局が、生活保護受給を開始した対象世帯の最初の家庭訪問の際に、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、ペットボトル、容器包装プラスチック
(4) 堆積の影響	・屋内に悪臭が発生 ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局
(2) 対応状況	・生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は撤去が必要という認識はあり、指導に応じる姿勢を見せるものの、実際の行動には至っていない。 ・屋内はケースワーカーが入れないほど物品が堆積している一方、屋外の堆積物については、敷地外まで散乱するたびに本人が片付けているため、周辺住民からの苦情は発生していない。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、撤去指導を継続しているが、進展がない状況。本人は周囲に迷惑は掛けてないし、自身の生活の支障になっているとも認識していない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 11 月
(2) 端緒	周辺住民から消防担当部局に対し、屋内外の堆積物の放置等について通報があったため、現地訪問により確認し、同部局から「ごみ屋敷」条例担当部局に情報提供
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	食器、調理器具、衣類、家電製品、食品
(4) 堆積の影響	・敷地外まで可燃物を含む物品が堆積しており、放火の危険性あり ・堆積物が敷地外の公道まで越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の親族がおり、本人との交流があるが、市区の接触については本人が拒否
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	就労収入、年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、消防担当部局、道路担当部局、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））、民生委員
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導するとともに、可燃物の管理について消防担当部局から、また、公道上の堆積物の撤去について道路担当部局から、それぞれ指導 ・本人は、堆積物は有価物であり、自身で片付けると主張。市区による撤去支援の働き掛けに応じることもあり、公道上の堆積物が減少したときもあったが、本人が物品の堆積をやめないため再発が繰り返されていた。有識者から意見を聴取した上で、条例に基づく勧告を実施したこともあり、その際も一旦は堆積物が撤去されたが、その後再発 ・その後も堆積物の撤去指導を継続するが改善に至らないため、新たなアプローチとして、CSW による見守りを実施。CSW が頻繁に対象地を訪問して本人との関係を構築し、堆積物撤去の意識付けを図って撤去支援を続けた結果、公道上の堆積物はなくなり、屋内も生活可能な程度に改善
(3) 令和 4 年 10 月の状況	「ごみ屋敷」条例担当部局及び CSW が定期的に対象地を訪問し、見守りを継続
(4) 再発防止の実施	「ごみ屋敷」条例担当部局及び CSW による見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 26 年 12 月
(2) 端緒	民生委員から、居住者の奇行について相談があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、ペットボトル、生ごみ、ビニール袋等
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	統合失調症。過去には医療機関を受診していたが、把握時点では通院なし
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが対象地を訪問し、状況を確認。自宅はバリケードを設置の上、南京錠で施錠しており、本人は被害妄想の強い発言を行う。精神疾患が疑われるものの、本人に支援を働き掛けることも困難であるため、堆積物の撤去については働き掛けができない状況 ・関係性の構築が困難である中、本人が体調不良を訴えたため、医療機関の受診につなぐことができ、統合失調症と診断され、本人は入院中
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人は入院中。福祉的支援を優先する状況にあるため、堆積物の撤去については対応に至っていない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 27 年 4 月
(2) 端緒	周辺住民から消防署等に対し、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局等が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	袋詰めされた雑多な物品、バイク用オイル、スプレー缶
(4) 堆積の影響	・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、放火の危険性あり ・敷地外の公道まで物品が堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の親族がおり、対象地の片付けについて協力あり
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、地域担当部局、消防担当部局、道路担当部局、町内会
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、本人が市区による撤去の支援に同意したため、堆積物を一部撤去。しかし、その後は本人が市区の接触を避けるようになり、文書や電話により連絡できた際にも、堆積物の中に必要な物が多数あるため、自身で堆積物を撤去すると主張するものの、実際の行動には至らず、市区の撤去支援についても理解を得ることが難しい状況 ・数年間にわたり改善がみられなかったため、対策会議を開催して今後の対応方針を検討し、消防担当部局が市区の火災予防条例に基づき、また、道路担当部局が堆積物の公道への越境について、それぞれ文書により指導し、「ごみ屋敷」条例担当部局も接触を試みているものの、本人は日中勤務しているため接触が難しいほか、行政に対して拒否的な姿勢を示しており、進展がみられない。 ・そのため、戸籍調査により判明した別居の親族に接触したところ、本人の説得について協力が得られたため、親族から本人への働き掛けを依頼。また、町内会にも協力を依頼したところ同意が得られたため、町内会長からも本人に対し、堆積物の撤去について文書で依頼
(3) 令和 4 年 10 月の状況	市区においては本人との接触が困難であり、物品の堆積状況についても改善がみられないが、親族において本人への説得が行われている状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 27 年 5 月
(2) 端緒	生活保護担当部局が定期的に行う家庭訪問時に敷地内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、ペットボトル、発泡スチロール
(4) 堆積の影響	・悪臭が発生しており、隣人から苦情あり ・バケツ等に雨水がたまっただまま放置されており、不衛生な環境 ・屋内外にねずみがあり、害虫も容易に目視できる状況
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	・高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、慢性心不全などがあり、服薬中 ・要支援 2、訪問看護を利用。見守りも兼ねて本人の体調を管理
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、「ごみ屋敷」対応ガイドライン担当（生活困窮担当部局）、環境担当部局、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー）、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・生活保護担当部局の担当ケースワーカーから居住者に対し、堆積物の撤去について指導をしてきたところ、本人は堆積物に必要なものとそうでないものが混在しているため自身で片付けると話し、市区の排出支援についても理解を得ることが難しいものの、大きな改善はみられない。 ・その後、本人からねずみの駆除の訴えからの排出支援の申出があったほか、周辺住民からの苦情もあったため、複数名のケースワーカーが環境担当部局の協力を得て排出支援を実施したが、本人の衛生観念の低さから、物品の堆積が再発。その後、再度排出支援を実施したものの、本人による物品の堆積が改善しない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・定期的な指導を継続しているほか、生活保護担当部局及び地域包括支援センターが訪問看護の実施時間に合わせて清掃を支援 ・本人に衛生観念やごみを片付ける習慣がないことから、清掃を行ってもすぐに堆積してしまう状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 27 年 7 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置、害虫の発生等について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、ペットボトル、段ボール、自転車、家具等
(4) 堆積の影響	・対象地に近づくと堆積物由来の悪臭あり ・屋内、屋外に害虫やねずみが発生 ・屋外に物品が堆積しており、放火の危険性あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の兄がおり、対象地の片付けや本人への説得について協力あり
(2) 健康・障害	都道府県精神保健福祉センターの医師の現地訪問による見立てでは、自閉スペクトラム症、ADHD（注意欠如・多動症）が疑われたが、本人は医療受診を拒否
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、保健所、清掃事務所、都道府県精神保健福祉センター
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導しているが、本人は撤去を拒否し、市区による撤去の支援についても理解を得ることが難しい状況 ・対象地の登記簿により把握した別居の兄に接触したところ、堆積物の撤去について協力が得られ、兄の費用負担により、敷地内は玄関前まで撤去することができたが、それ以上は本人の拒否が強まり停滞
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・定期的に対象地を訪問して指導を継続。兄からは協力を得られ、本人と共に片付けが行われているが、本人にごみの収集癖があると思われ、徐々に堆積物が増えている状況 ・行政や医療の介入について本人の理解が得られないため、明確な対応方法がなく、苦慮している状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 27 年 10 月
(2) 端緒	自治会長から、共用部分の堆積物の放置について通報があり、公営住宅担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、新聞紙、段ボール、自転車、傘
(4) 堆積の影響	・ 屋内外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり ・ 共用部分に大量の物品を堆積（角部屋のため通行上の支障はなし）
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	公営住宅担当部局、自治会
(2) 対応状況	公営住宅担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。期日を決めて撤去する旨の書面を自筆で記入してもらったこともあるが、本人はごみ集積所からごみ袋等を収集しているほか、堆積物をごみではなく必要なものと主張しており、期日が到来しても、体調不良を理由に撤去を先送りして、改善がみられない。共用部分の堆積物について、本人立会いの下で一度撤去したことがあるが、その後本人が物品を堆積したため再発
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、説得を継続しているが、進展がない状況。本人が外部との関わりを拒否しており、福祉的支援の必要性も認められないことから、説得を繰り返す以外に打つ手がなく、対応に苦慮している状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 27 年 11 月
(2) 端緒	周辺住民から屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	段ボール等の可燃ごみ、樹木、枯れ葉、スクーター
(4) 堆積の影響	・家屋内に害虫が発生 ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	・双極性障害、腎機能低下。いずれも医療機関に定期通院中 ・要介護 1（サービスの利用なし）
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター（社会福祉士等）、高齢者担当部局（ケアマネジャー）、「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・把握から長らくの間は市区において具体的な対応を行っていなかったところ、居住者に対し、介護サービスを利用していない単身高齢者世帯等に対する訪問支援事業による見守りや、在宅生活支援事業による電話連絡等を始めたことで状況把握ができるようになり、地域包括支援センターが関係構築を開始 ・本人は、双極性障害の発症等により生活環境が悪化し、堆積物を排出したいと考えているが、鬱状態のときでなければ他人に頼ることができないことなどから、解消につながっていない状態 ・本人から地域包括支援センターに連絡があるまでに関係性が構築できたため、本人の同意を得て、介護保険の認定申請を行うとともに、敷地内の樹木の整理やスクーターの撤去支援を実施 ・介護保険の認定後、ケアマネジャーにつないだが、障害特性による心理的な変化もあり、介護サービスの利用には至っていない。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人の支援を継続しているところ、屋内で倒れているところを発見したため、救急搬送により現在は入院中。退院後は介護サービスを導入する予定であり、屋内の片付けも徐々に進むものと想定
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年
(2) 端緒	対象世帯を定期訪問している生活保護担当部局から、屋外の堆積物の放置等について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	家電、おもちゃなどの廃品
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親と子の 3 人世帯
(2) 健康・障害	妻は精神的に不安定
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、生活保護担当部局
(2) 対応状況	・生活保護担当部局のケースワーカーが中心となり、対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導 ・居住者は、指導に応じて片付けを行うものの継続せず、自力での解消は困難とみられたため、市区による排出支援を提案したところ、同意が得られたため、対応部局による排出支援を実施。現在は「ごみ屋敷」条例担当部局による定期パトロールを実施中
(3) 令和 4 年 10 月の状況	状態に悪化は見られないため、定期パトロールで対応
(4) 再発防止の実施	「ごみ屋敷」条例担当部局による定期パトロール

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 5 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置、害虫の発生等について通報があり、公営住宅担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	プラスチック等の不燃ごみ
(4) 堆積の影響	害虫が発生し、周辺住民から苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	公営住宅担当部局、生活保護担当部局
(2) 対応状況	・ 公営住宅担当部局が生活保護担当部局の担当ケースワーカーの協力を得ながら、居住者に対し堆積物の撤去について指導 ・ 居住者は不燃ごみの収集癖があり、収集した物品を玄関付近などに放置しているが、ごみではなく有価物と主張。撤去指導に対しては素直に応じており、少量ずつ撤去しているものの、堆積の解消には至らない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、指導を継続。最近では目立った苦情もなく、現状では著しい支障が出ているという状況ではないところ、公営住宅はセーフティネットの役割も担っており、特に生活保護受給者に対しては強制的な措置を採りにくい。
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 6 月
(2) 端緒	居住者を支援していた障害者担当部局から、屋内の堆積物の放置等を把握し、「ごみ屋敷」条例担当部局に情報提供
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	食品、アルコールの瓶、衣類等
(4) 堆積の影響	・カビが生えた食品に由来して悪臭、害虫が発生 ・屋内に害虫が発生 ・屋内に可燃物を含む物品が堆積している中で電子レンジを使用しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	・高次脳機能障害（精神障害者保健福祉手帳 2 級）、左眼視力障害 ・障害福祉サービスのヘルパー派遣を利用
(3) 収入等	・生活保護受給 ・障害福祉サービスの就労継続支援により事業所に通所
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、障害者担当部局、生活保護担当部局、主治医、介護事業所、就労継続支援事業所
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したが、本人は物へのこだわりが強く、捨てるものはほとんどないと主張して撤去の意思を示さず、市区による撤去支援についても理解を得ることが難しい状況。また、火災予防の観点から、電子レンジの使用方法について、「ごみ屋敷」条例担当部局及びヘルパーから指導を実施 ・ヘルパーを中心とした粘り強い働き掛けに加え、本人の能力等について意見を聞くため主治医に現地訪問に同行する協力を得てからは、主治医からも本人に対し、堆積物の撤去について指導。それらの対応を継続していくうちに、ヘルパーの支援もあって少しずつ堆積物が撤去されるようになり、最低限の居住スペースが確保された。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	ヘルパーの支援により、ごみ出しを継続して居住スペースが確保され、現状維持が図られている状況
(4) 再発防止の実施	障害者担当部局による見守り及びヘルパー派遣の利用

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 6 月
(2) 端緒	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）が巡回中に屋外の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで（家屋内は不明）
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、粗大ごみ
(4) 堆積の影響	・屋外において高温多湿時に堆積物由来の悪臭あり ・害虫やねずみ、たぬき等が発生 ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり ・樹木の越境について周辺住民から苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・対応期間中に同居していた親が死亡
(2) 健康・障害	精神障害の疑いあり
(3) 収入等	亡親の年金収入で生活していた模様
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、地域包括支援センター、道路担当部局
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局や道路担当部局が堆積物の撤去や樹木の越境について指導するため、対象地への訪問や居住者への電話連絡、亡親が通所していた介護施設に照会したこともあったが、面会の約束をしても断られ、本人と接触できていない状況 ・以前に道路担当部局が道路法に基づく樹木のせん定を行った際には、本人が怒鳴ったため作業を中断したところ、本人の言動から精神障害も疑われる状況 ・「ごみ屋敷」条例担当部局において一度本人と電話連絡することができたが、本人は、堆積物の放置については周辺住人に迷惑を掛けておらず、苦情のある樹木の越境については周辺住民の方が神経質であり、業者委託でなければ伐採できずお金が掛かるためできないと主張。市区からは近隣に被害が生じた場合には所有者責任となり、直接面会したいと申し入れたものの、その後も本人と接触できていない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人との接触を試みているが、依然として面会できていない状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 7 月
(2) 端緒	消防担当部局が火災予防週間のパトロールで敷地内に物品が堆積している家屋を発見し、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	容器包装プラスチック、植木鉢等
(4) 堆積の影響	影響なし。厳密には「ごみ屋敷」条例の定義対象外となるが、担当部局の判断により対応
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、消防担当部局、「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・把握当初、周辺住民への聞き取り調査の結果、居住者は自宅ではなく、市区外でホームレス生活を行っており、当該住宅には定期的に帰宅していることを把握。長らく居住者と接触することができなかったため、戸籍情報で把握した親族に接触して居所を聴取し、訪問して本人に接触することができた。その後、本人がホームレス生活中に倒れて緊急搬送されたことがあったため、高齢者担当部局が本人に対し、ショートステイの利用を案内し、現在は簡易宿泊所で生活 ・「ごみ屋敷」条例担当部局が本人に対し、堆積物の撤去について指導を実施。本人が堆積物の中に亡くなった配偶者との思い出の品があるため、自身で仕分けして排出したいと主張したため、その意思を尊重することとしたが、分別や片付けは進んでいない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・高齢者担当部局が堆積物の撤去について本人と交渉中 ・市区では本人が自宅生活を送ることを目指しているが、本人はその意向がない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 7 月
(2) 端緒	道路担当部局から公道上の物品の堆積について通報があり、「ごみ屋敷条例」担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	段ボール、瓶、缶、ペットボトル、自転車、日用品、植栽
(4) 堆積の影響	・屋内外に害虫やねずみが発生 ・敷地外の公道まで可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	椎間板ヘルニア（本人から聴き取り）
(3) 収入等	不就労であり、まれにアルバイトを行っている。
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、道路担当部局
(2) 対応状況	・把握から数年間にわたり「ごみ屋敷」条例担当部局等が対象地を訪問していたものの、居留守等により居住者と接触できなかったが、訪問予告の張り紙を設置したところ、本人からの電話連絡があり、接触が実現 ・本人は堆積物を自らの財産であると主張するものの、市区が撤去を支援することについて同意が得られたため、市区の高齢者等支援事業を活用して、本人と共に屋外の堆積物を一部排出 ・その後は本人が、公道上の堆積物を整理し、これ以上ごみを堆積しないよう定期的にごみ出しをすると説明したことから、「ごみ屋敷」条例担当部局が定期的な巡回を行うとともに、周辺住民に何かあれば連絡を貰う体制を構築
(3) 令和 4 年 10 月の状況	堆積物の解消には至っていないが、本人が少量ではあるがごみ出しを継続しており、更なる堆積は抑制されている状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 28 年 9 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置による悪臭、害虫の発生について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	衣類、ペットボトル、樹木などの葉材、段ボール
(4) 堆積の影響	・対象地に近づくと堆積物由来の悪臭あり ・堆積物由来の害虫が発生 ・屋外に可燃物が堆積しており、放火の危険性あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・姉妹（高齢者）の2人世帯 ・別居の叔父がいるが、市区が連絡したところ、関わりを拒否
(2) 健康・障害	都道府県精神保健福祉センターの医師の現地訪問による見立てでは、2人とも精神障害が疑われたが、医療受診を拒否
(3) 収入等	姉妹共に年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、高齢者担当部局、保健所、地域包括支援センター、都道府県精神保健福祉センター、警察署
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者2人に対し堆積物の撤去について指導したが、本人たちは撤去を拒否し、市区による撤去の支援にも同意を得られない。 ・居住者2人は整合性の取れていない発言が多いため関係機関に確認したところ、地域包括支援センター及び保健所が既に対応していることが判明したことから、以降は連携して対応。「ごみ屋敷」条例担当部局、保健所、地域包括支援センターを中心に対象地を定期的に訪問し、本人たちの安否を確認するとともに、堆積物の撤去について指導
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・定期的に対象地を訪問し、指導を継続しているが、本人たちは対応部局の接触に拒否的であるため、なかなか接触できず、接触できなかった場合は門扉に手紙をくくり付けて、後日、回収されているかを確認することで安否を確認している状況 ・本件では、本人たちが体調を崩したときなどにすぐに介入できるよう、敷地内への立入りについて警察署の協力を得ている状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 1 月
(2) 端緒	周辺住民から民生委員を通じて、屋外に放置されていたペットボトルの破裂について通報があり、地域包括支援センター等が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	弁当の空容器、紙類、ぬいぐるみ、ペットボトル、缶、段ボール等
(4) 堆積の影響	・夏場は屋外において強い悪臭が発生し、周辺住民から苦情あり ・屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親子 2 人世帯 ・親は知人宅に居住しており、実態は子が単身で居住
(2) 健康・障害	親子とも精神発達障害あり
(3) 収入等	生活保護、障害年金受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、公営住宅担当部局、地域包括支援センター、障害者担当部局
(2) 対応状況	・生活保護担当部局、地域包括支援センター等が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。親子共に堆積物を有価物と認識しているほか、それぞれが単独では勝手に捨てられないと主張して、撤去の意思は示されなかったものの、面談を繰り返し行った結果、屋外の堆積物については撤去された。 ・家屋内の堆積物については、撤去指導を行うとともに支援を働き掛け、本人が自宅前に出したごみ袋を市区が収集する形で、月に 1 回程度の撤去を継続
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・定期的に対象地を訪問して指導を行いつつ、毎月の撤去支援を実施中。公営住宅の建て替えにより取壊し予定であり、本人は他の公営住宅に転居する必要があることから、少しずつではあるものの、本人による撤去作業が継続されている状況 ・本人の同意が得られたため、今後、市区において大規模な排出支援を予定
(4) 再発防止の実施	生活保護担当部局、地域包括支援センター等による訪問、排出支援

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 2 月
(2) 端緒	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）から、屋外の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	プラスチック、ペットボトル、衣服
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親と子 3 人の 4 人世帯 ・対象地に別棟があり、親の弟が居住しており、対象世帯と交流があるほか、市区への協力あり
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、社会福祉協議会（CSW）
(2) 対応状況	・把握当初は CSW が対象地を訪問して、居住者に接触。堆積物の撤去を働き掛けたところ、了承を得たこともあったが、状況は改善されず、再度訪問した際には撤去の意思が示されなかった。 ・その後、周辺住民から苦情があったことを受け、「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問したものの、居住者の応答がないため、文書を投かん。その際、別棟の親の弟宅を訪問したところ接触できたため、堆積物の撤去について伝達を依頼。弟からは、自身も撤去を促しているが、居住者が応じないこと、自ら撤去したい意向もあるが、居住者の所有物であり、体調不良や生活困窮のため困難であることが聴かれたが、伝達については協力が得られた。 ・弟からの働き掛けもあり、堆積物の量が減少していたところ、その後弟が死亡。一部改善には至ったものの、以降は状況が停滞
(3) 令和 4 年 10 月の状況	「ごみ屋敷」条例担当部局及び CSW が定期的に訪問し、見守りを継続。堆積物撤去の働き掛けも試みているが、居住者が応対しない状況
(4) 再発防止の実施	「ごみ屋敷」条例担当部局及び CSW による見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 3 月
(2) 端緒	委託相談支援事業所から、支援を行っている身体障害者の家屋の堆積物の放置等について相談があり、障害者担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、生活ごみ、おむつ
(4) 堆積の影響	・家屋内に害虫が発生 ・ソケットに綿ごみがたまっており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（高齢者）と子の 3 人世帯
(2) 健康・障害	・子は下肢障害のため寝たきり状態であり、委託相談支援事業所の支援により訪問看護及び訪問入浴を利用 ・妻は加齢のため歩行困難であるが、介護サービス等の利用については理解を得ることが難しい状況
(3) 収入等	親の就労収入、子の障害年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	委託相談支援事業所、障害者担当部局、地域担当部局、基幹相談支援センター
(2) 対応状況	・障害者担当部局が、委託相談支援事業所と協力して対象地を訪問し、両親に対し、住環境改善のため生活環境の堆積物の撤去について指導。両親はごみの認識はあるものの、ごみ集積場が遠いため排出が面倒であるとして、自身で堆積物を撤去する意思がみられない。 ・委託相談支援事業所のヘルパーがボランティアとしてごみ出しを行っているが、堆積物が大量にあるため解消には至らず、両親に問題意識が欠如しており、ヘルパーのごみ出しに抵抗することもある。 ・市区では、世帯は収入があり経済的に困窮していないこと、対象地の周囲に住宅はなく周辺住民からの苦情もないことから、自力で堆積物を排出すべきものとして対応しつつ、子の生活環境改善の観点から見守りを実施。両親も高齢であるため、将来的には子の施設入所についても検討するよう働き掛けているが、理解が示されない。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	市区による見守りとヘルパーによるごみ出しの継続
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 6 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置や悪臭・害虫の発生について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	容器包装プラスチック、瓶、缶、ペットボトル、汚物等
(4) 堆積の影響	・屋内外に悪臭、害虫が発生 ・自宅の 2 階から屋外に汚物を投棄しており、公道まで流出
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親と子 2 人の 3 人世帯
(2) 健康・障害	親の様子から精神疾患の可能性があると考えられるが医療機関の受診歴はなし。本人と調整の上、保健所の嘱託医が現地訪問したが、本人の同意が得られず、会うことができなかった。
(3) 収入等	不動産収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、障害者担当部局、都道府県保健所（嘱託医）
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局や障害者担当部局による現地訪問は 100 回を超え、居住者に対して堆積物の撤去指導や排出支援の働き掛けを行っているが、物品の堆積を止められない。 ・敷地内は堆積が 2m に及ぶ箇所もあるところ、2 階の窓から汚物を投棄するため、極めて不衛生。当初、トイレが壊れているとの主張があったため、業者を紹介して 1 年がかりで修理させたが、その後も居住者による投棄は継続 ・条例に基づく撤去命令を 2 回実施しており、このままの状態であれば代執行に進むこととなると示唆したところで、本人が業者委託を行い堆積物が撤去されたが、その後も物品の投棄は継続。市区が訪問して指導を繰り返しては、本人が費用を負担して堆積物を撤去させることに終始している状況 ・本人は精神疾患が疑われるため、都道府県保健所と連携して嘱託医による見立てなどの福祉的支援も試みたが理解が示されず、子にも話をしたが、親に対しては何も言えないとして、協力は求め難い状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	手詰まりな状況であるが、継続的に対象地を訪問して接触し、介入の契機を伺っている。
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 4 月
(2) 端緒	民生委員から、屋外の堆積物の放置等について相談があり、「ごみ屋敷」 「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	ペットボトル、紙類、ビニール袋、生ごみ等
(4) 堆積の影響	・屋内外において堆積物に由来する悪臭、害虫が発生し、周辺住民から苦情あり ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、放火の危険性あり ・敷地外の共用部分に物品を堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・兄弟（次男、三男）の 2 人世帯。次男は対応期間中に障害者施設に入所 ・母親（高齢者）が同じ集合住宅に居住、事案対応中に死亡 ・地域における独自の見守り活動により対象地を訪問するなど、地域住民との関わりあり
(2) 健康・障害	・次男は精神障害あり（精神障害者保健福祉手帳を所持） ・母親は視覚障害あり（身体障害者手帳を所持）、要支援 1（介護サービスの利用なし）
(3) 収入等	・三男は把握当初は就労していたが、その後不就労 ・母親は生活保護を受給
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））、地域住民、ケアマネジャー、生活保護担当部局
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、兄弟の居室内、母親の居室内及び共用部分における物品の堆積を把握。当初、主な堆積者は母親と考え、三男をキーパーソンとして対応を進めていたところ、三男本人も物品を堆積しており、解消に向けて支援が必要な状態であることが判明。本人は健康で高齢者でもなく、直接的に対応できる福祉担当部局がないため、CSW が主体となって堆積物の撤去を働き掛け、母親に対しては、ケアマネジャー及び生活保護部局のケースワーカーが撤去の働き掛けを実施 ・「ごみ屋敷」条例担当部局においても本人に対し、堆積物の撤去について指導しているが、本人は堆積物がごみであるという認識がなく、腐った食品についても容器が開いてなければ食べられるなどと主張。また、

区分	内容
	思い出の品もあるため捨てられないと主張するが、根本的に片付けが苦手なものと考えられるためごみ出しが行われておらず、生活ごみなども排出されず、改善がみられない状況。消防担当部局の同行の上、防火上の観点からも共用部分の堆積物について撤去指導を行ったが、本人による改善はみられない。 ・以降も対応部局による働き掛けを継続していたところ、次男が障害者施設に入所し、母親が死亡。対応部局において今後の対応について検討し、近隣住民、別居の親族、本人の知人にも協力を求め、本人に対し堆積物の撤去を働き掛けたところ、本人が説得に応じて撤去に同意。本人の費用負担により、本人及び母親の居室内の堆積物について、民間事業者への委託による撤去を実施した結果、母親の居室は撤去が完了したが、本人の居室は必要な物と主張して撤去を拒否した物があり、一部撤去にとどまった。 ・その後、地域住民から本人に対し、居室及び共用部分の堆積物の撤去支援について提案があり、本人は屋内については拒否したものの、共用部分の堆積物については撤去に同意。「ごみ屋敷」条例担当部局の立会いの下、地域住民による撤去作業が実施され、共用部分の堆積物を撤去。袋詰めされた堆積物については、各自が持ち帰り、日常的なごみ出しとして排出
(3) 令和4年10月の状況	現状の屋内の状態は未確認であるが、本人の家賃滞納が原因で住居の賃貸借契約を解除されている状況にあるため、転居や生活保護申請を支援する方向で、CSWが本人への声掛けを継続中
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 5 月
(2) 端緒	周辺住民から、敷地外の堆積物の放置等について通報があり、道路担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	家電、農機具、金属、プラスチック製品等
(4) 堆積の影響	・屋内外に害虫が発生 ・敷地外まで堆積物が越境しており、周辺住民から通行に支障があると苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	住民票上は 5 人世帯であるが、実態は不明
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	道路担当部局、環境担当部局、農政担当部局
(2) 対応状況	道路担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は指導に対しては撤去する意向を示すものの、実際の行動には至っておらず、改善が見られない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的な現地確認を継続。敷地外では河川敷や県道への堆積もみられたことがあったため、必要に応じ、地方整備局や都道府県土木事務所にも情報提供を実施
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 6 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置、悪臭、ねずみの発生等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	衣類、新聞紙等
(4) 堆積の影響	・隣地まで悪臭あり ・屋内外にねずみが発生 ・敷地内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親（高齢者）と子の 2 人世帯 ・別居の子がおり、対象地の片付けについて協力あり
(2) 健康・障害	子は医療機関に通院。精神障害者手帳を保持しているが、親の拒絶により福祉サービスは受けていない。
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、障害者担当部局、都道府県保健所、相談支援事業所、消防担当部局
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が主な堆積者である親に対して堆積物の撤去について指導したが、本人は必要なものなので片付けないと主張して、撤去に応じない。また、親子の生活環境の整備のために働き掛けていた精神疾患のある子への福祉的支援についても、親から理解を得ることが難しい状況 ・その後、親が死去。子は一人で生活できない状態であったため、障害者担当部局及び保健所が支援を開始。ヘルパー利用や通所介護については本人の家屋内への立入拒否により導入できなかったものの、訪問看護事業所による医療面の見守りについては理解を示されたため、導入。あわせて、相談支援事業所による生活面の見守りも実施 ・堆積物については、市区が民間事業者へ委託して排出作業を行い、費用は別居の子に請求
(3) 令和 4 年 10 月の状況	子は在宅生活を望んでおり、ごみを片付けていきたいとしているが、障害もあってごみの分別がうまくできていないことがあるため、相談支援事業所による片付けの立会いや見守りを実施
(4) 再発防止の実施	訪問看護事業所及び相談支援事業所による見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 6 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」 「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	段ボール、マットレス等
(4) 堆積の影響	敷地内にダンボールが堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、消防担当部局
(2) 対応状況	・居住者の店舗兼住宅の敷地内におけるマットレス等の堆積について、本人が不法投棄されたものと主張したため、「ごみ屋敷」条例担当部局が本人支援の端緒とするため、排出支援を行い撤去（本人の費用負担なし） ・一方、積み上げられた段ボールについては、放火の危険性があるため、「ごみ屋敷」条例担当部局が消防担当部局と共に訪問し、ごみ屋敷条例に基づく撤去を指導しているが、本人は、段ボールの中身は店舗の商品であり、自身で片付けると主張。少しずつ片付けているが、商品の入荷量が多いため、堆積が解消されない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、声掛けを継続
(4) 再発防止の実施	「ごみ屋敷」条例担当部局及び消防担当部局による見回り、声掛け

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 7 月
(2) 端緒	生活保護担当部局が、居住者への定期訪問において、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	缶、瓶、ペットボトル、容器包装プラスチック
(4) 堆積の影響	屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	統合失調症（通院治療中）
(3) 収入等	・生活保護受給 ・就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局
(2) 対応状況	・生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は撤去が必要という認識はあり、指導に対しては自身で撤去するなど応じるものの、持病の影響もあり、実際の行動には至っていない。 ・堆積物による周辺への影響もないことから、撤去指導以上の対応が困難であったところ、本人が自ら転居することを決めたことから、転居により、現住居における物品の堆積は解消することが見込まれる。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、指導を継続。堆積物については本人による改善はみられないが、転居を予定
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 7 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」 「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	紙類
(4) 堆積の影響	屋外に紙類が堆積しており、周辺住民から火災発生のおそれについて相談あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、地域担当部局、消防署
(2) 対応状況	・消防署が現地確認を行ったところ、切迫した火災の危険性は認められず、その他悪臭の発生等もないことなどから、「ごみ屋敷」条例に基づく措置ではなく、福祉的な観点により、地域担当部局と連携して堆積物の撤去を支援するという姿勢で居住者へのアプローチを実施 ・本人からは、堆積物を撤去するという回答を何度か得ているものの、実行に至っていない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人による堆積物の撤去を支援するという姿勢でのアプローチを継続
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 9 月
(2) 端緒	スクールソーシャルワーカーからコミュニティソーシャルワーカー (CSW) に対し、子どもの欠席が多いこと、洗髪されていないことなどから、子どもの生活環境把握のために介入してほしい旨の相談があり、CSW が学校の教員と共に現地訪問したところ、「ごみ屋敷」状態であることを把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	家屋内のみ
(2) 物品の堆積場所	集合住宅（賃貸）
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、衣類、液体、たばこの吸い殻、小銭
(4) 堆積の影響	・ 周辺住民から悪臭の苦情あり ・ 家屋内に害虫が発生 ・ 家屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、本人が喫煙者であることから、火災発生のおそれあり。CSW が本人と一緒に喫煙場所を設定し、吸い殻の処理を徹底するよう説得
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親と児童 2 人の 3 人世帯
(2) 健康・障害	親は体重減少等が懸念されたので心療内科受診を促した結果、バセドウ病であることが判明、現在治療中
(3) 収入等	・ 生活保護受給 ・ 母親は体調悪化のため現在未就労
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、環境担当部局、CSW、小・中学校
(2) 対応状況	・ 生活保護担当部局が主体となり、CSW と連携して対象地を訪問し、親に対し堆積物の撤去指導を行うが、改善しない状況が継続 ・ 本人は、堆積物をごみと認識しており、撤去したい意思を示すものの、「どこから手を付けたらいいのかわからない」、「体調が悪い」、「周辺住民に自分が出したごみをあさられたことがトラウマになった」などの理由により、ごみ出しができないとしており、市区による撤去の支援についても、「自分でやる」などと主張して他人を頼ろうとせず、同意を得られない。 ・ その後、賃貸住宅管理者が本人に対し、期限までに片付けなかったら強制退去するよう要請したところ、本人は堆積物を撤去する意向を示し、CSW から撤去支援の提案に同意。生活保護担当部局、CSW 及び本人により、3 回にわたり堆積物を撤去。量が多いため CSW 事業所に持ち帰り、週 2 回のごみ出しの日になんげずつ捨てるなどにより対応

区分		内容
		・数か月後、CSW が支援のために対象地を訪問したところ再発を確認したため、本人と共に堆積物を撤去。以降は見守りを継続
	(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、見守りを継続。再発は確認されていない。
	(4) 再発防止の実施	・生活保護担当部局による定期訪問 ・CSW による本人からの連絡を受けた訪問・見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 29 年 10 月
(2) 端緒	環境担当部局のパトロールにおいて、屋外に堆積物が堆積している家屋を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	段ボール、脚立、ケース、コンテナ等
(4) 堆積の影響	・腐敗したような悪臭あり ・堆積物が長年放置されており、ねずみ等が発生していると思われる状況 ・堆積物の中に電化製品等が含まれており、火災発生のおそれあり ・堆積物を公道脇に 100 メートル近くにわたり放置
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）（本人と接触できておらず周辺住民からの聴き取り）
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、道路担当部局
(2) 対応状況	環境担当部局が定期的に巡回しているが、居住者が不在のため接触できていない。堆積物は年々増加していることから、本人がどこからか回収してきたものをため込んでいると考えられる。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期巡回を実施しているが、本人と接触できていない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 2 月
(2) 端緒	対象世帯の妻から、現在夫が入院中で、退院後に福祉用具を導入したいと相談があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	家財道具、衣類、電化製品等
(4) 堆積の影響	・ 屋内に害虫が発生 ・ 電気配線周辺に堆積物があり、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦（高齢者）2 人世帯
(2) 健康・障害	・ 夫は圧迫骨折で入院。退院後、日常生活自立支援事業の対象者に認定 ・ 妻は対応期間中に脊髄損傷を発症。要介護 3 となり介護老人保健施設に入所
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、福祉用具専門相談員
(2) 対応状況	・ 地域包括支援センターと福祉用具専門相談員が介護保険サービスとして福祉用具を導入するために対象地を訪問したところ、屋内は物品の堆積により福祉用具が搬入できない状況。妻に撤去を働き掛けたものの、本人が堆積物は大切なものであると主張して撤去の意思を示さなかったため、堆積物については福祉用具を搬入するためのスペースを確保するための移動のみ実施 ・ 夫の退院後は、地域包括支援センターが夫に対する介護サービスの導入等の支援を通じて、対象世帯に介入。夫は堆積物を片付けたい意思を示すものの、妻が怒るので触れないと発言しており、改善に至らない状況。その後、夫の状態が良くなり、介護サービスの導入を断られて介入困難となったことから、堆積物の状況についても進展なし
(3) 令和 4 年 10 月の状況	居住者への福祉的支援についても理解が示されないため、介入できない状態
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 3 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋内の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」 「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	不明
(4) 堆積の影響	・屋外において悪臭、害虫が発生し、周辺住民から苦情あり ・屋内に物品が堆積しており、火災発生のおそれについて周辺住民から苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）
(2) 対応状況	「ごみ屋敷」条例担当部局が定期的に対象地を訪問し、居住者への接触を試みているが、本人は日中不在で接触できず、文書も投かんしているものの、本人からの連絡がない状況。賃貸住宅管理者にも接触を試みたが、入院中のため接触できなかった。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人との接触を試みているものの、接触できない状況が継続（通報者へもその旨報告）
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 5 月
(2) 端緒	町内会長から、集合住宅のベランダの堆積物の放置、害虫の発生等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	家庭ごみ
(4) 堆積の影響	・ 玄関前など屋外まで悪臭や害虫が発生し、周辺住民から苦情あり ・ 階下住民から汚水漏れの苦情あり ・ 家屋内やベランダに可燃物を含む物品が大量に堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親と子の 3 人世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	妻の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、町内会、賃貸住宅管理者
(2) 対応状況	・ 「ごみ屋敷」条例担当部局、町内会、更に市区の対応依頼を受けた賃貸住宅管理者がそれぞれ対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。一度接触できた際には、本人は堆積物をごみと認識しており、撤去の意思を示したものの、行動に至らない状況 ・ 以降の市区の訪問に対しては、本人が居留守対応を継続
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問するが、本人が居留守対応を図るため、文書の投かんにより指導を継続。応答はないものの、ベランダの堆積物については本人により撤去されている状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 6 月
(2) 端緒	生活保護担当部局が、居住者への定期訪問において、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、容器包装用プラスチック、缶、ペットボトル
(4) 堆積の影響	・ 屋内に悪臭、害虫が発生 ・ 屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	・ 統合失調症の疑いあり ・ 長年ひきこもりの状態であり、言動から医療機関受診の必要性が見込まれるが、市区の通院指導には応じない。
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局
(2) 対応状況	・ 生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は撤去が必要という認識はあるものの、気力が湧かないなどと主張して、行動に至っていない。 ・ 本人は家屋が老朽化しているため転居を希望しており、実現すれば現住居における物品の堆積は解消することが見込まれる。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、指導を継続。堆積物については本人による改善はみられないが、転居先を検討している状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 7 月
(2) 端緒	周辺住民から建築担当部局に対し、樹木が繁茂し、電線に架かっているとの通報があり、同部局から空き家として相談を受けた市民相談担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	段ボール等
(4) 堆積の影響	・建物が傾斜しており、いつ倒壊してもおかしくない状況 ・ブロック塀も傾斜しているため、歩行者への影響も懸念
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦 2 人世帯（近隣住民からの情報）
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	市民相談担当部局
(2) 対応状況	・市民相談担当部局が対象地を訪問しているが、堆積者に接触できていない。 ・傾斜しているブロック塀の撤去については、書面通知を行ったが、居住者から応答なし
(3) 令和 4 年 10 月の状況	住宅が傾斜して危険な状態だが、私有財産であることから法的対応は困難な状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 8 月
(2) 端緒	本人から、児童相談所を通じて障害福祉サービスの申請があり、障害者担当部局と子ども担当部局が現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	飲食料品の容器、衣服、ペットボトル、食料品、日用品、子ども用品（おもちゃやプリント類）、砂利
(4) 堆積の影響	屋内に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親と子 3 人（全員児童）の 4 人世帯
(2) 健康・障害	・親は自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害。自立支援医療のみで障害者手帳の取得なし。障害福祉サービスとして家事援助を利用中 ・2 人の子が自閉症スペクトラム（療育 B2）、不登校状態
(3) 収入等	生活保護受給。親は就労意欲が高く以前は就労していたが、養育等に専念できるように、就労制限の指導中
5 対応	
(1) 対応部局	障害者担当部局、生活保護担当部局、子ども担当部局、地域福祉担当部局、社会福祉協議会、学校、介護事業所
(2) 対応状況	・対象世帯については、把握以前から親の育児ネグレクト対策の観点から、児童相談所のほか、市区の関係機関が対応しており、要保護児童対策地域協議会により対応方針を検討し、支援を図っていた。 ・親に対しては、対応部局が連携して支援を働き掛けつつ、堆積物については撤去をしているところ、本人は撤去の意向は示すものの、整理整頓や分別ができないほか、こだわりの強さから物を捨てることに抵抗があり、自身で確認しなければ捨てられず、他人が勝手に捨てることについては拒否反応を示す状況。過去に対応部局がボランティア対応として大掃除を実施したこともあったが、現在も解消に至っていない。 ・その後、重層的支援体制整備事業の対象事案として支援会議を開催し、要保護児童対策地域協議会と連携しつつ、子どもの住環境整備等に向けた総合的な支援を図ることとして、親が継続的に整理整頓できるよう、本人と対応部局がそれぞれできることを整理するとともに、医療機関への受診を働き掛け、適切な訓練や支援につなげることを検討
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・継続的に対応しているが、屋内の堆積状況や子どもの養育状況は改善しておらず、2 人の子が不登校状態

区分		内容
		・母親の障害特性を自他ともに受容した上で、効果的な対応が必要と考えているが、そのための具体の取組に苦慮している状況
	(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 10 月
(2) 端緒	近隣住民から、屋外に堆積物が放置されており、空き家と思われる住宅について情報提供があり、市民相談担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	新聞紙、汚物
(4) 堆積の影響	・公道上への汚物の廃棄による悪臭あり ・敷地内に新聞紙等が堆積しており、放火の危険性あり ・敷地内の堆積物の重みでブロック塀が傾斜 ・樹木が敷地外まで繁茂しており、通行にも支障あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	市民相談担当部局
(2) 対応状況	・市民相談担当部局が警察署等の協力を得て現地調査を行ったところ、不在期間もあったものの、居住者がいることを確認 ・公道上への汚物の投棄が複数回発生しており、道路担当部局が処分。対処は通報を受けていた警察署が実施 ・傾いているブロック塀や樹木の繁茂については、文書による通知を行ったが、居住者からの応答なし
(3) 令和 4 年 10 月の状況	町内会長等から連絡があれば、現地確認の上で対応
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 10 月
(2) 端緒	子から親に対する身体的虐待の通報があったところ、親を支援するケアマネジャーから屋内の堆積物の放置等について情報提供があり、把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	新聞紙、ぬいぐるみ、生ごみ、し尿
(4) 堆積の影響	・ 同じ棟の公営住宅でし尿等の悪臭あり ・ 屋内外に新聞紙が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子の 2 人世帯
(2) 健康・障害	母親は知的障害（療育手帳 B）、介護サービスを利用
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	介護支援事業所、福祉相談窓口、地域包括支援センター、生活保護担当部局、公営住宅担当部局、地域包括ケア担当部局
(2) 対応状況	・ 虐待などの複合的な課題があったことから、地域ケア会議を開催して、上記対応部局において対応方針を検討。親と子を分離して、それぞれの転居後に堆積物を撤去することを計画したが、両者とも現住居で同居することを希望し、分離はできなかった。 ・ 子に対し、新聞紙持込みにより電子マネーがたまる制度の案内や、生活保護担当部局の担当ケースワーカーの訪問、ケアマネジャーによる見守りなどの対応を行っているが、本人は主な堆積物である新聞紙は必要なものであるとして、撤去の意向が示されない。公営住宅担当部局による撤去指導により、家屋外の新聞紙が一時撤去されたこともあったが、再び山積みになっている状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に地域ケア会議を開催し、関係機関と情報共有の上、子への指導等を継続
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 10 月
(2) 端緒	周辺住民から屋外の堆積物の放置等について通報があったほか、居住者の親族から本人への介護サービスの導入について相談があり、地域包括支援センターが現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、木材、家電商品、段ボール、新聞、おむつ
(4) 堆積の影響	・生ごみや使用済おむつに由来する悪臭あり ・害虫が多数発生 ・屋内に可燃物を含む物品が堆積しているほか、樹木が繁茂しており、火災発生のおそれあり ・家屋や塀に倒壊のおそれあり ・堆積物が敷地外の公道まで越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の親族あり。市区には協力的である一方、居住者とは本人が拒絶するため交流なし
(2) 健康・障害	栄養失調であるほか、やけどを放置してうじが湧くなど、体調不良
(3) 収入等	過去に生活保護を受給していたが、本人が支援を拒否し辞退
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、高齢者担当部局、環境担当部局、医師、自治会、介護事業所、社会福祉協議会
(2) 対応状況	・対象地については、居住者が数十年にわたり物品を堆積・放置して、「ごみ屋敷」状態となったもの。本人は改善を図らず、生活保護も辞退し、高齢で栄養失調であるなど、セルフ・ネグレクト状態にあった。 ・周辺住民が協力的であったほか、医療的支援も必要であったことなどから、周辺住民、地域包括支援センター、社会福祉協議会など様々な方面からアプローチして支援を働き掛けていたが、福祉サービスの導入については理解を示さず、堆積物についても宝物であると主張して撤去の意思を示さない。本人は自分の自由にさせてほしいと主張するが、改善がみられず、別居の親族においても、本人が話を聞き入れないため、対応を諦めている状況 ・市区では、本人から支援の求めがあった場合、本人の意思判断能力がなくなった場合などの対応について備えつつ、本人に対する見守りを継続

		事案番号	130
区分		内容	
		していたが、支援について理解を得られないまま本人が死亡	
	(3) 令和 4 年 10 月の状況	「ごみ屋敷」状態の家屋はそのまま放置されている状況	
	(4) 再発防止の実施	-	

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 10 月
(2) 端緒	対象世帯から福祉相談窓口の子のひきこもりについて相談があり、ひきこもり地域支援センターを紹介したところ、後日、相談支援事業所から福祉相談窓口に対し、屋内の堆積物の放置等について情報共有
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	新聞紙、ペットボトル、プラスチック製の容器、段ボール
(4) 堆積の影響	屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・両親（高齢者）と子の3人世帯 ・対象世帯を昔から支援している知人あり
(2) 健康・障害	・子は発達障害及び強迫症、医療機関に通院しているが、障害者手帳は未所持 ・夫は脊髄小脳変性症、通所介護を利用 ・妻は認知症の疑いあり
(3) 収入等	・子は就労継続支援事業所に通所 ・年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	福祉相談窓口（社会福祉協議会）、地域包括支援センター、高齢者担当部局、相談支援事業所、就労継続支援事業所、生活自立支援センター、民生委員、知人
(2) 対応状況	・地域包括支援センター、高齢者担当部局及び福祉相談窓口が対象地を訪問し、状況を確認。屋内は大量の物品が堆積しているため両親の生活スペースがなく、日中は車の中で生活している状態 ・主な堆積者である子は、堆積物をごみではなく宝物と認識しており、撤去の意思がない状況。両親は撤去を希望しているものの、本人を刺激することで家庭内暴力に発展するおそれがあるとして説得できない状況 ・重層的支援体制整備事業の支援会議を開催し、対応部局において情報共有を図り、対応方針を検討しているが、解決策が見いだせない状況
(3) 令和4年10月の状況	物品の堆積状況は改善がみられないところ、市区から本人に対し、撤去の必要性などについて切り出せない状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 30 年 11 月
(2) 端緒	公営住宅の自治会長から、悪臭の発生について通報があり、公営住宅担当部局が現地確認したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	一般ごみ、ペットボトル、生ごみ、故障している家電等
(4) 堆積の影響	・隣室において悪臭や害虫の発生について苦情あり ・ベランダから堆積物に起因する階下への漏水が発生 ・灯油が入ったポリタンクが蓋の開いた状態で放置されており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子の２人世帯
(2) 健康・障害	・親は要介護 1、子と同居しているため居宅介護は利用不可 ・子は知的障害の疑いあり
(3) 収入等	子の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	公営住宅担当部局、地域包括支援センター、自立相談支援機関、保健所（保健師）
(2) 対応状況	・公営住宅担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導しているが、主な堆積者である親は指導に応じず、改善がみられない。 ・地域包括支援センターと対応を協議し、親の改善意識が希薄であるため、子に対して、有償ボランティアを活用するなどして堆積物撤去の働き掛けを実施。また、親は自立生活が困難と考えられるため、地域包括支援センターから、親に対しては施設入所を、子に対しては賃貸住宅等への転居を勧めているが、両者とも理解は示さない状況 ・子への働き掛けを行っても堆積物は一部の撤去にとどまったため、市区の公営住宅条例に基づき是正指導書を手交し、改善計画書の提出を指導。期限を定めて堆積物を撤去するよう指導するとともに、改善がみられない場合は退去指導を行うことを伝達 ・親子からは改善計画書が提出され、期限までに堆積物を撤去する旨の回答あり
(3) 令和 4 年 10 月の状況	徐々に堆積物は撤去されているため、公営住宅条例に基づく明渡し請求は困難であるが、依然として悪臭、害虫が発生している状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年 2 月
(2) 端緒	近隣の不動産会社から、屋外に堆積物が放置されている住宅について通報があり、市民相談担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	廃バス、廃タイヤ
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	市民相談担当部局
(2) 対応状況	市民相談担当部局が現地調査を行ったところ、居住者がいることを確認したため、通報者に対して空き家として対応できない旨回答し、町内会等により声掛けすることを助言
(3) 令和 4 年 10 月の状況	周辺環境への影響なし
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年
(2) 端緒	生活困窮担当部局から、屋外の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック、缶
(4) 堆積の影響	・隣地との境界において、生活に耐えられない悪臭あり ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、放火の危険性あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子の2人世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	親の年金収入及び子の家賃収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、生活困窮担当部局、地域包括支援センター、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー）
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、主な堆積者である子に対し堆積物の撤去について指導しているが、本人は自身で片付ける意向を示すものの、改善がみられない。市区による排出支援も提案しているが、本人が理解を示さず、自身が管理している集合住宅の集積所からの物品の持込みもみられる状況 ・親に対しては地域包括支援センターが、また、子に対しては社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが、それぞれ困りごとの相談を受けるなどの支援も行っているものの、堆積物の撤去については、市区の支援をかたくなに拒み、改善に至っていない。
(3) 令和4年10月の状況	居住者に対し、支援と規制の両面から接触を継続しているものの、依然として堆積物は放置されている状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」 「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、不燃ごみ、古布、雑誌・雑紙、段ボール、新聞紙
(4) 堆積の影響	・隣地との境界において、生活に耐えられない悪臭あり ・害虫等が多数発生しており、容易に目視可能 ・屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、放火の危険性あり ・敷地外の公道まで堆積物が越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	統合失調症（精神障害者保健福祉手帳 1 級）。保健担当部局の保健師が同行して、医療機関への受診を支援
(3) 収入等	障害年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、保健担当部局（保健師）、高齢者担当部局、生活困窮担当部局、道路担当部局、都道府県精神保健福祉センター
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人はごみ集積所から物品を収集して堆積させているところ、堆積物は自らの財産であり、親の遺品も中に埋もれているので自分で片付けると主張するものの、改善がみられず、市区の排出支援についても同意を得られない。 ・本人に精神疾患があることに起因して、ごみ集積所から物品を収集しており、敷地内に堆積させているため、「ごみ屋敷」条例担当部局による対応に加えて、保健担当部局の保健師の訪問のほか、都道府県精神保健福祉センターのアウトリーチ支援事業を活用して、センターの看護師等による訪問支援も行い、本人の病状の見立てや医療機関への受診同行などの支援を実施 ・堆積物の撤去について本人による改善がみられなかったため、条例に基づく指導、勧告、命令を行ったところで、本人が条例に基づく市区の排出支援に同意したため、市区において敷地内の堆積物を撤去 ・その後も本人による物品収集が行われて堆積が再発したため、条例に基づく指導及び勧告を経て、本人の同意を得て条例に基づく排出支援を行

区分	内容
	い、堆積物を撤去したものの、本人が物品収集をやめないため、再び物品が堆積
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・ 定期的に対象地を訪問し、支援と規制の両面から本人への接触を継続。「ごみ屋敷」条例担当部局においては条例に基づく排出支援のほか、代執行の実施も考慮して改善を目指すとともに、保健師における本人の保健的支援も実施 ・ 物品堆積の原因が本人の精神疾患によるものであり、堆積物を撤去しても再発することから、根本的な解消が困難な状況
(4) 再発防止の実施	物品の収集をやめさせるため、市区の廃棄物処理条例に基づく廃棄物の収集・運搬禁止命令や告発を実施

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年 4 月
(2) 端緒	周辺住民から社会福祉協議会の福祉相談窓口、屋外の堆積物の放置等について通報があり、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	紙類、生活用品、植木鉢、自転車、衣類等
(4) 堆積の影響	・トイレが使用できない状態で、悪臭あり ・堆積物に由来して害虫が大量に発生 ・屋外に紙類が堆積しており、火災発生のおそれあり ・敷地外の公道上に物品を堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	障害等なし
(3) 収入等	生活困窮者自立支援制度の就労支援を実施
5 対応	
(1) 対応部局	道路担当部局、環境担当部局、社会福祉協議会（CSW）、地域ボランティア
(2) 対応状況	・道路担当部局と社会福祉協議会の CSW が対象地を訪問し、居住者に接触。道路担当部局が公道上の植木鉢等の撤去について指導しつつ、CSW が本人の意向を受け止めるなど、関係性を構築 ・本人は、堆積物のうち資源ごみについては売却して生活費を稼ぐために収集している有価物であるほか、公道上の植木鉢の木については、自身にとって非常に大切なものであると説明 ・本人が経済的に困窮していたため、生活困窮者自立支援制度による就労支援を利用し、本人の就職につなげるとともに、CSW から、植木の移植について、本人がボランティアとして行うよう支援を実施。堆積物の排出支援と併せて働き掛けた結果、本人から同意を得られたため、市区が定めている、健康面や経済面の理由で自力による堆積物の撤去が困難な世帯に対し、社会福祉協議会の社会貢献事業による経済的支援を活用して堆積物の排出支援を行う取組により、地域ボランティアの協力も得て公道上の植木鉢等を撤去し、敷地内及び家屋内の堆積物を一部撤去 ・敷地内及び家屋内に残っている堆積物については、撤去に多額の費用を要するため工面が困難であることから、CSW を中心に地域ボランティアも協力して、敷地外への越境など悪化しないように見守りを継続

区分		内容
	(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、見守りを継続。本人は就労支援により就職した就職先で勤務を継続しており、身なりを整えたり、地域ボランティアの役割も担うなど、前向きな姿勢となっている。
	(4) 再発防止の実施	CSW 及び地域ボランティアによる見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年 4 月
(2) 端緒	対象世帯からケアマネジャーを通じて家族の支援について相談があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	玩具、段ボール
(4) 堆積の影響	屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（高齢者）と子 1 人の 3 人世帯
(2) 健康・障害	・両親は二人とも認知症。妻は通所リハビリテーションを利用している一方、夫は支援を拒否 ・子はひきこもり状態で、他者とのコミュニケーションを図ることが苦手。何らかの障害も疑われるが、病院受診を拒否しており、支援を受けていない。
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが対象地を訪問したもの、主な堆積者である子がひきこもり状態で面会も困難であるため、家族に接触して状況を把握。本人は通販を利用して玩具を購入しているが、一度段ボール箱を開けるとそのまま放置するという状況が何十年も続いた結果、家屋内や敷地内に物が山積している状況 ・両親は、本人の状態に負い目を感じており、本人に通販の利用や片付け等については何も言わないようにしており、片付けるなら本人の同意を得た上で行いたい意向を示している。 ・現在は定期訪問を行いながら、少しずつ関係性を構築している段階
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、関係性の構築を継続。本人から発言はないものの、市区の方から話し掛けることができるようになった。
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	平成 31 年 4 月
(2) 端緒	消防署から、頻繁に救急要請のある居住者に対する介入について相談があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、衣類、雑誌等
(4) 堆積の影響	・食料品の腐敗臭などの悪臭が発生 ・屋内外に可燃物を含む物品が堆積し、過去にボヤ騒ぎが発生したこともあり、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居の親族がおり、対象地の片付けについて協力あり
(2) 健康・障害	アルコール依存症により、精神科デイケアに通所
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域福祉担当部局、地域包括支援センター、介護事業所、民生委員
(2) 対応状況	・把握当初、地域包括支援センターが居住者と接触して、堆積物の撤去とヘルパー派遣の導入について働きかけたが、本人は現状を不衛生な状況と認識していないため、いずれも理解が得られず、進展しない状況が継続 ・その後、本人が利用している介護事業所とスーパーから、本人の尿失禁等について相談があったため、対応部局で情報を共有し、対応方針を検討した結果、本人の入院が必要な状況であると判断。市区の働き掛けにより本人は入院となり、その後、別居の親族に対し堆積物の撤去について相談したところ、民間事業者により堆積物は撤去された。
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本人は入院中で、今後は施設に入所する予定。自宅については親族において処分を検討中
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 5 月
(2) 端緒	周辺住民から対象世帯の長男の叫び声について地域包括支援センターに通報があり、現地訪問したところ、「ごみ屋敷」状態であることを把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	ガスボンベ、廃自動車、廃自転車、不燃ごみ（ポリタンク、ポリバケツ、空のペットボトル、空き缶など）
(4) 堆積の影響	自宅前の私道に大量のガスボンベが放置されており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・両親（高齢者）と次男の 3 人世帯 ・長男は隣家で暮らしており別世帯だが、実質的には同一世帯で生活
(2) 健康・障害	・主な堆積者である夫は健在 ・妻はがん、身体障害者手帳 4 級、介護保険適用なし（市区も接触できていない） ・長男は発達障害の疑いあり。医療保険費を支払いたくないとして滞納状態にあり、医療費が 10 割負担になるため、医療機関は未受診 ・次男は知的障害あり（療育手帳 A）
(3) 収入等	生活保護も検討したが、本人がお世話になりたくないと拒否
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、環境担当部局、消防署、保健所、高齢者・障害者担当部局
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが保健所及び障害者担当部局と協力して対象地を訪問し、本人と面談。長男及び次男の障害等について把握したため、まずは通報の原因である長男から支援することとし、定期訪問するが、接触できない状況が継続 ・その後、環境担当部局に対し本人の自宅前の私道に大量のガスボンベが放置されているとの苦情があったことを契機に、同部局とも連携を開始したが、依然として本人との接触が困難であったため、消防署と地域包括支援センターが対象地を訪問し、本人と面会。ガスボンベについて撤去を助言したところ、当初は拒否の意向を示していたが、説得し撤去の了承が得られたため、環境担当部局が撤去 ・ガスボンベの撤去に併せて、本人に対し私道上のその他堆積物についても撤去を指導。本人は、堆積物をごみと認識しているものの、自力で排出する意思は弱い様子であり、堆積物の中には不法投棄されたものもある

区分	内容
	ると主張する一方、ごみ集積場からガスボンベを収集している様子が目撃されていたが、説得に応じて撤去の支援に同意 ・環境担当部局が臨時回収の形で私道上の堆積物をある程度撤去するとともに、本人の意思によりごみ出し支援事業の利用を開始。撤去の支援を継続するうちに、本人から「家の前だけでもごみを片付けたい。自分で片付けてみる。」との意向が示されたため、要請があれば地域包括支援センターが支援するよう助言し、見守りを継続 ・その後、本人から連絡はなく、以前として私道上の堆積物の放置が確認されるものの、把握当初から比べるとその量は大きく減少しており、危険物の放置や通行上の支障はなく、周辺住民からの苦情もない状況
(3) 令和4年10月の状況	息子に障害が疑われるなど、対象世帯は複合的な課題を有していることから、今後、重層的支援体制整備事業による支援会議を活用し、対応方針を検討予定
(4) 再発防止の実施	地域包括支援センターによる見守り及びごみ出し支援事業の利用

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 6 月
(2) 端緒	対象世帯の長男が在籍している学校の先生が、子からの話で屋内の堆積物の放置等について把握し、子ども担当部局に情報提供
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	段ボール、不要な生活用品
(4) 堆積の影響	家屋内に入ることができていないため、詳細な状況は不明。子の話では、カセットコンロ上に可燃物が堆積しているとのことであり、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親と子 3 人（児童）の 5 人世帯
(2) 健康・障害	・妻は精神疾患があるが、現在受診していない。 ・長男は注意欠如・多動症、自閉スペクトラム症。特別支援学級のある学校に通学しており、療育施設にも通所 ・長女は注意欠如・多動症。療育施設に通所
(3) 収入等	夫の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	子ども担当部局、相談支援専門員、学校（教員、スクールソーシャルワーカー）、療養施設
(2) 対応状況	・子ども担当部局が相談支援専門員や学校と連携し、何度も自宅訪問を提案しているが、妻から理解を得られず面会に応じないため、改善がみられない。 ・妻は現状について困った状況になく、堆積物は有価物でありごみではないと考えているため、片付けの支援についても理解を得ることが難しい状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	本世帯を要保護児童対策地域協議会における支援対象家庭に位置付け。今後は、専門家から意見を聴取するなどして、対応方針を検討
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 7 月
(2) 端緒	賃貸住宅管理者から、賃借人における堆積物の放置等について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	衣類等、ビニール袋、紙袋、プラスチックごみ（食品類の容器）
(4) 堆積の影響	・屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））、賃貸住宅管理者
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局、CSW 及び賃貸住宅管理者が連携して対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は自身で片付けると主張し、共用部分の堆積物についてはすぐに撤去されたため、以降は本人に任せることとした。 ・その後、対象地を訪問したところ、本人は市区内で転居し、生活保護を受給していることが判明
(3) 令和 4 年 10 月の状況	転居先住居では、清掃を支援する支援者（詳細は未把握）がおり、清潔が保たれていることを確認
(4) 再発防止の実施	・生活保護担当部局のケースワーカーによる定期訪問 ・支援者による定期清掃

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 7 月
(2) 端緒	学校から、通学路にしたいと考えている道路への物品の越境について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	ビニール袋、ペットボトル、ポリバケツ等
(4) 堆積の影響	敷地外の道路まで物品が堆積
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 姉妹（高齢者）の 2 人世帯 ・ 別居の弟あり
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・ 「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。その都度、本人からは撤去する意向が示されるものの、実際の行動には至っていない。 ・ 調査により把握した別居の弟に連絡したところ、本人とは疎遠になっているものの、金銭的援助は可能との回答あり
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、指導を継続。堆積物の量は減少しているが、解消には至っていない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 7 月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について苦情があり、「ごみ屋敷」 「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	紙くず、ポリタンク
(4) 堆積の影響	・ 周辺住民から悪臭被害の通報あり ・ 屋内外に可燃物を含む物品が大量に堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・ 「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、本人は、堆積物は資源物として処理する予定であると主張しつつ、撤去する意向を示したものの、実際の行動には至らなかった。 ・ 当初の指導から相当期間が経過したにもかかわらず改善がみられないことなどから、条例に基づく指導や立入調査を実施するとともに、堆積物の大部分が資源物であったことから、資源物の無償回収を行っているリサイクル事業者を紹介。本人が資源物を持ち込まずとも事業者が回収に来る方法を紹介したことで、堆積物の量が減少し、「ごみ屋敷」状態が一部改善
(3) 令和 4 年 10 月の状況	敷地内の「ごみ屋敷」状態はおおむね解消され、家屋内の堆積物も一部改善
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 8 月
(2) 端緒	障害児通所支援事業所から、支援児童の居宅内の堆積物の放置等について相談があり、子ども担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	弁当の空き箱、缶、瓶、ペットボトル、衣類、雑誌、生ごみ等
(4) 堆積の影響	家屋内に悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親と子（児童）の 2 人世帯
(2) 健康・障害	・子は重度知的障害（療育手帳A2） ・親は診断等は受けていないが、こだわりや、収集癖がみられる。
(3) 収入等	・親の就労収入あり ・特別児童扶養手当受給
5 対応	
(1) 対応部局	子ども担当部局、障害児通所支援事業所、相談支援事業所、「ごみ屋敷」対応ガイドライン担当（福祉担当部局）、社会福祉協議会、環境担当部局
(2) 対応状況	・主な堆積者である親は堆積物を片付けたい意思を示すものの、自力での排出は困難であるほか、生活に困窮していることから民間事業者へ委託する費用を負担することができない状況を確認 ・当該世帯の要支援児童について支援の情報共有等を図っていた要保護児童対策地域協議会を活用し、堆積物の課題を含めた要支援児童への対応方針を検討。親本人が市区の排出支援に同意したため、「ごみ屋敷」対応ガイドラインに基づき、環境担当部局と連携してごみ収集車を手配し、市区のその他の部局や社会福祉協議会も支援して、堆積物の収集、運搬を実施。処理手数料については、生活困窮状況にあるため減免 ・撤去後は再発防止のため、市区の調整により、子を支援する障害児通所支援事業所が、自宅送迎時におけるごみ出しの声掛けと確認を行う見守りの強化と家事援助サービスを導入。また、本人に対し、相談支援事業所による計画相談の利用を調整して、子の障害福祉サービスの利用について支援
(3) 令和 4 年 10 月の状況	障害児通所支援事業所等による支援について、本人との連絡調整がうまく取れなくなり、物品の堆積状況が元の状態に戻りつつある。
(4) 再発防止の実施	障害児通所支援事業所による見守り、相談支援事業所による相談支援

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 9 月
(2) 端緒	生活保護の申請を受け、生活保護担当部局と地域包括支援センターが現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、段ボール等
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	・糖尿病性腎症により人工透析を実施（身体障害者手帳 1 級） ・要介護 2、ショートステイを利用
(3) 収入等	・生活保護受給 ・年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導しているが、本人は撤去の意思がなく、自身で片付けを行わないほか、市区による撤去の支援についても理解を得ることが難しい状況 ・本人は身体障害があり透析治療も受けており、単身生活が困難な状況にあるため、施設への入所を働き掛けたものの、理解を得ることが難しい状況。介護サービスを導入するにも家屋内は物品堆積によりヘルパーが入れず、説得によりショートステイの利用には至ったものの、本人から福祉的支援と堆積物撤去の双方について理解を得ることが難しく、進展がない状況
(3) 令和 4 年 10 月の状況	定期的に対象地を訪問し、指導を継続
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 9 月
(2) 端緒	周辺住民から、堆積物の公道上への越境について苦情があり、「ごみ屋敷」 「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	鉢植えの植物、プランター、植木鉢、土壌、生活用品等
(4) 堆積の影響	堆積物が敷地外の公道まで越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親（高齢者）と子 2 人の 3 人世帯
(2) 健康・障害	・親は心疾患がありペースメーカー埋込み（身体障害者手帳 1 級）、要介護 3 だが経済的困窮のため介護サービスは週 1 回の通所介護の利用のみ ・子は 2 人とも医療機関未受診であるが人との関わりが苦手
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、高齢者担当部局、道路担当部局、介護事業所（ケアマネジャー（CM））、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。公道上への越境については道路担当部局からも指導を実施しており、警察署も一度指導を実施 ・親は物品の堆積について困っている様子がなく、撤去の意思を示さない。一方、子は屋内の堆積物による生活のしづらさを感じており、撤去の必要性を認識して対応しようとするが、撤去は母親が同意した範囲にとどまるほか、人との関わりが苦手であるため、各種手続、関係機関への連絡等を自分だけで行うことができず、さらに母親の介護や日常生活をこなす以上の余力がない状況。また、家屋内に家族以外が立ち入ることを強く拒んでおり、親の CM でさえも玄関前で対応しているため、屋内の状況は未確認 ・公道上の堆積物については、長女の希望により大型ごみ収集の申込み等につながり、ほとんど撤去したが、屋内については依然として立入りを拒否されており、面会に応じるのも CM のみ。親は医療的支援を受けているが、人との関わりが苦手で精神疾患の可能性が考えられる子 2 人にも支援が必要であり、世帯全体を CM だけで対応するのは困難であるため、CSW と連携して、関わりを開始

区分		内容
	(3) 令和 4 年 10 月の状況	家族と関係性を構築している「ごみ屋敷」条例担当部局、CM 及び CSW が定期的に対象地を訪問し、指導と支援を継続し、屋内の状況把握にも取り組む。
	(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和元年 10 月
(2) 端緒	生活保護担当部局が定期的に行う家庭訪問時に屋内及び屋外の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	缶、ペットボトル、生ごみ、ペットの糞
(4) 堆積の影響	・屋外まで悪臭あり ・屋内にねずみが発生 ・堆積物付近でカセットコンロを使用しているほか、夫婦共に喫煙者であるため、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦 2 人世帯
(2) 健康・障害	・夫は知的障害があるが、医療機関の受診なし（療育手帳保持） ・妻は精神疾患の疑いがあり、有症時は医療機関を受診しているが、通院先が定まらないため病状の把握が困難
(3) 収入等	・生活保護受給 ・夫は障害年金を受給していたが、診断書未提出につき支給停止中
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、障害者担当部局、民生委員、賃貸住宅管理者
(2) 対応状況	・生活保護担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。居住者は、表面上は指導に応じる意向を示すものの、実際の行動には至っていない。ごみの分別ができず堆積しているが、賃貸住宅管理者が代わりにごみ集積所へ運搬すると、「大切なものが入っているかもしれない」として持ち帰るなど、堆積物に執着している面もみられる。 ・料金滞納によりライフラインが停止しており、再開を指導しているが、堆積者は金銭管理ができず、収入を得ると浪費してしまうため、再開には至っていない。生活自立支援事業による金銭管理サービスの活用を提案したものの、理解を得ることが難しい状況 ・金銭問題や生活能力など様々な問題が山積しているため、障害者担当部局と同行しての面談も検討したが、居住者が拒否
(3) 令和 4 年 10 月の状況	・定期的に対象地を訪問。堆積物の排出以外の問題への対応が必要不可欠であり、今後も関係機関と連携して対応 ・本人に金銭的な余裕もないため、民間事業者への委託も困難な状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年2月
(2) 端緒	消防担当部局から、屋内の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	靴、衣類、新聞、雑誌等の可燃物、ペットボトル、空き瓶等
(4) 堆積の影響	・ 屋内に排泄物が付着している衣類等による悪臭あり ・ 屋内に可燃物を含む物品が堆積している中で火器を使用しており、火災発生のおそれあり ・ 堆積の影響ではないが、管理不全により家屋の壁が一部崩壊
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	・ 要介護3、屋外は手押し車で移動している状態。訪問看護及びショートステイを利用 ・ 高血圧等が確認されているが、本人は治療・内服を拒否
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、高齢者担当部局、生活保護担当部局、消防担当部局、建設担当部局、地域包括支援センター（社会福祉士）、主治医、ケアマネジャー、訪問看護担当者、民生児童委員
(2) 対応状況	・ 消防担当部局が居住者の救急搬送のために屋内に立ち入り、物品の堆積状況を把握。本人は入院となったところ、判断力の低下がみられたことから、成年後見制度を利用して保佐人を選任。さらに退院後の介護サービスの利用と生活保護の受給について了承し、要介護認定を受けて要介護3と認定されたが、退院時にはいずれも応じなかった。 ・ 本人の退院後、「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、本人に対し堆積物の撤去指導と排出支援の働き掛けを行っているが、本人は生活のしづらは認めているものの、堆積物をごみと認識していないため撤去の意思がなく、改善がみられない。また、火災発生のおそれがあったことから、消防担当部局が市区の火災予防条例に基づき、火器の適切な使用について助言するとともに、保佐人と協力して、火災警報器を設置 ・ 市区の働き掛けにより本人から同意を得られたため、介護サービス（訪問看護、ショートステイ）の利用と生活保護の受給を開始 ・ 家屋の壁が一部崩壊したため、民間事業者に見積りを依頼したところ、老朽化が進んでおり対応困難とのことであったため、保佐人が転

区分	内容
	居を働き掛けたものの、本人から理解を得ることが難しいほか、市区においても支援の観点から施設入所について働き掛けたものの、本人が自宅を手放す意向も離れる意向もないため、拒否している。 ・最近になり、本人が市区の家屋内への立入りを拒むようになったため、建設担当部局と調整し、保佐人の同意を得て、合鍵を作成して立入調査を実施することを検討
(3) 令和4年10月の状況	・定期的に対象地を訪問し、指導を継続。家屋内へは立ち入れないため状況把握が困難であるところ、物品の堆積状況は改善していないものと考えられ、立入調査も検討 ・本人は自宅や堆積物へのこだわりが強く、自身が必要と感じたときのみ支援を求め、そうでない支援や現状変更については理解を得ることが難しい状況であり、保佐人も本人の意思を優先することとしているため、粘り強く働き掛けていくことが必要であるが、本人の身体・精神状態の変化に応じて対応を検討するほかに方法がなく、対応に苦慮している状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年2月
(2) 端緒	周辺住民から、プレハブ小屋に居住し、敷地内に放置している物品の散乱について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生活ごみ、紙、食品容器
(4) 堆積の影響	過去に自宅火災を起こしており、屋外に可燃物が散乱しているため火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局
(2) 対応状況	・居住者は、火災により家屋が焼失したため、敷地内にプレハブ小屋を建築し居住しており、敷地内に生活ごみ等を堆積 ・環境担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導しているが、その場では応じる意向を示すものの、実際の行動には至っておらず、進展しない。 ・火災以降、居住者と周辺住民との間にあつれきが生じており、周辺住民は市区に対して改善要望書を提出している一方、堆積者は近隣への悪影響について頓着していない状態
(3) 令和4年10月の状況	上記の状況のとおり。福祉分野等からの介入も考えられるが、本人が行政の介入を拒んでおり、明らかな健康状態の悪化などもみられないことから困難な状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年3月
(2) 端緒	居住者のかかりつけ医師から、本人の服装の汚れや臭いについて相談があり、障害者担当部局が現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	家屋の外の敷地内まで
(2) 物品の堆積場所	戸建住宅（持家）
(3) 堆積物の内容	生ごみ、ペットボトル、衣服等
(4) 堆積の影響	・屋内に悪臭が発生 ・屋内に害虫が発生しており、容易に目視可能
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親（高齢者）と子の2人世帯 ・別居の親族と交流あり
(2) 健康・障害	・親は認知症の疑いあり ・子は下肢に障害あり（身体障害者手帳2級）、知的障害の疑いあり
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	障害者担当部局、社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センター、医療機関
(2) 対応状況	・把握時点では親子とも福祉サービスを受けていない状況であったところ、対応部局が連携して対応方針を検討し、子に対しては障害者福祉サービスとして、また、親に対しては介護保険サービスとして、それぞれ居宅での入浴支援を開始 ・堆積物について、子はごみであると認識している一方、親はその認識がなく、市区の撤去指導に対し、かたくなに拒否の意思を示していた状況 ・その後、親が衰弱により一般病院に入院の後、有料老人ホームに入所したため、子もショートステイの利用を経て、障害者施設に入所 ・市区では別居の親族と接触し、堆積物の撤去について依頼
(3) 令和4年10月の状況	対象地は現在も物品が堆積しているが、親族において住居の処分を検討中
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年3月
(2) 端緒	周辺住民からの通報を受けて現地訪問した警察署から、堆積物の放置等について情報提供があり、地域包括支援センターが現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	容器プラスチック等の可燃ごみ
(4) 堆積の影響	・屋内に害虫が発生 ・屋内に可燃物を含む物品が堆積している中でカセットコンロを使用しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	膝痛の悪化により長距離歩行が困難であるが、病院の受診は断固拒否
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、地域福祉担当部局、自治会長、民生委員
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に接触。本人は当初、他人との関わりをかたくなに拒んでいたが、頻繁に訪問していく中で、本人との関係性を構築。経済的に困窮していたことから、生活保護の申請について提案し、本人から同意が得られたため、保護を開始 ・堆積物については、本人が他人との関わりを拒むため対応できず、家屋内へも立入りできていない状況。自身で片付けるとするものの、実際の行動には至っていない。 ・その後、市区の対応部局のほか、地域住民も参画した地域ケア会議を開催して、情報を共有。地域での見守り体制を構築するとともに、地域包括支援センターにおいて、本人に医療機関への受診を働き掛けた結果、基本チェックリストを実施し、事業対象者として通所介護と訪問介護を導入。ヘルパーの片付け支援もあり、屋外の敷地内については堆積物が一部撤去された。
(3) 令和4年10月の状況	対象地を訪問し、見守りを継続。買物支援のみのヘルパーも含め、屋内に立ち入れない状況であるが、時間を掛けて信頼関係を構築し、片付け支援に取り組む。
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年8月
(2) 端緒	対象地に居住する子を心配した学校からスクールソーシャルワーカーに相談があり、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）に情報共有。CSWが転居支援を契機に居住者に関わり、家屋内を確認できるようになったところ、転居後の家屋内における物品の堆積等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	弁当容器、ペットボトル、紙類等
(4) 堆積の影響	屋内に悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親と子3人（いずれも児童）の4人世帯
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、社会福祉協議会（CSW）、学校、主任児童委員
(2) 対応状況	・CSWが弁当の宅食や子ども食堂での支援を通じて居住者と信頼関係を構築しつつ、堆積物の排出支援について提案。本人は、仕事が忙しく家の片付けができないとしているほか、家事そのものが苦手な様子でごみを排出する習慣もみられなかったが、排出支援については同意したため、CSWが堆積物の排出作業を実施。市区が定めている、健康面や経済面の理由で自力による堆積物の排出が困難な世帯に対し、社会福祉協議会の社会貢献事業による経済的支援を活用して堆積物の排出支援を行う取組により、堆積物を一部撤去 ・その後も本人において物を放置して堆積する状況がみられたことから、市区の社会福祉協議会の事業である、既存の制度は利用できないが家事ができず、支援がなければ生活に支障が生じる世帯を対象としたヘルパー派遣制度を活用。主任児童委員がヘルパーとして対象地を訪問し、居住者を支援するとともに、母親の特性が子どもに引き継がれないよう、子どもに対する片付け方等の指導も実施
(3) 令和4年10月の状況	・ヘルパーの支援と指導により、完全に片付いた状態には至らないが、生活環境は改善している状況 ・CSWによる弁当の宅食等の支援を通じた見守りも継続
(4) 再発防止の実施	ヘルパーによる家事支援とCSWによる見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年9月
(2) 端緒	入院していた居住者について、退院後の介護保険サービスの導入のため地域包括支援センターが介入し、自宅を訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、ペットボトル、衣服、食品の入っているプラスチック容器、雑誌、書籍、紙類
(4) 堆積の影響	・ 屋内に悪臭あり ・ 屋内に害虫が発生 ・ 屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子2人の3人世帯
(2) 健康・障害	親は認知症、体重増加により体動困難
(3) 収入等	親の年金収入と子の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、介護事業所、病院相談員
(2) 対応状況	・ 地域包括支援センターと介護事業所のケアマネジャーが介護保険サービスとして福祉用具を導入するために対象地を訪問したところ、屋内は玄関から床が見えないほど物品が堆積していたため、福祉用具が搬入できない状況。食べ残しや尿臭もあったが、家族は現状を不便と認識しておらず、堆積物の撤去について理解を得ることが難しい状況 ・ 親の退院に当たり、福祉用具を搬入するための動線とスペースを確保するための堆積物の撤去について家族の理解が得られたため、家族、地域包括支援センター及びケアマネジャーにより撤去し、福祉用具を搬入
(3) 令和4年10月の状況	・ ケアマネジャーが定期的に対象地を訪問。ヘルパー派遣の導入について提案しているが、本人、家族とも理解を得ることが難しい状況 ・ 玄関から居室までの動線以外の箇所は物品が堆積しているが、本人たちが現状のままでいいと考えているため、撤去の働き掛けが困難
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年11月
(2) 端緒	対象地の居住者から、介護サービス等を導入するため家屋内を片付けたいとの相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	食品、洋服、洗剤、ティッシュなどの日用品（宅配で毎週大量に購入）、インスリン注射針
(4) 堆積の影響	・家屋内に堆積物由来の悪臭及び尿臭あり ・家屋内に害虫が発生 ・暖房器具周辺に物品が堆積しているため、火災発生のおそれあり ・堆積物にインスリン注射針が混在しており、針刺し事故の危険あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	両親（高齢者）と子の3人世帯
(2) 健康・障害	・夫は糖尿病及び認知症で、要支援1の認定あり。支援開始当初はデイサービスを利用していたが、対応期間中に病状が悪化し、現在は介護老人保健施設に入所中 ・妻は円背（脊柱が前に倒れた状態）で、視力もほとんどない状態であるが、医療機関の受診を拒否 ・子はうつ病で通院、服薬治療中
(3) 収入等	子は就労、両親は年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、環境担当部局、消防担当部局、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が子に対し、民間事業者への委託を含めた堆積物の撤去方法について案内するが、子は能力的に契約手続を行うことが困難であり、また妻の拒否がかなり強い状況 ・そのため、夫の介護支援を理由として地域包括支援センターと支援関係を構築して、妻に対し堆積物の撤去について説得。当初、本人は堆積物を「全て必要なもの」と主張して撤去を拒否していたが、介護老人保健施設に入所している夫を在宅看護するための環境整備のためには撤去が必要であり、市区が排出を支援すると説得。自室以外の堆積物について撤去に同意したため、条例に基づく排出支援により堆積物を撤去。排出支援に当たっては、環境担当部局がごみ収集車を手配して居宅前に止め、市区の職員等が家屋内に立ち入って堆積物の分別や袋詰めを行い、廃棄物処理施設へ運搬するまでの排出作業を実施した。特に本件では、

区分	内容
	堆積物に混在しているインスリン注射針対策に留意するとともに、高齢者担当部局や地域包括支援センターが、妻や子に必要なものと不要なものを確認しながら作業を実施。また、暖房器具周辺に堆積物があり、火災発生のおそれがあったため、排出支援の前後に、消防担当部局から妻と子に対し、火災防止のための助言を実施
(3) 令和4年10月の状況	・排出支援後も一部堆積物が残ったほか、妻による日用品の購入も抑制はみられるものの継続しており、居宅介護が可能なまでのスペースは確保できていない状況 ・夫は依然として介護老人保健施設に入所中であり、妻に対しては地域包括支援センターから医療機関への受診や介護保険申請を提案しているが、本人から理解を得ることが難しい状況
(4) 再発防止の実施	高齢者担当部局や地域包括支援センターによる見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年11月
(2) 端緒	賃貸住宅管理者から、家屋内に物品を堆積している賃借人について相談があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、容器包装プラスチック、瓶、缶、ペットボトル、し尿等
(4) 堆積の影響	・隣接する部屋まで悪臭あり ・家屋内及び下階の居宅に害虫が発生 ・下階の居宅に汚水漏れが発生 ・堆積物による火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	聴覚障害あり（身体障害者手帳保持）
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、保健担当部局（保健師）、消防担当部局、地域包括支援センター、基幹相談支援センター
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局と保健担当部局が対象地を訪問し、居住者に対して堆積物の撤去について指導。本人は撤去の意思はあるものの、ごみの分別がうまくできず、過去に周辺住民から指摘されたことから排出ができなくなったとして、家屋内に堆積させている状況。堆積物により火災発生のおそれもあったことから、消防担当部局から火器の取扱いについての注意喚起及び堆積物の撤去についての助言を実施 ・本人から撤去のための資金面の不安があるとして支援の要望があったため、「ごみ屋敷」条例担当部局がごみ収集車を手配して、保健担当部局と共に堆積物の排出支援を実施。本人の費用負担は処理手数料のみとした。
(3) 令和4年10月の状況	堆積物の排出後、ごみの分別や排出の方法について指導するとともに、基幹相談支援センターによる見守りを継続
(4) 再発防止の実施	基幹相談支援センターによる見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年11月
(2) 端緒	周辺住民から、堆積物の公道への越境について通報があり、道路担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、不燃ごみ
(4) 堆積の影響	堆積物が敷地外の公道まで越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	堆積者である居住者1人と接触しているが、家族構成は不明
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	道路担当部局
(2) 対応状況	道路担当部局から居住者に対し、堆積物の撤去について文書や口頭により指導。本人からは改善の意思が示され、少しずつであるが堆積物は減少しており、引き続き本人による対応を確認
(3) 令和4年10月の状況	当初よりは堆積物の量が減少しているものの、依然として堆積物が公道上まで越境しているため、現場確認を継続
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和2年12月
(2) 端緒	周辺住民から社会福祉協議会の相談窓口へ、対象地の居住者の挙動等について相談があり、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	ペットボトル、デリバリー食品の空容器、食べかす、紙類等
(4) 堆積の影響	屋内に堆積物由来の悪臭、害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子の2人世帯
(2) 健康・障害	・親は足が悪く、少しの距離しか歩行できない。介護認定はなし ・子は統合失調症、医療保護入院歴あり
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	社会福祉協議会（CSW）、障害者担当部局、地域福祉担当部局、環境担当部局、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・CSWが対象地を訪問しても居住者に接触できない状況がしばらく続いていたが、外で親に会った際に名刺を渡していたところ、後日、親から困りごとの相談があったため、この機会を捉えて対象地を訪問して屋内に立ち入ったところ、物品の堆積を確認 ・親からは害虫駆除についても相談があったところ、歩行困難である上、汚いものに触れられないとして自身で片付けができない状況であったため、本人の同意を得て、堆積物の排出支援を実施。CSW、ボランティア及び地域包括支援センターが排出作業を行い、家屋内の堆積物を一定程度撤去 ・堆積物の撤去後、生活環境保全のためヘルパー派遣の導入を働き掛けたものの、本人に費用負担の意思がなく理解を得ることが難しいほか、統合失調症のある子に問題行動もみられたことから、対象世帯の支援のために、重層的支援体制整備事業の支援会議を活用し、対応部局において、世帯の経済状況や福祉サービスの利用状況等を共有するとともに、支援方針を検討 ・子については、本人の希望により病院への入院につなげたほか、退院後においても障害者担当部局が支援を継続し、成年後見制度の利用や施設入所も検討する。子への支援を通じて親の見守りも行い、将来的に子が

区分		内容
		家を離れることも想定して、ヘルパー派遣の導入や成年後見制度の利用を検討することとして、対応を継続
	(3) 令和4年10月の状況	物品堆積の再発は確認されていないが、親子とも支援が必要な状況であるため、介入を継続
	(4) 再発防止の実施	障害者担当部局による子の支援を通じた母親の見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年1月
(2) 端緒	居住者からライフラインの停止について相談があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	衣類等
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・親子（共に高齢者）2人世帯 ・別居の親族がおり、市区の対応にも協力的だが遠方に在住
(2) 健康・障害	・親は認知症 ・子はうつ病
(3) 収入等	子は年金収入のほか、就労収入もあったが、対応期間中に仕事ができなくなった。
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、医療機関
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが対象地を訪問し、状況を確認。認知症の親を子が世話して生活していたが、親が排泄や入浴ができていないなど支援が必要な状況であったため、介護保険の手続きを行い、小規模多機能施設の利用サービスを導入。 ・一方、子は親の介護負担がある中、体調不良により仕事ができなくなり、自宅が揺れているため居住できないなどと訴えるなど精神的に不安定な状態となったため、医療機関への受診を働き掛けたところ、うつ病と診断され、入院となる。 ・その後、親は有料老人ホームへ入居することになり、子は自宅で生活する意向がないことから、今後は自宅内を片付けて売却し、転居することを検討
(3) 令和4年10月の状況	子の意向を支援し、自宅の売却について検討中
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年2月
(2) 端緒	環境担当部局から、屋外に堆積物が放置されており、空き家と思われる住宅について情報提供があり、市民相談担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	プロパンガスボンベ
(4) 堆積の影響	玄関先にプロパンガスボンベを放置
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	不明
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	市民相談担当部局
(2) 対応状況	・市民相談担当部局が現地調査を行ったところ、近隣住民からの聞き取りにより、居住者がいることを確認 ・堆積物については、堆積場所が敷地内で収まっていることから、市区が介入する状況ではないと判断し、町内会等から声掛けをするよう近隣住民に助言
(3) 令和4年10月の状況	堆積状況に変化なし
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年4月
(2) 端緒	地域包括支援センターのケアマネジャーが現地訪問により物品の堆積を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	衣類、新聞・雑誌、段ボール、家電、絵画、排泄物
(4) 堆積の影響	・ 湿った衣類、排泄物等に由来する悪臭あり ・ 屋内に害虫が発生 ・ 可燃物が堆積している中で電気ストーブ等を使用しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	要介護1。デイケア、ヘルパー支援を利用
(3) 収入等	・ 生活保護受給 ・ 金銭管理ができないため、社会福祉協議会の自立支援事業を利用
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、社会福祉協議会、近隣住民、民生委員、介護事業所、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・ 居住者は家屋内が不衛生な状態とは認識していないため、堆積物を撤去する意向がなかったが、火災発生のおそれについて説明するなど説得を継続するうちに態度を軟化させ、地域包括支援センター等による撤去の支援に同意 ・ 関係機関が本人に必要なものかを確認しながら、2回にわたり、一部の堆積物を撤去。しかし、本人の収集癖もあり、再発防止に力を入れることが必要
(3) 令和4年10月の状況	ヘルパーも支援して片付けを行っているが、依然として屋内に堆積物の放置がみられる状況。今後、ヘルパー派遣の回数を増やすことを検討中
(4) 再発防止の実施	ヘルパー派遣の利用、日に2回の配食弁当サービスによる見守り

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年4月
(2) 端緒	居住者が迷い老人として警察に保護されたことを契機に、地域包括支援センターが対象地を訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、衣類等
(4) 堆積の影響	屋内に強い悪臭があり、窓を開けた際に周辺住民から苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	・栄養失調や転倒骨折で入退院を繰り返している状態 ・福祉施設に入所したことがあるが、本人の素行不良等のため退所
(3) 収入等	多額の負債があり、年金担保の借入と社会福祉協議会の食糧支援を受けている。
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会
(2) 対応状況	・地域包括支援センターが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は堆積物をごみと認識しておらず、撤去の意思を示さない。また、本人はほとんど自宅で生活しておらず、ネットカフェ、友人宅等を転々としているため、実質的には空き家状態 ・堆積物については改善がみられないところ、本人の債務整理が必要な状況にあるため、弁護士による対応を進めており、自宅については今後、清掃の上で売却等が行われる予定
(3) 令和4年10月の状況	本人は市区内の賃貸アパートに入居中。対象地における物品の堆積については家屋の売却等により解消見込みであるが、現住居においても物品堆積の兆候がみられたことから、訪問介護を導入し、ごみ出し等を支援
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年4月
(2) 端緒	近隣住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	家庭ごみ（生ごみはなし）
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	祖母（高齢者）、親、子の3人世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	親の就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、親と子に対し堆積物の撤去について指導。敷地内の堆積物はごみ袋に入れられているため、廃棄物として認識はあるものと思われ、指導に対しても理解を得ることができ、堆積物にブルーシートを被せる応急措置は採られたものの、排出するまでには至っていない。 ・その後も現地訪問を行っているが、不在又は居留守のことが多く、直接撤去指導を行うことが難しい状況
(3) 令和4年10月の状況	定期的な訪問を実施中。堆積状況は変わらないが、総量は増えていないため、日常生活で発生するごみは適切に排出されていると思われる。
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年4月
(2) 端緒	居住者を支援していた自立相談支援機関から、屋内の堆積物の放置等について情報提供があり、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生ごみ、弁当の空き箱、ペットボトル等
(4) 堆積の影響	・隣地において悪臭あり ・屋内に害虫が多数発生しており、容易に目視可能 ・可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の親族がおり、当初は居住者を支援していたが、本人が拒絶することもあったため、現在は関わることを拒否
(2) 健康・障害	軽度の知的障害の疑いあり。以前、医療機関に通院し、知的障害者手帳を取得する準備をしていたが、現在は通院を中断しており取得のめどは立っていない。
(3) 収入等	就労収入あり。アルバイトを掛け持ちしており、休日がない状況
5 対応	
(1) 対応部局	社会福祉協議会（CSW）、民生委員、地域担当部局
(2) 対応状況	・事案把握後、居住者から民生委員を通じて市区の福祉相談窓口に対し、屋内の堆積物を撤去しなければ退去するよう賃貸住宅管理者から勧告されたとの相談があったため、CSWが介入して支援を開始 ・本人は堆積物を撤去する意思はあるものの、仕事が多忙なことや能力的な問題もあるため自身による撤去が困難であり、撤去の方法を教えても習得が困難な状況。CSWが支援して一緒に撤去したこともあったが、次回訪問時には堆積が再発しており、根本的な改善に至らない。 ・堆積物を撤去するためにも本人の生活習慣の改善を支援するため、重層的支援体制整備事業のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用。民生委員や地域福祉担当部局と情報共有を行うなど連携を図りつつ、CSWが定期的に家庭訪問を行い、清掃支援のほか、本人の悩みに寄り添った支援を継続
(3) 令和4年10月の状況	定期的な訪問を継続。訪問時には清掃支援を行っているが、本人と日程調整ができず訪問が困難となっているため、堆積物が増えている状況
(4) 再発防止の実施	CSWによる定期訪問

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年11月
(2) 端緒	居住者の親族から家屋内の堆積物の放置等について地域包括支援センターに相談があり、現地訪問により把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生活ごみ、段ボール、仕事道具等不用品、猫のトイレ等
(4) 堆積の影響	飼育ペットに由来する悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・別居親族から定期訪問等の精神的援助が可能との申出あり
(2) 健康・障害	・虚血性心疾患、大腸がんの疑い（未検査） ・歩行に杖を使用中だが、介護サービス等の利用については理解を得ることが難しい状況
(3) 収入等	・生活保護受給 ・年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、「ごみ屋敷」対応ガイドライン担当（生活困窮担当部局）、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・居住者は経済的に困窮していたため、事案把握後、速やかに生活保護の受給につなげたが、居住宅の家賃が生活保護制度における住宅扶助基準額を上回っていたため、生活保護担当部局の担当ケースワーカーから本人に対して、堆積物の撤去と併せて転居について指導 ・本人は転居と堆積物撤去の必要性を理解しているものの、病状のため進展はなく、市区による排出支援や介護サービス等の利用については理解を得ることが難しい状況
(3) 令和4年10月の状況	・定期的な指導を継続。市区の排出支援や介護サービスの利用を促すとともに、転居の際には生活保護法に基づく一時扶助の家財処分料を活用することを検討 ・別居の妹に接触したところ、経済的援助はできないが、定期訪問等の精神的援助が可能との返答があったため、連携を検討
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年11月
(2) 端緒	賃貸住宅管理者から、住人からの悪臭の訴えに対する介入依頼があり、地域包括支援センターが現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生活ごみ（生ごみ、プラスチックごみ、新聞等）
(4) 堆積の影響	・玄関ドアや換気扇から外に悪臭が発生 ・屋内外に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・市区では本人の知人の協力あり
(2) 健康・障害	・消化器疾患、うつ滞性皮膚炎等 ・大腿骨骨折の既往歴があり、両下肢のむくみもあるため、歩行に杖を使用する不安定な状態
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、医療機関、居住者の知人
(2) 対応状況	・把握当初、介入が難しかったが、本人の拒否が強く応答がなかったため、本人の体調不良を心配した知人からの相談を受け、本人が入院することになったことをきっかけに介入 ・退院後も訪問看護による継続処置が必要な状況であり、そのためにも家屋内の堆積物の排出支援を提案したが、本人は玄関先以上に人を入れようとせず、介護サービスの導入に繋がっていない。 ・大家からは賃貸借契約の更新拒否が示されており、本人も転居の希望があることから、そのためにも堆積物の撤去が必要。堆積物が大量で害虫も多数発生しているなど、家屋内の衛生状態が悪いことから、業者委託による排出が必要であると市区が提案しているものの、本人は他者に頼ることを好まず、具体的な動きにつながっていない。
(3) 令和4年10月の状況	地域包括支援センターが本人と共に転居先を探している。堆積状況の悪化はないが、改善もみられない状況であり、引き続き対応を進めている。
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年11月
(2) 端緒	生活保護担当部局が、生活保護受給を開始した対象世帯の最初の家庭訪問の際に、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	紙ごみ（雑誌、新聞等）
(4) 堆積の影響	大量の可燃物が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の親族がおり、市区の対応について協力あり
(2) 健康・障害	・生活保護法に基づく検診命令の結果、自閉症スペクトラム症の疑いがあり、定期的な外来治療が必要と診断されたが、その後、本人が通院しておらず、正式な所見はなし。 ・長年ひきこもり状態にあり、生活保護受給以前は亡母と同居し、年金収入で生活
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、ひきこもり地域支援センター
(2) 対応状況	・生活保護担当部局のケースワーカーが対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。本人は堆積物をごみと認識していないほか、周囲に迷惑は掛けておらず自身の生活の支障にもなっていないと主張して、指導に応じず、改善がみられない状況 ・そのため、堆積物についての対応は棚上げし、本人の生活支援を図ることとして、生活保護担当部局、ひきこもり地域支援センターのほか、別居の親族の協力も得て対応を協議し、本人に対し、医療機関に定期通院するよう働き掛けることとした。 ・ケースワーカーが粘り強く通院指導を行ったことにより、本人の受診に至ったが、医師の所見は精神疾患ではなく、その後本人による通院も行われずに停滞。本人の生活支援の観点からもアプローチが困難な状況
(3) 令和4年10月の状況	定期的に対象地を訪問し、指導を継続しているものの、本人が堆積物の撤去と医療機関への通院のいずれも拒否しており、進展がない状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年12月
(2) 端緒	消防担当部局から、屋内外の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	段ボール、発泡スチロール、紙類、ペットボトル、食材、衣類、植木鉢等
(4) 堆積の影響	・ 屋内に堆積物に由来する悪臭あり ・ 屋内外に害虫が発生 ・ 屋内がほとんど堆積物で埋まっている中で、電気ストーブの使用や喫煙がみられ、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	脳梗塞、要支援2
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（福祉担当部局）、地域包括支援センター（社会福祉士）、消防担当部局
(2) 対応状況	・ 「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導。また、火災発生のおそれがあったことから、消防担当部局が市区の火災予防条例に基づき、たばこの火の管理及び堆積物が撤去されないうちの電気ストーブの使用停止について指導 ・ 本人は、指導に対し、民間事業者への委託や自身により堆積物を撤去するとの意向を示していたが、実際の行動には至らず、改善がみられない。堆積物をごみと認識しておらず、現状困っている様子もないことから、市区が撤去の支援を働き掛けても応じず、地域包括支援センターからは介護サービスの利用を働きかけているが、まだ必要ないとして応じない。
(3) 令和4年10月の状況	定期的に対象地を訪問、指導を継続。堆積者は毎日のように外出していることなどから接触できないことも多く、改善はみられない状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和3年12月
(2) 端緒	本人から委託事業者を通じて、対象地の家屋が火災により焼失したことに伴う火災ごみの処分について相談があり、道路担当部局が現地訪問したところ、火災ごみ以外にも物品が堆積している状況を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）、把握時点で消失
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	農機具、トラクター、金属、家電等
(4) 堆積の影響	・屋外に堆積物に由来する害虫が発生 ・敷地外まで堆積物が越境しており、不法投棄が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	夫婦（高齢者）2人世帯。市内の住宅に居住
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	道路担当部局、環境担当部局、農政担当部局
(2) 対応状況	火災ごみについては居住者において適正に処分された一方、その他の物品については本人が収集し堆積しているため、道路担当部局が撤去指導を行っているものの、本人は堆積物を有価物であり自らの財産と主張し、撤去を拒否しているため、改善がみられない状況
(3) 令和4年10月の状況	定期的に対象地を訪問するとともに、指導を継続しているが、本人への連絡が困難となっている状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年1月
(2) 端緒	地域包括支援センターから、対象世帯の障害者虐待（夫から妻への虐待）について相談があり、障害者担当部局、生活保護担当部局及び地域包括支援センターが現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	書類、衣類、布団、生ごみ、缶、瓶、段ボール
(4) 堆積の影響	・ 屋内に害虫が発生 ・ カセットコンロの付近に可燃物が堆積しており、火災発生のおそれあり。過去にボヤ騒ぎが発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 夫婦2人世帯 ・ 妻の親族宅に夫婦の往来があり、自宅や病院への送迎も支援
(2) 健康・障害	・ 夫はうつ病、高次脳機能障害等の精神疾患により体調不良であり、医療受診等が必要な状況であるため、医療受診支援機関と連携して、医師のアウトリーチによる受診支援を行ったが本人から理解を得ることが難しいため、訪問看護を導入。また、基幹相談支援センターから障害福祉サービスのヘルパー派遣の導入についても働き掛けを行っているが、居宅に人が立ち入っての介護について理解を得ることが難しい状況 ・ 妻はうつ病、糖尿病ほか多数の傷病により体調不良であり、通院治療、訪問看護及びケアマネジャーによる居宅介護支援を受けているが、ヘルパー派遣や施設介護については理解を得ることが難しい状況
(3) 収入等	生活保護受給
5 対応	
(1) 対応部局	障害者担当部局、生活保護担当部局、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）、基幹相談支援センター、医療受診支援機関
(2) 対応状況	・ 把握当時、妻は体調不良で入院中であり、退院後も体調不良からごみの排出ができず、夫も精神疾患により体調不良であるため、物品が堆積するようになっていた。 ・ 虐待の観点からの対応については、精神疾患のある夫による体調不良の妻を介護する負担や、妻におけるごみの分別など日常生活での判断に関する負担など、夫婦どちらかに負担が掛かるとお互いにけんかしているというのが実態であったことから、緊急性が低く具体的な対応は必要ないものと判断

区分	内容
	・夫婦共に在宅生活を送りたい意向があるため、生活環境の整備のためにヘルパー派遣などの在宅での福祉サービスの導入を検討。そのためには家屋内の堆積物の撤去が必要であることを伝えたところ、妻は自身で仕分けして撤去したいという意向を示すものの、体調不良により積極的な片付けは実施されておらず、夫は精神疾患があるため、堆積物の仕分けや処分の判断を妻に委ねている状況 ・対応部局の職員が排出支援を実施したこともあるがはかどらず、自力での排出が困難な堆積状態であるため、民間事業者への委託について、貯蓄するための目標額を把握するためにも見積り依頼を勧めたが、捨てるものにお金は払えないと拒否
(3) 令和4年10月の状況	・妻の介護による夫の負担軽減のため、妻の治療を支援しつつ、夫については妻が入院することになっても単身で生活できるよう、ヘルパー派遣の利用の提案や、配食等の生活支援サービス利用のための手続を支援。夫婦共に施設介護も検討したが、在宅生活を送りたいという意向に沿うよう在宅サービスの導入を勧めているものの、居宅に人が立ち入っての介護について理解を得ることが難しい状況 ・居住宅の家賃は生活保護制度における住宅扶助基準額を超過しているため、生活保護担当部局が居住者に対し転居指導を実施。夫婦は転居の希望はあるものの、そのために堆積物の処分等を行うための委託費用が負担できず、生活保護費から儉約して用意する必要があるところ、堆積物の撤去については自身で行いたいという意向あり
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年1月
(2) 端緒	地域包括支援センターから、ライフラインが停止し、生活に困窮している世帯について相談があり、地域福祉担当部局が現地訪問したところ、「ごみ屋敷」状態であることを把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、缶、瓶、ペットボトル、容器包装プラスチック、衣類、家電製品、家具、がれき、木材等
(4) 堆積の影響	周辺への影響はないが、敷地内が廃材置き場になっており、周辺住民から苦情あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子2人の3人世帯
(2) 健康・障害	親の介護申請を働き掛けたが希望なし
(3) 収入等	地域包括支援センターの支援により子が就労
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域福祉担当部局
(2) 対応状況	・重層的支援体制整備事業のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を地域包括支援センターに委託していたことから、本件の相談につながった。その後、同事業の支援会議において、上記対応部局で対応を協議。社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付、食糧支援等を実施するとともに、地域包括支援センターの支援により子が軽作業の就労に至っており、今後、ハローワークでの就職活動につなげる予定 ・地域包括支援センターから居住者に対し、堆積物の撤去や金銭管理、生活環境の改善について働き掛けを行っているが、居住者は自分たちでできると主張するものの、改善がみられない。 ・堆積物のうち鉄くずについては、収入を得るための手段として売却するなど、有価物と認識。家屋内の堆積物については、排出する意思が示されず、他人の立入りを望まないため、詳しい状況は不明
(3) 令和4年10月の状況	地域包括支援センターが働き掛けを継続しているが、居住者において、堆積物の撤去に限らず、金銭管理や生活環境の改善を行う意思がないため、行政の支援とかみ合わず解消が困難な状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年2月
(2) 端緒	近隣住民から、屋外の堆積物の放置等について苦情があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	家庭ごみ、古紙
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、一度は理解を得られたものの、その後態度を変え、「「ごみ屋敷」と言われるような状態ではなく、市区に見られる必要はないため、監視しないしてほしい」と主張 ・周辺住民との関係では、本人は町内会費を支払っていない一方、ごみ集積所の利用時に周辺住民に監視されるとするなど、問題がある様子 ・堆積物が廃棄物であると認識はしているが、市区の訪問を拒絶し、総量は増えていないが片付けもされていない状況
(3) 令和4年10月の状況	・対象地の見守りを継続。本人が市区の訪問を拒否しているほか、近隣に居住者がなく現に困っている人がいないこともあり、関係性が悪化しないよう距離感をもって接触することに苦慮している状況 ・別居の子が対象地の片付けを行ったこともあったが、その後再び物品が堆積していることを確認
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年3月
(2) 端緒	周辺住民から福祉担当部局に対し、堆積物の放置等について通報があり、同部局から連絡を受けた「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	ゲーム機、自転車、生ごみ、ペットボトル、缶、瓶、段ボール、書籍、健康器具等
(4) 堆積の影響	・家屋内に悪臭あり ・家屋内に害虫が多数発生し、容易に目視可能 ・家屋内に可燃物を含む物品が腰丈程度まで堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯 ・別居の兄がおり、対象地の片付けについて協力あり
(2) 健康・障害	・統合失調症等 ・介護サービス（訪問看護）を導入したいが、ヘルパーが入ることができないほど屋内に物品が堆積していた。 ・服薬管理のため訪問看護を利用
(3) 収入等	障害年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、保健所、都道府県精神保健福祉センター
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、本人は片付けを希望する意向を示す。 ・本人の状況を鑑み、都道府県精神保健福祉センターのアウトリーチ支援事業を活用し、保健師等から医療面の助言等を実施することで、通院・服薬につなげる。 ・戸籍調査により把握した別居の兄に接触したところ、協力を得られ、本人と共に片付けを実施
(3) 令和4年10月の状況	・定期的な対象地の訪問、指導を継続。訪問時には堆積物を一部回収 ・本人と兄により片付けが行われているが、堆積物が大量にあるため、自力での解消は困難。民間事業者への委託が必要だが、費用の工面が課題
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年3月
(2) 端緒	高齢者担当部局が対象世帯への支援に際し、家屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	居住者が仕事用に大量に仕入れた未使用物品
(4) 堆積の影響	影響なし
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	親（高齢者）と子の2人世帯
(2) 健康・障害	親は身体障害及び精神障害あり（精神保健福祉手帳保持）
(3) 収入等	子の就労収入と親の年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	高齢者担当部局、障害者担当部局、「ごみ屋敷」対応ガイドライン担当（福祉担当部局）、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー）、介護サービス事業所
(2) 対応状況	・重度の精神障害がある親の在宅支援のため、介護保険サービスの利用を図り、事業所において訪問看護、訪問介護等のサービスを複合的に行うとともに、扶養者である子の相談支援を実施 ・子の介護負担を考慮し、市区では親の医療機関への入院加療も検討したが、調整がつかず在宅介護による支援を継続。 ・市区では対象世帯の支援について、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を活用して、高齢者担当部局、障害者担当部局等の各部門における支援の方向性を共有。その結果、親について介護保険サービスと共に、障害福祉サービスの利用を調整 ・堆積物については、子からは不要品が排出できず住環境の整備が必要との発言が聞かれたところ、また、事業所においてヘルパー支援を行うため、双方の関係性構築に向け、市区の対応部局の職員が排出を支援
(3) 令和4年10月の状況	排出支援後、親の生活支援について介護保険サービスで不足する部分を障害福祉サービスで補い、子の介護負担軽減を図っている。
(4) 再発防止の実施	介護保険サービスによる訪問介護や障害福祉サービスによる介護給付等

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年4月
(2) 端緒	居住者から地域包括支援センターに対し、生活困窮等について相談があり、現地訪問したところ、屋内の堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（借家）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、書籍、洋服、家電、日用品等
(4) 堆積の影響	屋内に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・ 男性（高齢者）と女性の2人世帯。血縁・婚姻・内縁関係はなし ・ 男性に別居の親族がおり、市区の対応について協力あり
(2) 健康・障害	男性は認知機能の低下の疑いあり。また、対応期間中に末期がんにより入院
(3) 収入等	就労収入と年金収入があるものの、借金等があるため、生活に困窮している状況
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター
(2) 対応状況	・ 重層的支援体制整備事業（移行準備事業）のアウトリーチ支援により、地域包括支援センターが対象地を訪問し、対象世帯の状況を確認。物品堆積の問題だけではなく、借金や家賃が高額であることなどによる生活困窮などの問題があり、支援が必要な状況を把握 ・ 主な堆積者である男性は、堆積物について撤去の意向を示しているものの、必要な物と不要な物の判断に迷う状況がみられ、生ごみなどはごみ集積場に排出している一方、不要物が放置されて堆積しており、生活困窮のため民間事業者へ委託することも困難な状況。また、施設入所を希望する相談があったため、別の地域包括支援センターの協力を得て、施設見学等を実施 ・ 本人の施設入所と併せて女性も転居することを提案し、転居と併せて堆積物を撤去することを助言したが、本人の親族や女性から反対もあったため、自宅での生活を継続 ・ その後、本人が体調不良により救急搬送されて入院となり、末期がんと診断されたため、自宅に帰ることは困難な状況となった。
(3) 令和4年10月の状況	女性に転居を助言しつつ、本人の子にも協力を依頼して、堆積物の撤去について調整中
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年4月
(2) 端緒	周辺住民から、堆積物の公道上への越境について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	敷地外まで
(3) 堆積物の内容	事業用廃棄物（浴槽、木材、サッシ、断熱材、パイプ、鉄くず）
(4) 堆積の影響	敷地内の堆積物が大量のため倒壊のおそれがあり、公道にも越境
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯であるが、主な堆積者は居住者の別居している子
(2) 健康・障害	子は精神障害あり（親からの聞き取りであり、福祉サービスの受給状況等は未確認）
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	道路担当部局、環境担当部局
(2) 対応状況	・ 通報を受けた環境担当部局が対象地を訪問し、居住者に接触したところ、道路担当部局から指導を受けていることを本人から聴取したため、道路担当部局に対応を引継ぎ ・ 本人は、堆積物は別居の子が収集しているものであり、ごみではなく所有物であると主張。環境担当によるごみの出し方の指導及び道路管理者である建設担当による撤去指導により、子が少しずつ片付けているものの、市区では子に直接接触することができないため親にしか指導できないところ、子から市区に連絡するよう親に手紙を渡したこともあるが、親自身は子から怒られるため片付けられないと主張 ・ 堆積物の公道への越境については、道路法の禁止行為に該当するため指導を行い、多少の改善はみられたものの、堆積物の解消には至っていない状況 ・ 親からの聞き取りでは子は精神障害があるとのことであるが、障害者手帳の所持状況や福祉サービスの受給状況については未確認
(3) 令和4年10月の状況	道路担当部局による指導を継続
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年5月
(2) 端緒	対象世帯の子を支援している障害者担当部局が、娘の祖母のケアマネジャーから、娘の父親が入院したことに伴う世帯全体の支援について相談を受けたため、現地訪問したところ、堆積物の放置等を把握
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	生ごみ、弁当等の容器類、雑誌、ペットの糞、ペットボトル、缶、瓶等
(4) 堆積の影響	・生ごみや多頭のペットの糞尿に由来する悪臭あり ・屋内に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	祖母（高齢者）、両親、子、親族の5人世帯
(2) 健康・障害	・子は知的障害あり（療育手帳B1） ・祖母は要介護1、軽度の認知症 ・父親は要介護3、腎臓が悪く、転倒骨折し入退院を繰り返している ・母親は判断能力が低く、知的障害の疑いあり ・親族はひきこもり状態
(3) 収入等	祖母と父親の年金収入、子の就労収入と障害年金収入があり、収入総額はそれなりにあるが、入退院を繰り返す父親の医療費が高額であるほか、返済能力を超えた物品の購入などの散財もみられる。
5 対応	
(1) 対応部局	地域包括支援センター、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、高齢者担当部局、保健所、介護事業所（ケアマネジャー）、計画相談支援事業所
(2) 対応状況	・対象世帯は介護、障害、生活困窮、多頭飼育と複合的な課題を抱えていることから、基幹相談支援センターを中心とした上記対応部局による支援チームを構築し、定期的に会議を開催して対応方針を検討。父親の退院後の生活を送りやすくするほか、世帯全体の支援のためにも、堆積物の撤去と多頭飼育の崩壊状態になっているペットの保護を行って生活環境を整備し、ヘルパー派遣の導入を目指すこととした。 ・家族に対し堆積物の撤去について指導したところ、全員から撤去の意向が示されたが、判断能力が乏しいためごみ出しが正しく行えず、自力での撤去は困難であったため、家族の同意を得て、社会福祉協議会を中心とした撤去の支援を実施し、ある程度の堆積物を撤去 ・堆積物全体の撤去については民間事業者による対応でなければ難しい状況であったため、費用を工面して委託することを調整していたが、そのめどが立たなくなったため実施に至らず停滞

区分	内容
	・多頭飼育の崩壊状態にあるペットについては、保健所と協力して、引取り手を探したり、避妊手術を順次行うなど、これ以上増えないように対応中
(3) 令和4年10月の状況	・支援チームにおいて定期的に対象地を訪問。家族に対してはごみ出し等を指導しているものの、堆積物が徐々に増加している状況 ・撤去費用を捻出するため、家計改善等の支援を検討
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年5月
(2) 端緒	警察署から、家屋内の堆積物の放置等について情報提供があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	可燃ごみ、容器包装プラスチック等
(4) 堆積の影響	・隣地との境界において、生活に耐えられない悪臭あり ・害虫等が多数発生しており、容易に目視可能
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	病気、障害等なし
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、地域包括支援センター、警察署
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、本人は片付ける意思を示し、市区による排出支援の提案にも同意をしたものの、排出作業について相談する段階になると、本人と接触することができなくなる。 ・地域包括支援センターにおいても支援のため本人との接触を試みているが、接触できていない状況
(3) 令和4年10月の状況	排出支援による改善を目指しているが、本人と接触できず、堆積物は増加している状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年6月
(2) 端緒	近隣住民から、屋外の堆積物の放置等について苦情があり、「ごみ屋敷」条例担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（居住形態不明）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	家庭ごみ、粗大ごみ、瓶、ペットボトル
(4) 堆積の影響	敷地内に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯
(2) 健康・障害	不明
(3) 収入等	不明
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）
(2) 対応状況	・「ごみ屋敷」条例担当部局が対象地を訪問し、居住者に対し堆積物の撤去について指導したところ、一度は理解を得られ、自身で堆積物を排出して一時的に堆積量が大きく減ったものの、その後は大きな変化がなく、根本的な解消には至っていない。 ・ごみの認識や排出の必要性は認識しているものの、町内会活動に参加できなかったためごみ集積所の利用を断られ、ため込むようになってしまったとしている。 ・一方、堆積物の中にはごみ集積所から収集したと思われるごみ袋が大量にあり、本人は持ち去りを否定しているものの、市区職員において持ち去りを目撃されている。
(3) 令和4年10月の状況	定期的に対象地を訪問しているが、本人は市区の関与を拒んでおり、態度の硬化がみられる状況
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年7月
(2) 端緒	生活保護担当部局から、対象世帯の居住者の施設入所と屋内の堆積物の撤去について相談があり、高齢者担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	集合住宅（賃貸）
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	被服、新聞等の紙類、空き容器等
(4) 堆積の影響	屋内に悪臭あり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	単身世帯（高齢者）
(2) 健康・障害	・軽度精神発達遅滞（精神障害者保健福祉手帳2級） ・要支援2、通所介護を利用
(3) 収入等	・年金収入あり ・生活保護受給。施設入所に伴い保護は廃止
5 対応	
(1) 対応部局	生活保護担当部局、高齢者担当部局、養護老人ホーム
(2) 対応状況	・居住者は、家賃滞納により家主からアパートの退去勧告を受けていたところ、生活保護を受給しており、家賃滞納による転居を繰り返していたため、再度の民間賃貸住宅への転居は認められず、施設入所について検討。本人は高齢で軽度の精神障害があるものの、日常生活動作は自立しているため、養護老人ホームへ入所することを決定 ・家財に関しては、入所前に生活保護制度の家財処分料を活用して撤去することとしていたが、本人に対して、施設入所までに保管する物品と撤去する物品の仕分けを指導したものの、入所までに本人の仕分けが間に合わずに生活保護が廃止となり、家財処分料が活用不可となった。 ・そのため、本人、市区職員、養護老人ホーム職員により、アパートの退去期限までに堆積物を撤去予定
(3) 令和4年10月の状況	物品について本人に強いこだわりと優柔不断な部分があるため撤去がなかなか進まず、退去期限までに撤去できるかは不透明な状況
(4) 再発防止の実施	－

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年8月
(2) 端緒	対象地の居住者の弟（別居）から公営住宅担当部局に対し、屋内の堆積物の放置等について相談があり、情報提供を受けた地域包括支援センターが現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	公営住宅
(2) 物品の堆積場所	家屋内のみ
(3) 堆積物の内容	生活ごみ（生ごみを含む）
(4) 堆積の影響	屋内に害虫が発生
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	・単身世帯（高齢者） ・居住者の弟と子がそれぞれ別地域に在住
(2) 健康・障害	認知症の疑いあり、要支援1（介護サービス利用はなし）
(3) 収入等	年金収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	「ごみ屋敷」条例担当部局（環境担当部局）、高齢者担当部局、公営住宅担当部局、地域包括支援センター
(2) 対応状況	・地域包括支援センターにおいて、認知症高齢者である居住者への福祉的支援の観点から信頼関係を構築するため、対象地を訪問して本人と接触し、堆積物の排出支援について提案 ・当初、本人は堆積物の撤去についても拒否の姿勢を示していたが、市区が訪問を継続したことで次第に撤去の意向を示すようになった。ただし、現状では本人が市区の家屋内への立入りは拒否しているため、大人数による撤去の支援は困難であるほか、堆積物の中に別居の子の所有物もあるとしているため、公営住宅担当部局から子に対し、堆積物の撤去について連絡を試みているが、現時点では連絡がついていない状況
(3) 令和4年10月の状況	別居の子への接触を試みるとともに、地域包括支援センターにおいて、定期的に対象地を訪問し、庭の掃除をするなどにより本人との信頼関係の構築を継続
(4) 再発防止の実施	-

区分	内容
1 解消・未解消	未解消
2 把握	
(1) 時期・期間	令和4年9月
(2) 端緒	周辺住民から、屋外の堆積物の放置等について通報があり、環境担当部局が現地確認
3 「ごみ屋敷」の状況	
(1) 家屋形態	戸建住宅（持家）
(2) 物品の堆積場所	家屋の外の敷地内まで
(3) 堆積物の内容	紙ごみ、缶、瓶、ペットボトル
(4) 堆積の影響	屋外に可燃物を含む物品が堆積しており、火災発生のおそれあり
4 居住者の状況	
(1) 家族の状況	近隣住民等からの聞き取りでは兄弟2人世帯とのことだが、居住実態なし
(2) 健康・障害	弟は入院中（病名等不明）
(3) 収入等	就労収入あり
5 対応	
(1) 対応部局	環境担当部局、地域包括ケア担当部局
(2) 対応状況	・環境担当部局が対象地を訪問したものの、居住者に接触できず、近隣住民等に聞き取りを行ったところ、兄弟2人世帯であるとのことだが、弟は長期入院中で、兄は勤務先の寮に居住しており、対象地にはほとんど帰ってこないことを把握 ・2人とも障害があるということも聞き取れたため、地域包括ケア担当部局や障害者担当部局などの福祉担当に状況を確認中
(3) 令和4年10月の状況	福祉担当に事実確認中であり、居住者と接触できていないものの、周辺住民の見守りにより、何かあれば市区まで連絡を貰う体制を構築
(4) 再発防止の実施	－